

と思つたに再び女院の言によつて道兼の弟道長御堂に内覧の宣旨下り、隨身兵仗まで賜つたため、益不平で自暴自棄の舉動をなし、道長は機を見て彼を除いて己の地位を安定にせんと計つた結果、彼が女院を呪詛し、弟隆家が花山法皇に矢を射かけたこの罪名で、兄弟共に配流せられて終つた。

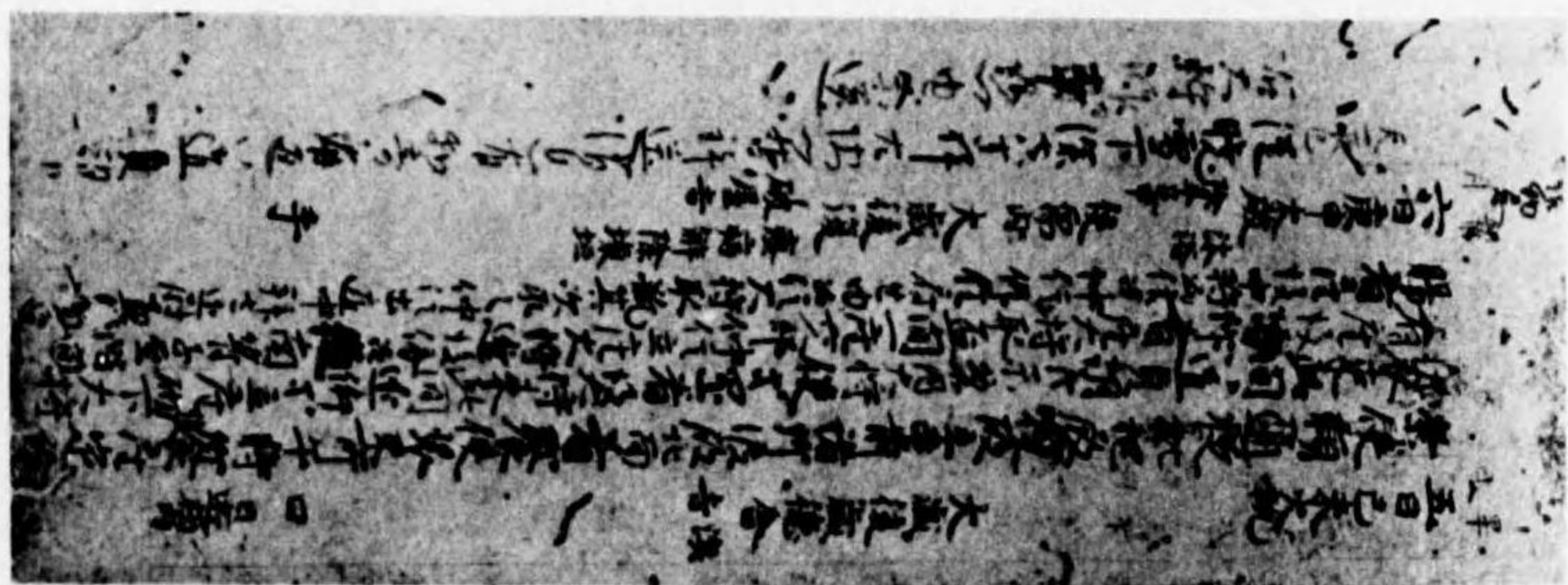
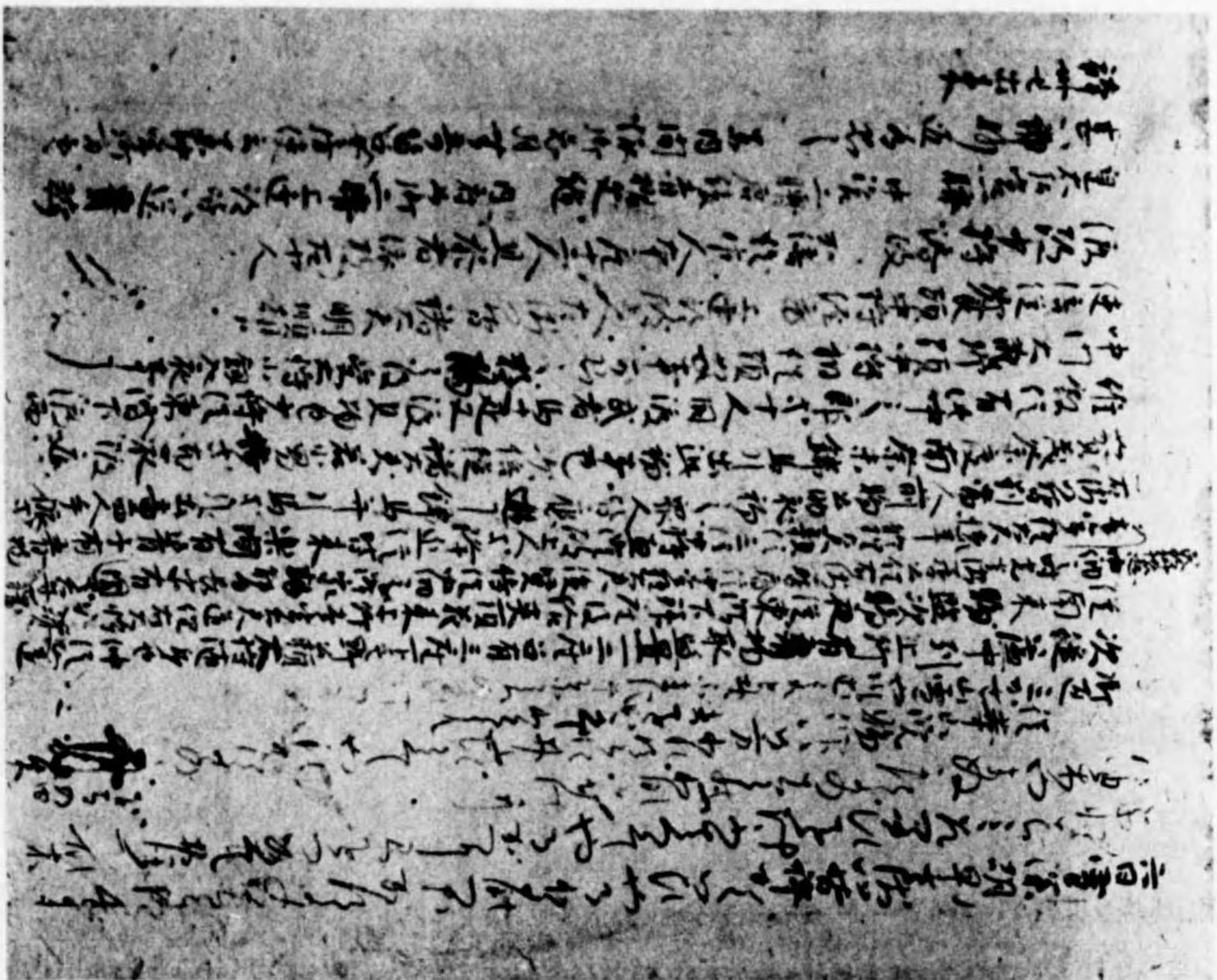
道長と外戚關係

道長の専横

かくて基經の流れも一時幾つかに分れたが、兼家以來その系統に定まり、兼家の三子の間を迷つて居た流れも道長に歸して多年の内訌も納まり、初めて安定の域に入ると共に、藤原氏の勢力も極盛期に達した。皇室との血縁關係も濃厚を極め、彼の女は一條彰子、三條次女、後一條威子、後朱雀四女、四代の中宮となり、その腹から、後一條・後朱雀共に一條の皇子、後冷泉後朱雀の皇子、三代の天子を出した。かくなる間には一條天皇の中宮定子の在したのを皇后として彰子を中宮とし、同時に二人の正室ある新例を開いて、三條天皇にもこれを繰返して居り、天皇の一宮敦康を措いて彰子の所生二宮三宮を立て、後一條天皇の即位を早めため、三條天皇に屢御讓位を促して「心にもあらで憂世に長らへば戀しかるべき夜半の月かな」の御製を見、その皇子小一條院敦明を東宮としながら壓迫して位を辭せしめ、又或は未だ幼齡であり彰子十二歳 一條天皇二十歳、或は天皇より年長で叔母威子二十歳 後一條天皇十一歳に當たるをも入内せしめた等不都合な専横も屢行はれたが、滿廷の公卿皆彼の意を迎へるに努め、一人の非議するものさへ見なかつたのである。三條天皇の皇后師尹の子濟時の立后の際、公卿が中宮妍を憚つて參内せずして儀式を困難なら

公卿の阿諛

道長日記現存十三卷中長保六年二月の條で、具注曆に書かれて居る。左はその裏書で、次從歴中以下は五日の條に續くのである。五日は皇子賴通が春日祭使となつて社參することを知り、六日は華山法皇及び藤原公任との歌の贈答を述べて居る。



六、藤原道長兼御堂關白記（公傳近衛文房氏藏）

法成寺無  
量壽院

道長の威  
望

しめ、小一條院東宮の際は東宮職さへ出仕しなかつたのが、東宮を辭されて道長が五女子を妃としたため、却つて參向するものを増した等、阿附の甚しきを見るべきである。地方官もこれに劣らず、彼の家の焼亡を聞いては、諸國の守競つて任を捨て、見舞のため上洛し、その再築に方つては何れも競つて助力を申出で、ために一人に殿舎の間宛を分擔せしめた程であつた。後一條天皇御即位の翌年元仁攝政元年を長子頼通に譲り、次いで落飾したが同三これと共に己の京極第の東に法成寺無量壽院を建て、移り住んだ。この建立のためには宮中神泉苑の石をも移し、諸國守には復一人一間を分擔せしめ、公事を緩うするもこの役を怠るなかれと令した程で、その莊麗全く古今に絶して「極樂淨土の此の世に現れにける」と思はれ、供養には天皇・三后・東宮以下列せられた。かくて政權を握ること三十餘年、自らも「此世をば我世とぞ思ふ望月の缺けたることもなしと思へば」小右と誇り、世の人も「徳如帝王、世之興亡只在我心」同上寛仁二年六月六日と記し、史家も「萬の事の中にたゞ今の入道殿下の有様、古を聞き今を見るにも、二つもなく又三つもなく、ならびなくおはします、たとへば一乘法の如し、御有様の返す返すめでたきなり、世間の太政大臣攝政關白と申せど始終とめでたき事はえおはしまさぬ事也、天下大臣公卿の御中に、このたからの君のみこそ世にめすらかにおはすめれ」大と激稱した。大鏡・榮華物語はこの盛な有様を頌するために作られたものである。萬壽四年 六十二歳

頼通の攝政

藤原氏の衰微

貴族政治の弊

刀伊の入寇

藤原隆家の撃攘

道長の子頼通父の餘烈を受け、後一條・後朱雀・後冷泉の三代五十餘年間攝關の地位にありて勢威を維持し、宇治に營んだ平等院の阿彌陀堂は今猶存して當時の榮華を偲ばしめる。されどその勢力が既に峠を越したことは、頼通及び弟教通が共に女を後朱雀・後冷泉の二代に入れ奉つたけれども、不幸にして皇子を得ず、後冷泉天皇の東宮は三條天皇の皇女子子の所出であつたため、頼通は東宮に傳へる壺切の劔を奉らず、宇治に屏居した程で、彼が關白を辭し、後冷泉天皇崩御治曆四年四十四歳の後、弟教通が關白に任じて、藤原氏と縁のない東宮後三條天皇の即位となつて、政權も急に移動を見るに至るのである。

藤原氏の專權時代は即貴族政治の爛熟の極に達した時であるが、彼等が經國濟民の務を顧みず、先例故格の詮議を政治家の第一の資格と考へ、恒例臨時の儀式や、詩歌管絃の遊興に没頭して居たことは、頓て武門武士の新勢力の勃興と共にその地位を讓るべき所以に外ならない。彼等が如何に形式に拘はれて居たかは刀伊の入寇に對する態度にて明に察せられる。黒龍口附近に居た黒水靺鞨は契丹の發展によりこれに従へられて女真と稱したが、我國では韓語の夷狄を意味する刀伊を以て呼んだ。當時契丹が専ら南方宋と争へるに乘じ、彼は漸く四方に勢力を振ひ、後一條天皇の寛仁三年突如我國に入寇するに至つた。彼は高麗を襲ふた勢に乘じ、五十餘艘を以て先我對馬・壹岐を襲ふて、殺戮焚掠を恣にし、壹岐守藤原理忠を殺した上、筑前の海岸に迫つた。この時太宰權帥であつた藤原隆家は剛直

朝廷の態度

武士の勢力

藤原氏及び平氏

源氏と藤原氏

を以て聞え、「やまと心かしこくおはする人」鏡大であつたから、急に兵備を整へ、太宰府の兵の外、九州の住人を招いてこれを防がしめた。秋月氏の祖大藏種材たねきが、七十の老齡を以て真先馳て賊を破つたのはこの時である。このため賊は肥前に轉じたが、こゝでも松浦黨の祖前肥前介源知が奮戦して撃退したため、賊も志の遂げ難きを見て歸り去つた。然るにこの外寇撃攘に對する朝廷の態度を見るに、隆家が戦功者の恩賞を請うた際、その働が追討の命の達しない以前であるため、行賞に及ばぬとの意見が、當時の才人藤原公任・同行成等によつて唱へられてゐるには驚かざるを得ない。流石にこれに對しては反對者もあつて、小右記の筆者小野宮實資等種材を壹岐守に任ずる等行賞が行はれたが、主動者たる隆家には何の恩賞もなかつた。

かくの如く政治の何たるかをも理解し得ない公家貴族がその勢力を維持し得たのは、一面に於て武士豪族が彼等の爪牙となつて、軍事警察の事を務めたためであつた。將門純友の亂以後、藤原秀郷の子孫が代々鎮守府將軍となつて五代將軍の名を得、平貞盛の孫餘五將軍維茂も驍勇の聞え高かつたが彼等の流の東國に蔓延する間に、源經基の子孫たる源氏は、京の藤原氏と深く結んで益勢力を張り、武門の棟梁たる地位を占むるに至つた。

經基は清和天皇の皇子貞純さだゆみ親王の子で源氏を賜はり、武藏介・上野介等に任せられたが、その子滿仲

攝津多田莊<sup>多田莊</sup>は安和の變に關係して藤原氏に親しみ、兼家の爪牙として勇名を輝かした。その子頼光亦兼家道長に仕へ、兼家の二條京極第の落成には馬三十匹を贈り、道長の京極第の出來た際には善美を盡した家具一式を贈つて時人を驚かし、希有のこととしてその目錄が公家の間に轉寫せられた程であつた。  
小右 頼光の弟頼信も道兼・道長に仕へてその庇護を受けたが、平忠常の亂の鎮定はその威望の盛であつたことを示して餘りある。

平忠常の叛

忠常は高望王の子鎮守府將軍良文の孫で、前上總介であつたが、二總の間に勢力あるを恃んで專横なこと多く、後一條天皇の御代には遂に上總の國府を陥れ、安房の國守を殺すに至つた。茲に於て朝廷では平貞盛の曾孫檢非違使直方等を遣し、東海・東山・北陸の兵を以て討たしめたが、二年を経てもその效なきため召返し、新に頼信を甲斐守として鎮定に當たらしめた。然るに忠常はこれを聞き、自ら甲斐に赴いて降を請うたから、頼信は、「不<sub>レ</sub>駭<sub>二</sub>士民<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>費<sub>二</sub>所部<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>擊<sub>二</sub>鼓<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>振<sub>二</sub>旗<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>張<sub>二</sub>弩<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>逸<sub>二</sub>矢<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>認<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>攻<sub>一</sub>、居得<sub>二</sub>寇賊<sub>一</sub>」告た程威名が高かつたのである。この亂のため房總の衰弊甚しく、三國殆亡國となり<sup>小右</sup>上總の如き二萬三千町の田十八町に減じたと云はれた。左經 頼信は功によつて美濃守に任せられたが、その子頼義性沈毅にして武略に富み、最將帥の器であつた爲め<sup>陸奥</sup>相模守となつて東國に下るや、東國で弓矢取るもの皆争つてその門に馬を繋いだ。彼が陸奥の亂を鎮定し得たのも

源頼信の武威

源頼義の武威

奥羽の形勢

この東國の武人を用ゐたため、源氏と東國武士との關係を益深くすることとなる。

安倍頼時の勢力

頼義の下向

頼時の叛

奥羽の蝦夷は平安朝の初以來久しく無事で、陽成天皇の朝一度出羽の蝦夷が叛いて秋田城を陥れたため、藤原保則が鎮定した位に過ぎない。政府の威力が地方に及ばず騷亂の激しいこの頃、蝦夷の服してゐたのは全く俘囚の頭目陸奥の安倍氏、出羽の清原氏が非常な勢力を有し、これを抑へて居たためである。安倍氏は頼時に至つて勢力最盛になり、衣川以北六郡<sup>膽澤、江刺、和賀、種賀、紫波、岩手</sup>の地を占め、國司に對悍して公事係役をも務めなかつたから、國守藤原登任<sup>なると</sup>が奥羽の兵を發して討つたが敗れた。このため朝廷は源頼義を陸奥守兼鎮守府將軍として陸奥に遣したが、頼時もその威名に服して命を奉じたこと、宛も平忠常の頼信に於けると同様であつた。かくて永承六年から天喜四年まで一任五年間無事であつたが、終任の年膽澤の鎮守府へ行つた際、權守藤原説貞の子光貞と頼時の子貞任との間に衝突を生じ、頼義が貞任を罰せんとしたため、頼時は一族と共に復叛くに至つた。朝廷は頼義の重任を命じ、頼時を討たしめ、頼義は俘囚安倍富忠を説いて味方とし、力を協せて頼時を討ち翌年これを誅したが、貞任勢力絶倫で、弟宗任と結んで服せず、勢力大いに張つた。頼義は朝廷に奏して兵士糧食を請うたが、諸國勅命を奉じないため兵食來らず、屢苦戰に陥り、再び任期が過ぎても討平することが出來なかつた。然るに康平五年、出羽の俘囚の長、清原光頼・同武則の兄弟が頼義の請を納れ、武則が大兵を以て助け

清原氏の來援

十二年合戦と前九年の役論功行賞と朝廷の態度

に來たため大に力を得、小松柵・衣川柵・鳥海柵陸中膽澤郡西根村鳥海・厨川柵同巖手郡厨川村安倍館等を陥れて、貞任を殺し宗任を降した。かくて頼義の赴任以來十二年だから古くは十二年合戦といひ、實際の戦つた年によつて後には前九年役と稱した。この功により武則は從五位下鎮守府將軍に任せられ、安倍氏の舊領を併せて益勢力を得、頼義は正四位下伊豫守に、その子義家は從五位下出羽守に任せられた。然るに頼義は部下の軍功ある將士の恩賞を奏請しても遷延して行はれなかつたため、任國伊豫に下るを得ざること二年その間の年貢を私物で進濟した程であつた。かくて一亂は一亂毎に政府の力は豪族武人に制せられるのみならず、朝廷亦彼等に任せて自ら關係することを避ける様になり、更に後の後三年役になると全く私闘として顧みぬに至るのである。而してこれ即兵馬の權が武人の手に移り、藤原氏の勢力を根柢から覆すに至る基であることを少も知らなかつた。否武人自らも己の力を認識するに至らず、源氏が王孫の貴種としてその武力は遠く藤原氏を凌いで居るにも拘らず、齡古稀に近づくまで長年邊境に風雪を冒して赫々たる武勳を立てながら、僅に四位の國守に任せらるゝを以て無上の譽とし、藤原氏に伺候してその爪牙たるに甘んじてゐたのである。これ人心全く先例故格に支配せられて、「藤氏獨り貴顯の位地に居り、之を父祖に受けて之を子孫に傳ふるを得るものは、宿因内に發し、善縁外に顯はれたる果報にして、果報の盡きざる間は神佛これを加護する故に、惡魔も亦之を害する能はず、何ぞ況

武士の無自覺

んや人間の議する所ならんや」保元と信じ、物語「御裳濯川の御流海内を治めおはしまして、春日明神の御子孫朝政を輔け給ふ」を以て、天照皇大神の弟天兒屋命に「我子孫は此國の主として萬民を憐まん、汝が子孫は臣として國の政を助けよ」と約束せられたためとまで言傳へた程であつた。源平盛衰記ためである。而して武士がその力を自覺するに至るは、武力の勝敗が政權の移動を效果することを眼前に見せられた保元の亂以後である。

## 第十九章 藤原時代の文化

藤原時代の  
文化の特  
質

藤原時代の文化は貴族的・私的・女性的・遊戯的であつたが、初めて全く同化せられた純日本文化として特に注意すべきである。

貴族的

政治上に於ても平安朝初期迄は兎に角朝廷が中心であり、地方政治にも力を盡され、蝦夷征伐、大陸との國際關係等國家的事業も少くなかつたが、藤原時代になつては全く貴族である藤原氏が政權を獨占し、地方は唯彼等貴族の榮華に要する物資の榨取所としてのみ見らるゝ有様であつた。されば一般文化に於ても貴族文化の完成期で、その範圍も帝都及びその附近の貴族社會に限られ、従前の國學國分寺の如き多少なりとも地方文化の中心となつたものさへも衰滅して終つた。その性質も貴族的で彼等の榮華の粉飾に過ぎないことは申すまでもない。貴族的であることは又公に對する私的性質を導き出す。政治が國家の政治でなく藤原氏の政治であり、その藤原氏の勢力も皇室の外戚といふ私的關係が基礎をなし、國有であつた土地の大部が私有の莊園と化した如く、文化も公共的性質を失つて個人的・室内的となつた。

遊戯的

貴族的であることは他面に於ては遊戯的傾向を來たし、政治も形式に流れ、恒例の儀式や詩歌管絃

女性的

の御遊が朝廷の仕事であり、故事に通じ詩歌管絃に長じたのが才さいの標準であり、容姿が人物の價値の第一であつたのもこのためである。文物宗教の遊戯的なると共に、詩歌草蟲等の物合せも盛であつた。女性的傾向もこれに關聯するもので、賀茂眞淵が、大和は丈夫の國、山城は婦人國と言つたのは和歌のみではない。平安の貴族は大奥の長局の擴大に過ぎない有様で、優美纖麗であつても雄渾豪壯は望むべくもなかつた。かくの如き時代に感傷的で悲哀の氣分の満ちて居るのも自然である。日月の蝕、慧星の出現を恐れ、物怪に怯え、盜賊を恐れるのみか、花の散り月の傾くにも涙を絶えさなかつた。

文化の同  
化融合

文化の同化は既に前期の終にその徴を現はしたが、遣唐使の廢止と唐の滅亡は支那文化の崇拜輸入を減じ、我國独自の文化の發達を見るに至つた。思想・宗教・文學・美術等に模倣を去つて同化融合に進み、これと共に、自らその價値を自覺して、これを他國に誇示せんとするに至つたのである。

漢文學

文學に於ては前期に隆盛を極めた漢文學は菅原・大江二家の家業となり、菅家に文時・輔正、江家に維時・匡衡等を出し、その他源順・同爲憲・藤原有國等が現はれたが、詩文は唯綺語麗句を並べるのみであり、且漸く和臭多く、内容も和歌と選ぶなきものとなつた。歌合せと共に詩合が行はれたのみならず詩と歌とを合せる和漢又は漢和も盛に行はれ、詩歌の遊戯的性質を發揮した。

和歌の復  
興古今集

和歌の復興は初期に端を發してゐるが、古今和歌集二十の勅撰はその具體化であり、又劃世的影響

後撰集  
拾遺集  
歌風の變  
化

を與へたものであつた。これ醍醐天皇の勅を奉じ、紀貫之・同友則・凡河内躬恒・壬生忠岑が萬葉集以外の和歌を集めて延喜五年に奏上したもので、明に漢詩の勅撰に倣つたものであり、貫之の書いた序に和歌を論じたのも漢文學の修辭論の翻案に過ぎないが、漢詩から和歌に移つた所に文化の推移が見られ、且萬葉集以外の和歌とは言へ、實は撰者の歌の最多數を占めて居るのも歌運復興の意氣の如何に盛であつたかを示してゐる。次いで村上天皇の勅により、梨壺の五人即大中臣能宣・清原元輔・源順・紀時文・坂上望城等後撰集を撰んだが、これには撰者の和歌を入れず、当代人は貴人のみで、古人の和歌を主とした。更に一條天皇の朝には拾遺集の撰があつたが、撰者は花山法皇或は四條公任と傳へ確でない。これを合せて三代和歌集といふ。三代集を萬葉集に比較するに、形式に於ては長歌が殆どなくなり、五七調が七五調となり、三句切が多くなつた。これは貴族生活の圓熟がその用語の發達となり、手爾乎波の多い流暢な言語が喜ばれるやうになつたためであらう。このため調子も雄健から優麗に轉じて來た。生き／＼した感をそのまま表現せず、纖巧な理知的な比喩的な表現法を重んずる様になつたのは著しい特色で頓て癒し難い病根ともなつた。これは歌が貴族社會の才學を誇るべき技藝となり、詩情を述べるよりは口とく應ずるを主とした贈答や、晝贊又は歌合せの題詠等が多くなつたためでもある。當時歌壇に最勢力のあつたのは古今時代の貫之、拾遺時代の公任であらうが、これ彼等の

和歌が時流に傑出したのではなく、唯學博く才氣に富んだためで、歌そのものは貫之は躬經・忠岑にも及ばず、公任は當時の中輞歌人と比すべくもない。

●歌合  
歌の遊戲的傾向は歌合となつた。その起源は平安初期にあるが、優劣を批判し、式目の定つたのは村上天皇天徳四年の殿上歌合せからである。これが知巧的方面を一層助長し、公任の新撰髓腦等歌論の發達を來たすこととなり、後世益この方面に奔つた。三代集時代の歌人として最秀でたものは一條天皇頃に出た和泉式部で、情感内に漲り、才藻外に溢れ、殊更に奇巧を弄せずして詩趣の豊かなこと濟々たる當代歌人の間に群を抜いて居る。赤染衛門大江匡衡の妻亦彼と並び稱せられた。女性的文化の特色は文學をして全く女流の手に歸せしめたこと、歌文共に同様であつた。

●物語の流  
和歌の盛行に續いて、より目覺しい發展を見たのは物語・日記等の散文で、當代文化の最卓越せる遺品として長く後世に影響を與へたものである。伊勢物語の如く當代の情話を集めたものに大和物語が出來、竹取の後を受けて宇津保物語・落窪物語が現はれたが、これ等の事實を主とした戀愛談と架空的物語とが漸く融合して寫實小説の完璧ともいふべき紫式部の源氏物語五十四帖の出現を見るに至つた。源氏は桐壺の帝の子である源氏を主人公とし、彼が天成の美と父帝の愛とにより、理想的女性と思はれる紫の上を初め多くの女性との間に醸される葛藤を描き、源氏の子薫大將を主とした宇治十帖





女性地位  
の向上

一つは貴族社會に於ける女性の地位の向上の結果である。令制の弛廢は男女關係に於ても同様であつて、男子が政治兵馬等の長所を捨て、詩歌管絃の技や、粉黛彩衣を以て女性の心を迎ふるに努めたことは、宮廷婦人をして男子に對抗する氣概と素養をを生せしめた。猶當時和歌の贈答に初まり、男が三夜通つた後、所謂「所あらはし」とて女の親に逢ふ如きも、女性の地位が前代に比し、如何に自由になつたかを示すものであらう。これと共に、藤原氏が外戚によつて政權を得んため、争つてその女を宮中に納れて、寵を内庭に競はしめ、それに伴つて、才女を選んでその侍女とし、殿上人と才藝を闘はして負を取らぬを誇つたことも、影響があつたと思はれる。一條天皇の皇后定子の下に清少納言があり、中宮彰子の下に紫式部・和泉式部があり、道長の妻倫子の下に赤染衛門が出た如き、その著例である。

外戚關係  
と才女

書道の日  
本化

三蹟

上代様

佛教の貴  
族的傾向

書道も延喜の頃小野道風が出て、唐の風を脱した優麗な書風を開いたが、藤原佐理・一條行成・四條公任等續いて出て、益日本式書風を發達せしめた。道風・佐理・行成を前の三筆に對して三蹟と謂ふ。書風の日本化と歌物語の隆盛は、自然草假名の發達となり、優雅な上代様の成立を見た。

佛教に於ても貴族的傾向最甚だしく、寺塔の建立も供養祈禱も、貴族が一身一家のために營むが常で、藤原氏の造營せるものでも忠平の法性寺、師輔の楞嚴院、爲光の法住寺、兼家の法興院、道長の

私的傾向

遊戯的傾向

密教の隆盛  
寺院の俗化

浄土教の萌芽

空也上人

法成寺、頼通の平等院等その數頗る多い。而して法成寺・平等院の如く彼等の邸宅を直に寺とせるが少くないことは、加持祈禱に於て天變地異疫癘等に關するものとともに、安産延命等の多いと併せて、私的性質の甚しいことを示して居る。遊戯的傾向もこれに伴ひ、一般の信仰は淺薄で、寺塔の莊嚴供養の盛大も、彼等の官能を樂ませるに過ぎぬ場合が少くなかつた様である。治安元年の法成寺西北院の落成式に、十二三の雜僧に紅粉を施させ、紅紫の衣を着せて不斷の念佛を行ひ、形は地藏菩薩に似て、聲は迦陵瀨伽のやうで、三日三夜も憊くすぎて名殘惜しいと言へる等は、その適例である。

宗派としては天台・眞言の兩密が依然として勢力あり、殊に感傷的の時代だけに加持祈禱は最盛であつたが、寺院の俗化は漸く甚しく、僧侶は第二の貴族たるに至つた。當代に於ける天台第一の名僧たる良源慈惠大師は叡山を塵巷として更に幽谷に入りて修業せんとし、天台座主に任ずるを現世の榮進と觀じた位であつた。僧兵の起源がこの頃にあるのもそのためである。而してこの間に浄土教が漸く芽ぐむで來たことも忘れてはならぬ。阿彌陀佛の本願に歸して來世の極樂往生を願ふ浄土教の思想の我國に入つたことは奈良朝以前であり、最澄の如きも念佛を説き、叡山には早く常行三昧堂が出來て居た程であるが、悲觀的な當時の人心が現世を憐み、未來成佛を欣求する浄土教に傾倒するに至つたのも自然である。この時代の初には空也上人が出て市井の間に念佛を説いたが、次いで惠心僧都源信が、

源信の往生要集

本地垂迹説の成立

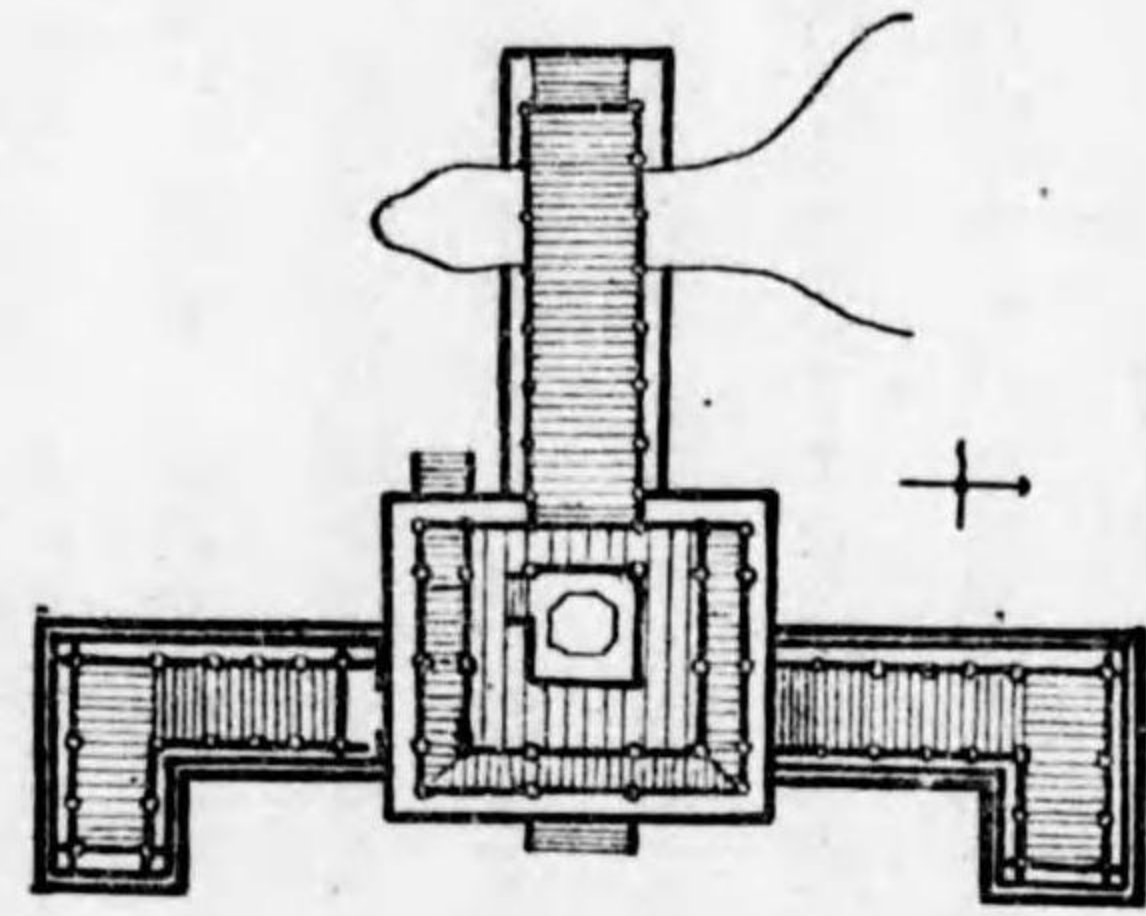
建築

法成寺

鳳凰堂と佛殿の日本化

天台の良源の門に出で、花山天皇の寛和元年、往生要集を著して、浄土教發展の典據を定めた。これ後に法然親鸞が出て日本佛教を樹立するに至る基礎である。されば佛教の日本化は鎌倉時代に入つて初めて完成を見る基が出來たに止まるが、その一方面とも見るべき本地垂迹説はこの頃に成立した。神佛調和の思想は奈良朝に初まり、神は佛法を喜び、これを護ると考へられたが、それが進んで、遂に佛が神の本地であつて、それが假に神として我國に垂迹せられたと考ふるに至つたのである。かくて神社で修法を行ふのみならず、別當寺が出來、寺院にも鎮守社が出來るが普通となつた。かく神佛一致の思想の完成は、佛教が神道を包攝したものであるが、一面に於ては佛教の同化であり、支那に於て佛徒が儒道二教に試みた所を、一層完全に實現したものである。

美術に於ては同化は一層著しいが、貴族的・女性的傾向もこれに伴ひ、優雅の極致を表現するに至つた。建築は依然として佛寺建築が中心をなして居り、道長の法成寺が最有名であるが、金堂には紫檀その他の銘木を用ゐ、螺鈿寶石彩畫で莊嚴せられて居たが、今は礎石さへも傳はらないから、現存する代表作としては宇治平等院の鳳凰堂が第一である。平等院は宇治の清流に臨んだ當時に於ても勝地として知られた所に營まれたもので、前面から背後に廻つて居る池と共に何所迄も四邊の風光と相應するに努めて居り、その平面は方三間に裳層を附けた本殿に左右へ五間の翼廊が延びて、更に三間前



圖面平堂鳳凰 圖四十第

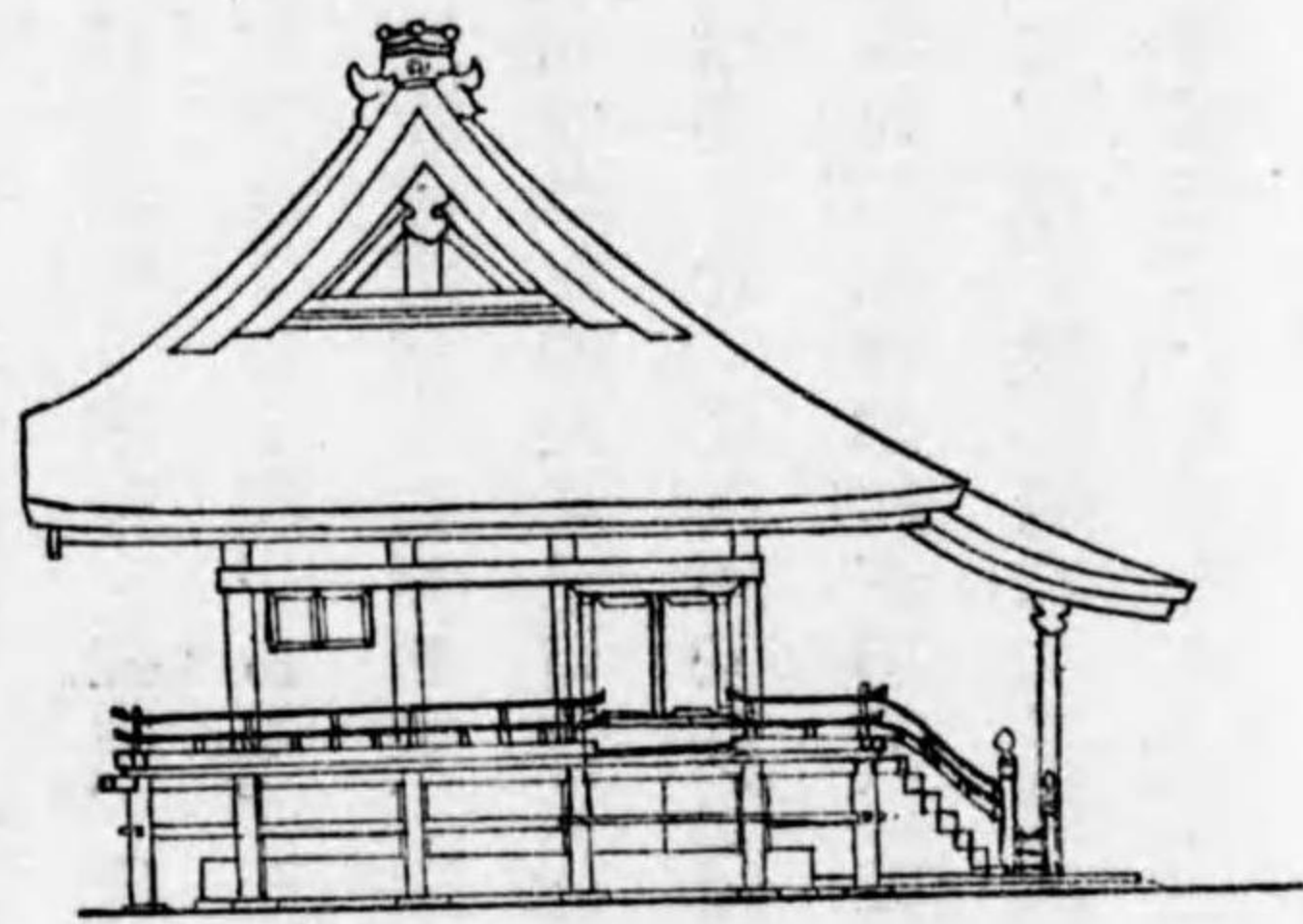
方に折れ、後に七間の尾廊があり、屋根は勾配の緩い瓦葺で、形・組物・柱等にも凡ゆる形式を併用して居ながら、整然と統一されて無類の優美輕快な建築美を極度にまで發揮して居る。内部は方一間の内陣を佛壇とし、金色の彌陀像を安置し、上に大きな天蓋を掲げ、五十二菩薩を壁間に配し、四壁や扉には淨土曼陀羅・菩薩・山水の彩畫が描かれ、螺鈿・彩畫・金銅透彫の金具で全面が飾られて居る。それ等の華麗精緻な裝飾も煩瑣に墮せず渾然として融和して居る。これは洗練された趣味と圓熟した技巧の相俟つて初めて望まれる所であり、實に日本化された佛殿の完成を示すものである。

神社建築の變化  
日吉造  
八幡造

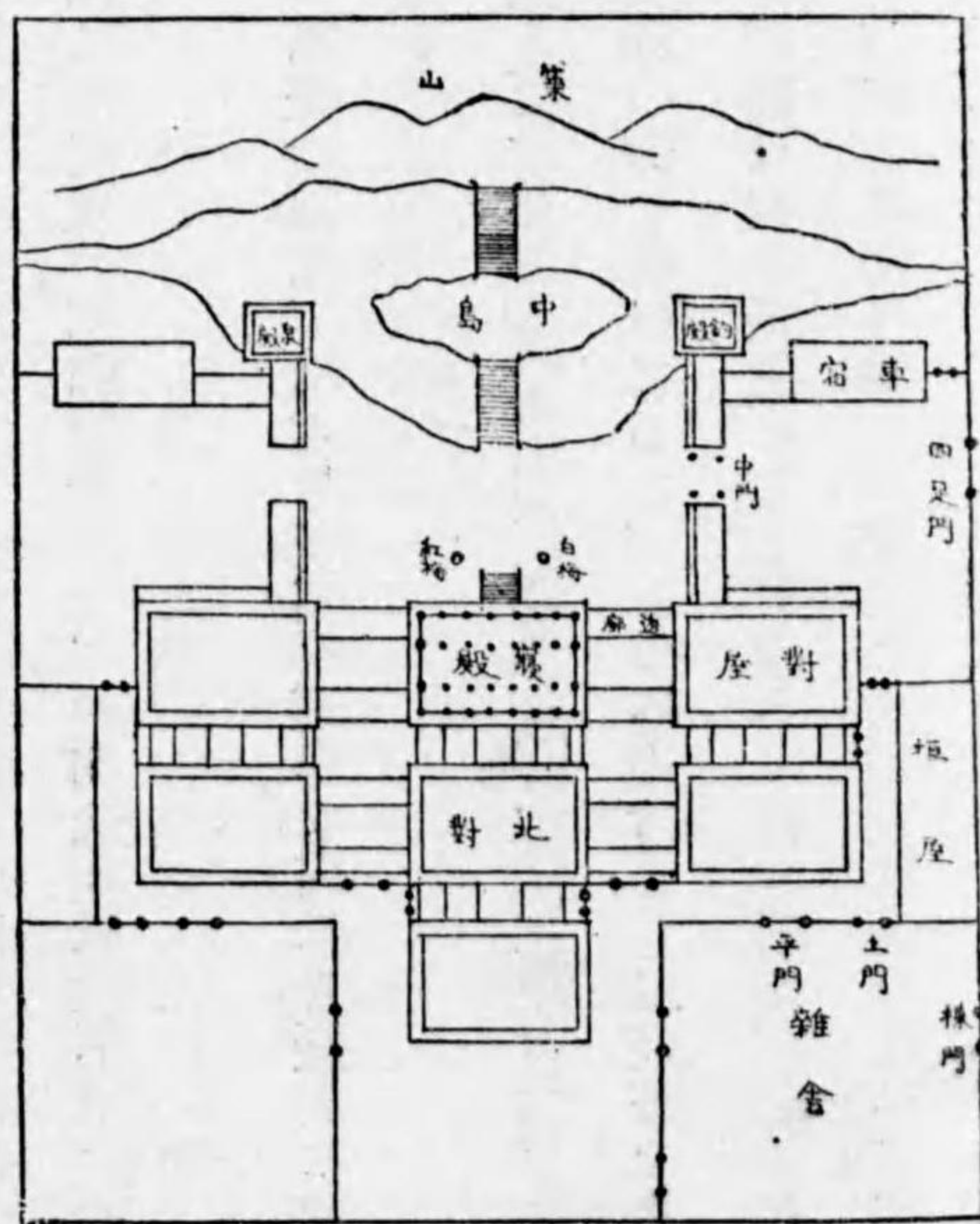
神佛の融和は神社建築をも佛寺化し、鳥居が樓門となり、瑞籬の廻廊となつたものも生じ、入母屋造に向拜を附して背面を切つたやうな日吉造又は聖帝造と呼ばれるものも、神明造と流造を並べた八幡造もこの頃から初まつたらしい。

寢殿造と  
宮殿の  
本化

更にこの時代をよく示すものは住宅建築として寢殿造の現はれたことである。寢殿造とは池を前にして中央に寢殿があり、東西北に對屋があり、池に臨んで泉殿・釣殿があり、これ等を渡廊で連結した



圖面側造吉日 圖五十第



圖造殿寢 圖六十第

もので、寢殿に主人が住み、對屋に家族が居るのである。勾配の緩い檜皮葺の優美輕快な建物が、庭の築山や池水と相映じて貴族の優遊に如何にも適はしい。この後長く貴族の邸宅の様式となつたのも無理もない。これが内裏の建築から轉化したもので、宮殿建築の日本化ともいふべく、先の鳳凰堂も亦この寢殿造から暗示されたものに違ない。兩者共に自然美に建築を融合せしめた點も日本趣味であ

る。

彫刻の材料は殆木に限り、題材としては佛像の中でも浄土教の興隆に伴つて阿彌陀佛の像が殊に多くなつたが、この彌陀像を完成し永く後世に範を垂れたものは定朝である。彼の父康尙・子覺助・弟子長勢等も彼と共にこの時代の大家であつたが、就中彼は最傑出してゐた。法成寺の彌陀の如きは最著名であつたが、現存する代表作は鳳凰堂の本尊彌陀像で、丈六の金身ゆつたりと蓮臺に安坐し、金衣は軽く流れて半身を掩ひ、優美な面相には無限の慈悲を含んで、一切衆生攝取不捨の性質を立派に具體化されてゐる観がある。

法隆寺講堂の薬師如來、淨瑠璃寺の九體の彌陀、峰定寺の吉祥天等も何れも優美な傑作で、殊に淨瑠璃寺の吉祥天は艶美の極を示してゐる。

繪畫に於ては巨勢家に金岡の後相見・公忠・公茂・廣高等が出て、公忠以來繪所長者となつたが、廣高と同時に託摩爲成が出て、鳳凰堂の壁屏の繪を描いてゐる。この外畫僧として最秀でたものは惠心僧都で、浄土教藝術として推稱すべき來迎圖は彼の創意になると傳へられて居る。その代表作は高野山の阿彌陀二十五菩薩來迎圖で、金色の彌陀は飛雲に乗じ、豊麗な二十五菩薩を従へて來迎せられ、下方は温雅な山水を配し、構圖雄大で、彩色優麗、我古今を通じて佛畫の傑作である。而して浄土教の繪

彫刻  
定朝と彌陀像

繪畫

託摩爲成  
惠心僧都  
と來迎圖

浄土教畫  
と密教畫

畫を密教畫に比するに、儀軌嚴ならず、異形變態なく、形相自由にして自然、佛も殆彌陀一體となり、自然美を伴ふことが多い。建築繪畫共山水を重じたのは、優美な天然に恵まれた日本固有の趣味である。而して繪畫彫刻共専門の家を生じ、これを世襲することになつたのは、學問に於けると同様で、藤原氏の政權を世襲すると同じ傾向にすぎない。

美術工藝

美術工藝に於ては、金工・木工・漆工・染織等、何れも唐風の精緻に過ぎて煩はしき弊なく、淡白の中に雅致あり、華麗で高逸を失はざる當代藝術の風趣を最よく發揮したものである。

獨自文化  
の自信

かくの如く凡ゆる方面に於て支那模倣の域を脱して我國独自の文化の發達を見たことは、この以前にないのみならず、この以後に於ても江戸時代に入るまではこれに比すべきものを見ないのである。されば當時に於ても支那に對してこれを誇示する思想を生じ、醍醐天皇は入唐僧興福寺の實達法師に託して小野道風の書を彼土に傳へしめられ、惠心僧都は自著の往生要集を天台に送つて尊信を博し、彼地の道僧都の影像を求めて影堂を建て源信大師と稱したといふ。後三條天皇の御代に入宋した成尋がその紀行天台五台山記に常に大日本の文字を用ひ、彼國人に對して盛に我國體の尊嚴と國運の隆昌を説いてゐるのも同様な思想の現と言へよう。

當代文化  
の短所

當代の文化が優美高雅な純日本式性質はその長所であるが、その貴族的であるだけ行はるゝ範圍が

狭く、殆都附近の貴族階級を出でないこと、女性的であつて強い力を缺いて居ること、情趣本位であつて道德的根柢を缺いて居ること等は又大なる短所であつた。されば文化が地方に普及し、雄渾な力を有し、道德的傾向の著しくなるのは、武家の世を待たねばならなかつた。

櫻花ちりぬる風の名残には花なき空に波ぞ立ちける

紀貫之

うれしさを昔は袖につゝみけり今宵は身にもあまりぬるかな

四條公任

いかにせむいかにかすべき世の中は背けば悲し住めばすみうし

和泉式部

春がすみ立つや遅きと山川の岩間をくゞる音きこゆなり

同

うきことも戀しきことも秋の夜の月には見ゆる心地こそすれ

同

## 第二十章 院政の創始と武家の發展

後三條天皇の即位

藤原氏がこれまで外戚關係を主因として専有して來た政權は、この關係の斷絶と共に移動を生ぜざるを得なかつた。後冷泉天皇に皇子がなく、唯一人の弟後三條天皇が三條天皇の皇女子の出で即位せられたことは、藤原氏に取つて大打撃であつた。而も天皇が聰明嚴正、早く政治に意を用ゐられて、藤原氏の專權を憤つて居られた上、實算既に三十五歳に達せられて居たから、教通が兄頼通に繼いで關白となり、頼通の子師實は左大臣となつたけれども、前代の威權なく、天皇は親ら政治をなされる事となつた。

莊園の整理

天皇は親政の始に、當時朝政不振の根元である莊園の整理に着手せられたのは卓見である。莊園の増加は財政の疲弊を來たし國務を妨げることが多いから、醍醐天皇・花山天皇・後冷泉天皇等屢々整理を企てられ、新莊園停止の命が出て居り、殊に後冷泉天皇は御即位の年である寛徳二年前任の國司の代に出來た莊園の禁止を令せられ、其後十年を経た天喜二年には、寛徳二年以後の莊園を廢することを命せられて居るのであるが、莊園の最大い持主たる藤原氏が政權を握つて居たため、これ等の法令も殆空文に終つたことは已むを得なかつた。然るに天皇は大英斷を以てこの積年の弊を除かんとして、

記録莊園券契所

頼通の公驗提出拒否

國司重任の禁

院中聽政の御企

即位の翌年たる延久元年、寛徳二年以後新立の莊園及びその以前から有するものも公驗（此所では、太政官民部省及國司の免許状の明でないもの、國務の妨げとなるものは總て之を停止することを命じ、これがために記録莊園券契所略して記録を設けられて、大江匡房等を掛として莊園の公驗を勘決せられることゝなつた。かくて貴族社寺國司から公驗を徴して、調査の上存廢を決して行つたが、石清水八幡宮の如き三十四ヶ所の莊園中、十三ヶ所を停止せられた位で、その整理は頗る進捗したと思はれる。但し攝家の莊園だけは、頼通が五十餘年君の後見をしてゐた間に領地の寄進を申出でたものを受けたのみで、何の文書もないから、停廢すべきものは聖意に任せられる様にと申して、文書を提出しなかつたため、流石の天皇もこれには手をつけられることが出来なかつたらしい。

然し天皇は猶進んで地方政治の刷新を計られ、その弊害の根源たる國司の重任を嚴禁しようと思はれた。關白教通は、興福寺南圓堂の工事の最中に大和の國守の任期が過ぎた際、その重任を請うた所天皇は藤原氏の私事のため國法を枉ぐべからずとして許されなかつた。このため教通も忿懣に堪へず、「藤原氏卿相は皆罷めよ、春日明神の御威光も今日限なるぞ」と言つて席を起ち、藤原氏の公卿が彼に隨つて退出せんとしたため、天皇も止むなく彼の請を許さるゝに至つた。

この外華美を戒めて儉約を勧め、或は稱樹の法を定めらるゝ等銳意改革を計られたが、藤原氏のた

白河天皇

め十分に叡慮を徹底せられることが出来なかつたから、在位四年の後（延久四年）位を皇太子白河天皇に讓つて上皇として存分な改革を斷行せんとされたが、程なくして翌五年崩せられた（四十）ためその意を果されなかつた。頼通の如きは天皇とは相納れない立場にあるに拘らず、天皇の御英邁なことは十分認めてゐて、師實には參内を怠らぬ様に戒め、崩御を聞いては國家の大不幸であると慨いてゐる。

白河天皇御即位の後、後三條上皇の崩御に次いで藤原氏の元老たる頼通・教通も相次いで亦世を去つたため、父帝の果斷な性格をうけられた天皇は御自由な政治を行ふことが出来た。天皇の中宮（賢子）は頼通の子師實の養女であつて、後三條天皇が師實の恪勤を愛で、入内せしめられた方であるが、師實が教通の死後その子信長を措いて關白となることの出来たのは、全く中宮が天皇の寵を得て居て、彼のために天皇に哀請された結果であつた。前には皇位の繼承も攝關の意のまゝであつたのが、今や攝關の任命も一に叡慮によつて決するに至つたのは外戚關係の喪失の齎した所である。この中宮は堀河天皇を生まれたが、そのため勢力を得たのは養父師實よりは、寧實父源顯房であつた。顯房は村上天皇の孫で具平親王の子であつた師房の子であり、父師房は後三條天皇に用ゐられて右大臣に進んだが、その子である俊房・顯房兄弟は白河天皇に用ゐられて遂に左右大臣に進み、その後顯房の子雅實の如きは鳥羽天皇の御代に遂に太政大臣に至つた程である。この家を久我家といひ、攝家に次ぐ清華の一流

久我家

閑院家

となり、後世これより久世・東久世・岩倉・土御門・中院・北畠等の諸家を生じた。又白河天皇の御母である後三條天皇の中宮子茂は、藤原氏ではあるが師輔の曾孫權中納言公成の女であつた。然るに公成の子實季の女子茨は堀河天皇の中宮となつて鳥羽天皇を生み、孫公實の女子待賢門院は鳥羽天皇の中宮として崇徳天皇・後白河天皇を生んだから、外戚は今や攝家を去つて公成の一流に歸した觀があつて、權勢攝關を凌がんとするに至つた。この流を閑院家といひ、後世、三條・西園寺・徳大寺等の諸家を生じ、久我家と同じく清華の家である。かく久我家・閑院家等が起つて來たため、攝關の權は大に削がれて、復昔日の面影を見るよしもなくなつた。

かくて白河天皇に至つて父の帝の遺志たる攝關抑制が效を奏すると共に、又院中の聽政も實現せられるに至つた。即天皇は在位十四年で、應徳三年皇太子堀河天皇に御讓位になつたが、その後、堀河・鳥羽・崇徳の三代四十二年の間上皇又は法皇として院中で政治を行はれ、天皇は全く虚位を擁せられるに過ぎなかつた。院政を行ふ所を院廳といひ、院の命令を院宣といひ、これが詔勅よりも威力を持つこととなつた。院廳の組織は攝家の政所を模したもので、別當執事以下の院司があつて政務に當たり、又北面武士を置いて警衛に當てられることとなつた。かくの如き遜位の君が政權を握られることは極めて奇怪なことであり、殊に出家入道せられた法皇のこれを行はせられるに至つては一層不可解と言はね

院政の創始

院政の變態性

院政發生の事情

院政の缺點

院政の弊

ばならぬ。然しこれにはかくなり得る事情が存してゐた。即後三條天皇以前も、久しく天皇は政治の實權を有せられずして、外戚たる攝關に實權があつたのだから、之を奪つて遜位の君たる上皇が政權を握らるゝことは、天皇の母系の尊親から父系の尊親へ政權が移動したに過ぎないとも考へられたのである。又出家入道も當時の一流行で、相當な年になれば入道する習であつたから、必ずしも俗事をすて、佛道を專修すべきものとも思はれてゐなかつた。且、本來の僧侶さへも戒行を捨て、俗權のため干戈を取つた程だから、單なる入道が俗務に與ふことは別に怪まなかつたことである。それにしても院政の初まつたため天皇の地位が不思議なものとなり、事實に於ては全く東宮同様で、主權の所在を曖昧にした弊害は免れ得ない所である。されば天皇にしても院にしても實際政權を握らるゝ方を治世の君と呼ぶに至つた。然し一度この例が開かれると、白河法皇に續いて鳥羽法皇は三代二十餘年、後白河法皇は五代三十餘年間院政をなされ、それより永く例となつた。このため院の近臣の勢力が盛になり、攝關を凌ぐものさへ生じ、攝關の勢力は益々衰退を來たした。

かくて白河天皇に及んで後三條天皇の御企は着々成功した觀を呈したが、然しそれは單に外形のみであつて、父帝の眞の目的であつた朝政の刷新は行はれざるのみならず、却つて一層廢頽を甚しうした。朝廷は政務がなくなつたため益々儀禮・遊興の府と化し、堀河天皇の御代には田樂第二十二章參照・艶書合さへ

強裝束

行はれ、鳥羽天皇の時には源有仁後三條天の孫の儀容を好み、朝服に鯨を入れ、冠に額を附けた強裝束を初め、これが一般に行はれた。白河法皇も父帝の儉素に似ず奢侈を好み給ひ、鳥羽の離宮の如きは百餘町に亙つて殿舎園池を設け、遷都のやうな騒であつた。殊に佛教の御尊信篤く、盛に造寺造佛を起され、御一代の善根ぜんこん、佛像六千七百餘體、畫像五千四百餘體、大塔二十一基、小塔四十四萬餘基、金泥一切經の書寫、祕法修善その數を知らずと稱せられた程で、白河の法勝寺以下御建立の寺院も莊麗を極めた。このため財政の補給として賣官の風が公に行はれ、これを成功じやうこうと呼び、米一萬石、絹一萬匹で國守になれたといふ。されば國司の重任の如きも全く問題にならなくなつた。新立莊園の禁止の如きも全く弛廢し、法皇自ら寺社、女院等のために盛に莊園を設けられ、彼等亦莊園の新立と擴大に努めたから、公領の莊園化は蕩々風をなし、公領の數倍に達する國も少くない有様になつた。されば後三條天皇の御改革も全く水泡に歸した譯である。而してこれと共に僧兵の跋扈、武士の勢力が益々盛になつて來たのも自然の數である。

僧兵の跋扈

佛教は、凡ゆる宗教中最平和的な宗教であるのに、慈悲忍辱を主とすべき僧侶が武器をとつて争ふ程矛盾したことはない。これ朝野の信仰が淺薄で、眞の信仰生活に生きず、徒に佛を尊び怖れると共に僧侶も僧侶であるがためのみに尊び怖れた無理解の生んだ産物に外ならぬ。そのため僧侶は破戒所か

公領の莊園化

成功

造寺造佛

俗人ならば罪を蒙るべき所業さへも寛恕せられるに乘じ、漸く横暴に奔り、遂に兵杖を帯びて相争ひ又は朝廷に嗾訴するに至つたのである。これは前代に起つたことであるが、その最盛んであつたのはこの頃である。當時寺院が多くの莊園を有する大勢力であり、僧侶は准貴族と化して居るから、政治の衰へた當時に於てこれを擁護するために武力を養つたことも幾分の理がないでもないが、これを濫用して名利を追求するの要具とし、横暴を極めるに至つては到底恕すべきではない。當時僧兵の最盛であつたのは王城の鎮護を以て任ずる延曆寺と藤原氏の氏寺たる興福寺であり、園城寺・東大寺・紀伊の熊野・伯耆の大山の如きも侮るべからざる勢力であつた。彼等は延曆寺と園城寺、興福寺と多武峯を初め、相互にも常に争鬪を事とし、焚掠を敢てするが、國司にも屢々對悍して國務を妨げ、意を得ざれば數百千人大舉して都に押寄せ、朝廷に嗾訴するを普通とした。興福寺の衆徒は春日の神木を擁し、叡山の山法師は日吉の神輿を載いて來て最朝廷を惱ました。これに對して朝廷は神佛の罰を恐れて果斷の處置に出づる能はず、武士をやつて彼等の暴行に備へ、その要求を納れて一時を糊塗するを常としたから、ために罪なき公卿・武士・國司の流罪となることも少からず、益々彼等を増長せしめた。白河法皇の雙六の賽と鴨河の水と共に意の如くならない一つであつた。

奥州清原氏

武士の勢力發展は一層甚しく、源氏は義家更に再び奥州の亂を鎮じて益々勢力を張つた。奥州では



後三年の  
役

清原武則その子武貞相承けて勢益々盛であつたが、武貞の子眞衡の代に一族の不和から大亂を起した。眞衡の子成衡が頼義の女と結婚の際、姑である出羽の吉彦秀武と行違から衝突を生じたが、清原家衡眞衡の異母弟及び藤原清衡家衡の異父兄は眞衡の權を悪んで秀武を助けた。白河天皇の永保三年陸奥守として赴任した義家は眞衡を助けて家衡・清衡を破つたが、眞衡が病死したため家衡・清衡も義家に降つた。義家は二人を許して奥州三郡を分け領せしむることゝしたが、後應徳三年になり、再びこの二人の間に争を生じ、家衡は清衡を攻めて家を焼き妻子眷族を殺した。茲に於て義家は家衡を討つたが、武貞の弟武衡が家衡を助け金澤柵羽後仙北郡金澤町に據り、勢力中々盛で、義家も屢々苦戦した。義家の弟義光が京から任をすて、助に來たが城容易に陥らず、堀河天皇の寛治元年冬糧つきて初めて陥り、家衡武衡を斬つた。朝廷ではこのため弟義綱を出羽に遣はさんかとの議があつたが行はれず、義光の下つたのに對してもその任を解いてゐる位で、義家が亂を平定して官符を請うた際すら恩賞を惜んで私闘として顧みなかつた。これ朝廷が國守の任務を辨へないもので、武士が朝廷を離れた別個の力となつて行く基である。當時義家の如きはその勢最盛で、朝廷も無關心たる能はず、寛治五年義綱と争を生じた際は、彼の兵の入京を禁じ、同六年には諸國の百姓の義家に公驗を捧げてその莊園とするを五畿七道に禁じた程であつた。されば承徳二年院昇殿を許された際も「天下第一武勇士」でありながら、「世人有不甘心

朝廷の態  
度

義家の聲  
望

之氣中右記有様であつた。

源氏の勢  
力

源氏の勢力はこの頃を以て一時絶頂に達し、寛治七年の出羽の亂の如き、國府は焼かれ國守は追はれたのに拘らず、陸奥守義綱が命を受けて先づ郎黨を遣はした所、自ら赴かざるに既に之を平げ、「武勇之威自滿四海之所致歟」中右記と言はれた程で、白河法皇の如きも行幸の際には義家・義綱等を特に供奉に加へて萬一に備へられた。然るに義家の後は、その子何れも不肖で將才あるものなく彼の聲名を維持するに足らなかつた上、藤原氏と親しかつた源氏は自然藤原氏の抑制に努められた院政時代に入つては、朝廷から厚遇せられなくなつて漸く不振に陥つた。義家の長子義宗は早世し、次子義親は對馬守となり、人民を殺し公物を押領し暴虐を極めたため、隱岐に流されたが、再出雲で目代を殺し、調庸を奪ひ等した結果、天元元年但馬守平正盛に追討せられた。三子義國は下野足利に籠居し、四子義忠亦鳥羽天皇の天仁二年にその勢力を忌まれて叔父義光に殺された。然るにこの罪が義綱の子義明に歸せられて義明が誅せられたため、義綱憤つて兵を擧げたが、義親の子爲義に攻められて降り、佐渡に流された。爲義はこれにより武名を知られ、朝命によつて或は僧兵を防ぎ、群盜を追捕し、五位の檢非違使に至つたが、大治二年陸奥又は伊豫守を望んで許れず、その子爲朝が九州に於て亂暴した罪に座して官を免せられた。

源爲義

義家後源  
氏の不遇

かく源氏が不遇に陥つた間にこれに代つて俄に頭を擡げて來たのは平氏である。平氏は貞盛以後一向現はれなかつたが、玄孫正盛が源義親を討つて家名を揚げてより諸國の守に歴任し、從四位下に至つた。その子忠盛も惡僧を追捕したり、瀬戸内海の海賊を平げて功あり、正四位上刑部卿に至つたのみならず、その子清盛は父の功により僅十八歳で從四位上に達して居る。かく平氏が何等源氏に比すべき武功なくして源氏を凌いで急に勢力を得たのは、藤原氏に親しかつた源氏を抑へんための院の厚遇によるのであるが、又正盛忠盛等が共に法皇や女院に取入つて、常に宮中に入出し、且法皇の崇佛に乘じ、或は寺を建て、或は供養を行つて、その意を迎へるに努めたためであつた。法皇の發願による得長壽院の如きも忠盛の造營したものである。而してこれが出來得たのは「數國の吏を經、富巨萬を累ね奴僕國に滿ち武威人に軼ぐ」宇棟記抄と言はれた如く、彼等が國守を歴任して巨萬の富を積んで居たためである。されば朝廷では源氏は唯武勇に依つて畏怖せられたに反し、平氏は多く西國の國守に任じ、海賊の追討に當たつてこれと關係があり、源氏の東國を根據とせる如く西國に勢力を得て來て、稍西船東馬の觀はあるが、源氏の東國武士を率ゐて久しく征戰に従つた如き、譜代重恩の關係はない。

鳥羽崇徳  
御父子の  
不和

鳥羽天皇の中宮璋子待賢門院は閑院家藤原公實の女であるが、白河法皇が養女として愛せられたためその

源平二氏  
の差異

藤原忠通  
賴長兄弟  
の不和

所生崇徳天皇は父の帝の二十一歳の時未だ五歳で讓を受けられたが、このため後々まで御父子の間は圓滿でなかつた。殊に白河天皇の崩後は鳥羽上皇の院政となり、新に藤原長實の女得子美福門院を入れて女御とせられ、その皇子を擧ぐるや、當歳で東宮に立てられ、その三歳にならるゝを待つて、天皇に迫つて讓位せしめられたため、鳥羽法皇即本院と、崇徳上皇即新院との間は益々面白くなかつた。然るにこの頃藤原氏でもこれに類似した關係が起つて來た。忠實は關白をその子忠通に讓つて宇治に退隱して居たが、鳥羽法皇の皇后泰子の父として勢力あり、次子賴長の「日本第一の大學生」愚管と謂はれた程才學に長せるを愛したため、賴長は左大臣になり、己が學問と父の愛を誇つて兄を凌がんとし、兄弟の間が面白くなかつた。近衛天皇には兄弟共に養女を入内せしめて立后を争つたが、忠實の力によつて、忠通の朱雀天皇以後執政の女の外立后の例なしとの説も顧られずして、賴長の養女多子皇后となつた後忠通の養女が中宮となつた。賴長は更に進んで關白たらんとし、忠實は忠通に後には必ずその子に讓らしめるから賴長に關白を讓らんことを求めたが、忠通は賴長が攝關とならば天下その禍を蒙らんとてこれに應じなかつた。このため忠實は怒つて藤原氏の長者は自ら與へたものだからとてこれを奪つて賴長に與へ、且法皇に請うて賴長に内覽の宣旨を賜はるに至つた。内覽は關白の職務であるから、兩者の併置は非法の甚しいものである。

賴長の氏  
長者及び  
内覽

近衛天皇  
御早世と  
頼長の地  
位逆轉

崇徳上皇  
と頼長の  
結托

鳥羽法皇  
の崩御

崇徳上皇  
頼長の擧  
兵

かくて忠實頼長は法皇に頼つて勢力を張らうとし、忠通は天皇の御信任によつて之に當らんとし居たため、天皇御父子の間にまで累を及ぼす程であつた。然るに久壽二年秋天皇が眼病のため御早世<sup>十七</sup>になると、形勢全く一變し、法皇はこれを以て忠實頼長等の咒詛によるこの風説を信じて急に彼等を疎んせられ、忠通の意見によつて皇兄後白河天皇を即位せしめ、その皇子を東宮に立てられたのみならず、頼長の内覽をも止められて終つた。頼長はこのため大いに失望したが、この局面を打破して一條の活路を求めんとし、崇徳上皇が御讓位も不本意である上に、御子重仁親王の踐祚の機會も全く無くなつて終つたため、益々御忿懣であらせらるゝを見て、上皇に勸めて事を起さんとした。

保元元年法皇御病重らせられた際、新院御謀叛の風説があつたため、兵を召して備へられる所あり七月二日鳥羽殿にて崩御<sup>五十</sup>の際には美福門院・忠通等に後事を託せられ、平清盛・源義朝等の武士にも美福門院に誓書を奉らしめられた。上皇は法皇の崩御の際鳥羽殿に參られたが、警衛のものが拒んで入れなかつたから益々御憤激あり、遂に九日頼長等と白河殿に移つて源平の武士を招かれた。當時不遇であつた平忠正・同家弘等これに應じ、源爲義も一應は辭したが懇請せられて二子頼賢・爲朝を率ゐて馳參じた。然し兵勢振はないため、爲義は防守を不利とし、宇治又は近江に退いて東國の兵を招かんとしたが、頼長は大和の武士の來援を恃んでこの議を容れず、爲朝の夜襲の議をも斥けた。朝廷で

白河殿の  
夜襲

亂後の處  
分

信西の執  
政

は早く京中を戒め、源義朝・義康・頼政・平清盛・教盛・頼盛・重盛等と、高松殿に於て戰略を議せられ、義朝の議によつて十一日拂曉清盛・義朝・義康・頼政等白河殿に押寄せた。爲義・爲朝等よく防いで一時官軍を退けたが、風上に火をかけられたため全く敗れて、上皇以下散々に落延びることとなつた。

新院は仁和寺に入つて落飾せられたが、讃岐に遷され給ひ、頼長は矢傷を負ひ大和に逃れんとし舟中で死んだ。<sup>三十</sup>七歳その他忠實は幽閉せられ、頼長の三子を初め、公家達は流され、爲義・頼賢・忠正・家弘等の武士十七人斬られたが、爲朝だけはその豪強を惜んで大島に流された。朝廷に於ける斬罪は藥子の亂以後未曾有の事で信西の意見によつて行はれたが、清盛が叔父忠正を殺したため、義朝をして父爲義弟頼賢を殺さしめたのは人倫を亂すこと餘に甚しいと謂はねばならぬ。これと共に朝廷方では忠通の氏長者を復され、清盛を播磨守に、義朝を左馬頭に任せられる等それ／＼その功を賞せられた。

保元の亂の後には久振で後白河天皇の親政となり、天皇の乳母<sup>紀伊二</sup>位朝子の夫少納言藤原通憲入道信西が最勢力を得た。彼は博學多才で自ら朝威の恢復を以て任じ、亂後の處分を嚴にして朝紀の振肅を計ると共に、莊園の新立や悪僧の濫行を禁ずるために嚴令を發し、後三條天皇の例によつて記録所を再興した。翌二年には久しく廢絶してゐた大内裏造營の大事業を完成し、内宴・相撲節會等を復興したのも、朝權振張のために外ならなかつた。

後白河上皇の院政

藤原信賴と信西との衝突

信西と義朝及び清盛

藤原經宗及び惟方と信西

平治の亂

保元三年皇太子二條天皇に御讓位になり、再び院政に復したが、これと共に忠通は關白をその子基實に譲つた。基實時に十二歳に過ぎず、攝關政治の有名無實になつたことはこれにても明白である。この頃信西の勢力とその峻酷なやり口とは漸く反對者を増して來たが、就中後白河上皇の寵臣で院別當であつた藤原信賴は近衛大將とならんとして信西に妨げられたのを怒り、これを除かんとして源義朝と結ぶことゝなつた。義朝は保元の主動者でありながら、未だ僅に正五位上下野守に止まるに、清盛は正四位太宰大貳に進み、其子弟の五位以上のもの四人にも及び、源平の勢力の懸隔漸く甚しきを見て平ならず、當時の勢力家信西と結んで勢力の恢復を計らなため、その女を彼の子時に嫁せんとしたが、信西は我子は學生だから武士の婿に出來ぬと拒絶しておきながら、後その子成に清盛の女を娶つたため、義朝は激怒し、遂に信賴の信西を除くことに與するに至つた。この外天皇の生母の兄弟である大納言藤原經宗や、天皇の乳母の子である檢非違使別當藤原惟方も、天皇によつて權力を得んことを計り、院政の立者たる信西を邪魔物として居たから、信賴の企に加はることとなつた。然し信賴等が事を舉ぐれば清盛が信西を助けるは明かだから、平治元年十二月九日清盛の熊野詣に出た後で、不意に兵を起して上皇の三條殿を襲ふたが、信西は先知して脱出したため、上皇を押込め奉り、天皇を擁して大内裏を占領し、恣に除目を行つて、自ら大臣大將となり、義朝を以て從四位下

經宗・惟方の清盛の結托

信賴・義朝の最期

經宗・惟方の配流

播磨守に、その子賴朝を右兵衛佐に任じた。信西は大和に逃れて身を土中に埋めたけれども隠れ終はせずして自害し首を朔平門に梟せられ、その子も各地に配流せられた。清盛は途中田邊で變を聞いて京都に歸つたが、先づ信賴に名簿を呈し、命を奉せん旨を告げて時機の到るを待つた。この時經宗・惟方は信賴・義朝をして信西を失はしめた上は永く彼等と結ぶを不利とし、清盛と計を通じて二十五日夜密に天皇・上皇を女輿に乗せ奉つて清盛の六波羅第に移した。信賴・義朝は後これを知つて切齒したが及ばず、翌二十六日清盛の子重盛等の大内に攻め寄せたのを、義朝は其子義平と共に討ち退けて六波羅近くに及んだが遂に敗れ、信賴亦大内を守る能はずして逃れ、大内も平氏の手をまたに歸した。かくて信賴は降つて斬られ、義朝は東國に奔つて再舉を計らんとし、途中尾張野間にて長田忠致をまたのために謀られて殺された。賴朝は途中父に別れて平家に捕へられたが、清盛の繼母池禪尼が面影が亡兒に似てゐると切に請ふたため、助命せられて伊豆國蛭小島に流された。かくの如く平治の亂によつて信西を失ひ、巧に清盛と結んで罪を信賴・義朝に歸した經宗・惟方は、愈上皇を斥け、天皇の親政として權力を握らんとして失敗し、上皇は清盛をして彼等を捕へしめてこれを配流せられた。要するに平治の亂は信賴・義朝が叛逆の名を蒙つたけれども、二人の望は餘り大なるものでなく、信賴は信西を斥けて大將たらんとし、義朝は平氏に匹敵せんとしたに過ぎず、却つて、經宗・惟方のために利用せら

れたとも見られるのである。保建大記

武士の自覚

保元・平治の亂は共に失敗に終つたけれども、これによつて政權の爭奪が兵力に依て決せられることが明になり、武士をしてその力の價値を自覺せしむることになつたことは最重大なる意義を有する。殊に保元の亂には武士は猶政權爭奪の道具として使用されたに過ぎず、全くの傭兵であつたが、既に平治の亂には清盛・義朝の對抗といふ武士自身の力が要因の一つであつたのを見ても、中央に於ける武士の勢力のこの間に於ける著しい發展を看取すべきであらう。殊に保元の亂は皇室と攝家との相續に關する内訌が一緒になつて起つたこと、恰後世の應仁の亂が將軍家と管領家の相續問題から發したと全く同様であるが、それが舊勢力の衰微の現れであり、新勢力の勃興の端であり、亂世に入る初めであつたことも亦符を合はす如くで、この亂後武者の世となつたと言はれた愚管抄位である。これより平安城裡も劔戟の閃流血の慘相次ぐと共に、崇徳上皇が讃岐の配所で五部の大乘經を血書して、これ現世後世の爲に非ず、天下を滅亡せしむべきためであると記されたことが思ひ出され、御謚號を奉ると共に、保元の戰跡に宮を立て、祀り、頼長にも正一位太政大臣を贈られたのは、當時の怨靈思想から來て居るのは勿論だが、天下の動亂が保元の亂に初まることした點を注意すべきである。されば後三條天皇の朝政振興の手段として企てられた院政も、攝關を抑へる役には立つたが、結局は藤原氏の手

保元の亂と應仁の亂

院政の結果

あつた政權を武士の手に移す階段となつたに過ぎず、朝廷は益々、陵夷に陥ることとなつた。

(宣旨一)

應云々事

右被<sub>レ</sub>右大臣宣<sub>レ</sub>備、云々、

年 月 日 少外記姓名奉

(繪旨)

被<sub>レ</sub>繪旨<sub>レ</sub>備、云々

天氣如此、仍執啓如<sub>レ</sub>件

年 月 日 左中將姓名奉  
謹上 某殿

(宣旨二)

左少辨姓名傳宣、中納言姓名宣、云々

年 月 日 左大史姓名奉

(院宣)

被<sub>レ</sub>院宣<sub>レ</sub>備、云々、

院宣如此、仍執達如<sub>レ</sub>件

年 月 日 右少辨姓名奉  
某殿

## 第二十一章 平家の興亡

平家時代

平治の亂後二十餘年の平家時代は、武士が天下の政權を握つた第一期たる點を最大特色とする。然し平家はその勃興の初から武人としての働を主としなかつたと同じく、その全盛時代にも藤原氏を學ぶ所多く、ために早く公家化して、武士階級の勢力展開の潮の先に立ちながら、十分にこれを利用し得なかつた憾がある。

平氏の榮達

保元平治の二亂に續いて成功した平家は、もはや京都に於ては全く無競争な唯一の強大な武力となつた上、後白河上皇と二條天皇との間の圓滿を缺いて、共に平家の武力を頼まんとせられるに乘じ、清盛は何れにも取入つて巧にこの形勢を自分に都合よく利用して行つたが、殊に清盛の妻平時信の妹の榮達を早からしむる上に最有力であつた。關白基實の妻であつた清盛の女盛子が東宮の准母として准三宮の宣下があり、清盛亦内大臣に進み、次いで從一位太政大臣の極官に上り、隨身兵仗を賜はるに至つたのもこのためである。更に六條天皇は在位三年に滿たず寶算僅五歳で、仁安三年東宮高倉天皇に御讓位になり、未元服もなくて太上天皇となられ、次いで清盛の女禮子は後白河上皇の猶子と

平家の公家化

して入内して中宮となつたから、遂に皇室の外戚となるに至つた。この間に一族子弟も高位高官に上り、嫡子重盛の内大臣大將、次男宗盛の中納言右大將、弟頼盛の大納言を初め、一族の公卿十六人、殿上人三十餘人、衛府の官人八十餘人に及び、所領も三十ヶ國五百餘莊に擴がつた。清盛の妻の兄平時忠平大納言が、今この一門でないものは男も女も尼法師も人非人だと傲語したと傳ふるのも無理もない。かくの如く平家はその榮達の方法も程度も第二の藤原氏となつたが、それと共にその生活も藤原氏の卿相に倣ひ、攻戰武略は過去の夢となつて、銀鞍白馬の貴公子と化して行つた。清盛自身も固より一介の武弁ではなく、十二歳の時石清水の臨時祭に舞人を勤めて賞讃を博してより屢これを繰返して居るが、安元二年の後白河上皇の五十賀には、重盛・宗盛以下平家の公卿殿上人の動作が立派であつたとて、院宣を清盛に賜はつて朝家の飾であると仰せられ、重盛の子維盛はこの時青海波を舞つて、源氏の君もかくやと稱せられた程で、容姿の美、動作の雅、歌舞音曲の妙を以て當代に傳稱せられた人の多いのは、既に彼等の公家化して來たことを示すものに外ならぬ。

平家の顯榮はやがてその專横となり、平家以外のものが壓迫を受けることとなるが、その第一は藤原氏であつた。仁安元年攝政基實が薨じて弟の基房殿が代つて攝政氏長者となつた際、從來の例では藤原氏の所領は當然基房に渡るべきであつたのを、清盛はこれを忠實以來の新例に過ぎぬとの説によ

平家の藤原氏壓迫

り、唯興福寺・法成寺・平等院・勸學院等のみを與へて、島津莊以下多くの莊園は、代々の日記寶物と共に、これを彼の女である基實の北方に與へた。次いで嘉應二年には一門中最温厚の長者と目せられた重盛すら、その子資盛が途上基房に逢つて車を下りなかつたため、基房の家人に車を破られたのを怒つて、基房が罪を謝せるに拘らず、その參内の途を要して前驅を馬より引下して髻を切らしめ、ために基房は參内する能はずして、高倉天皇元服の儀を延引の止むなきに至らしめた。これ等は著しい例に過ぎぬ。

かく平氏が横暴になると共に、四方に不平が起つて來るが、その中心は後白河法皇であつた。院政によつて抑へた藤原氏の權が再び平家によつて復興されることは、才氣煥發機略縱横の法皇の默許さるべきことでない。治承元年に院の寵臣權大納言藤原成親、其子成經や當時院の昵近第一と謂はれた前右衛門尉藤原師光入道西光が、平康頼・僧俊寛等と東山の鹿谷しかたにに會して平氏を倒す密謀を廻らした。固より法皇の旨を受けたものである。この頃南都北嶺の僧兵の入京相次いで都の動搖甚しく、清盛は福原の別邸へ行つて居たから、これに乗じて事を起さんとしたものであらう。然るに初一味に加はつて居た源行綱爲義の子が清盛に告げたため、清盛は急に入洛して西光を斬り、成親・成經・康頼・俊寛等を配流した。この時清盛が法皇をも押込めんとしたのを、重盛が忠ならんとすれば孝ならず、孝ならんと

平家に對する不平  
後白河法皇  
院の近臣の陰謀

陰謀の失敗

法皇と清盛との衝突

法皇基房の平氏壓迫

清盛の朝臣處罰  
清盛の法皇幽閉

安徳天皇

すれば忠ならず、重盛の進退谷まるごとく、身を捨て、切諫したため思ひ止まつたこの話は有名であるが、實は清盛は法皇の御所に參つてその近臣の處分の已むを得なかつたことを申し上げたに過ぎない。唯温厚な重盛が常に法皇と清盛との間の調和に努めたことは事實であらう。

然しこの鹿谷一件から法皇と清盛との間に疎隔を來たした上、翌年中宮の腹に皇子が生れてからは清盛は早く皇子を位につけ、院政を高倉天皇に移さんと考へたため、法皇との間は益面白くなくなつた所、治承三年重盛が薨じて調節機關がなくなつたため、遂に大破裂を見るに至つたのである。院に於ては平氏の力を削がんとして、前から平氏に怨のある關白基房と計つて、この年基實の妻の亡くなつた際、その遺領を基房に繼がしめ、次いで重盛が死ぬとその所領越前國を沒收せられた。加之僅八歳なる基房の子師家をして既に二十歳なる基實の子基通盛子所生を超えて三位中納言に進めしめられた。かくの如く平氏に對する壓迫が露骨になつたのを見て、福原に居た清盛は嚇怒し、十一月兵を率ゐて入京し、關白基房父子以下四十二人の官を免じて各地に配流し、基通を以て關白氏長者とした。而もこれに満足せずして遂に宗盛をして後白河法皇を七條殿に圍ましめ、これを鳥羽殿に幽し奉つて世は全く平氏の專權時代となつた。高倉天皇はこのことを御心配のあまり供御さへも涉々しからず、遂に意を決し、翌四年二月には中宮の腹である安徳天皇三に御讓位になり、翌三月には先例を破つて平氏

嚴島御幸

の信仰せる嚴島へ御幸になつた。これは共に清盛の怒を解かんとしたと思はれる。この頃は平氏の勢の絶頂に上り詰めた時期であつて、それと共に驕る平家の久しからずして亡ぶべき機運の徴しつゝある時でもあつた。

清盛は平家の武力を楯として、舊勢力たる院・朝廷・權門勢家・寺社等に壓迫を加へた結果、院や藤原氏の反抗を受けたが、悉くこれ等を壓倒し、遂には治世の君たる法皇をも幽閉して天子の外祖父に押なつたから、天下の人心が平家に背いたのはいふ迄もない。而もその間に素質は軟化し、武力は銷磨しつゝあつた。この形勢を見て取り、平家討滅の陳吳となつたのは源三位頼政である。彼は頼光の玄孫で、保元平治の亂にも常に官軍として働き、清盛の周旋で源氏に例なき従三位と敍せられた人であるが、源氏の盛時を回顧し、現在の非運を眺めては、老の身にも慷慨の念禁する能はず、殊に平家の運も最早峠を越したと見て、愈舉兵を企てるに至つた。そこで人心を得るため當時後白河法皇の皇子以仁王が、高倉天皇の兄でありながら、親王宣下さへなくて御不平なのを見てこれを味方とし、王の清盛追討の令旨を源行家爲義末子をして諸國の源氏に傳へると共に、當時畿内に於ける平家以外の最有力な武力たる園城寺・延暦寺・興福寺・東大寺等の僧兵を誘つて事を起さんとした。

この計畫は嚴島御幸の不在中に進捗したが、五月になつて漸く平家に知れ、清盛は以仁王を配流せ

陰謀發覺

以仁王の令旨

源頼政の陰謀

園城寺と延暦寺

以仁王・頼政の最期

平氏と僧兵

福原遷都

福原の地位

んとした。然し王は逃れて園城寺に入られたためこれに討手を向けることとなつたが、その大將の一々として頼政を命じた程で、頼政が一族を率ゐて園城寺に馳せ参する迄、彼の謀主たることは少しも知らなかつた。然し叡山は清盛の前より操縦に努めた所であり、この時も彼と親しい座主明雲を利用して、米一萬石・絹三千匹を贈つて山徒を説かしたため、山徒はこれに應じて園城寺を攻めんとし、ために園城寺も動搖を來たしたから、頼政は手兵四十餘人を以て王を守護し、奈良に奔つて興福寺に據らんとしたが、途宇治に於て平家の軍に追撃せられて、王以下悉く敗死して終つた。

頼政の計畫は脆くも失敗に終つたが、王の令旨を受けた源氏は之を奉じて各地に蜂起することゝなる。然し平氏に取つてより焦眉の問題は、都附近の一勢力たる僧兵が平氏に敵意を抱いてゐることが明になつたことである。然も興福寺の如き朝命を請うて討たんとしたが、九條兼實忠通等の反對で出來なかつた位だから、今後僧兵が皇室や公家と結んで平家に反抗する様になつては由々敷い大事である。茲に彼は意を決して、翌六月安德天皇初め法皇・上皇を奉じて福原に移り、攝政基通以下一味の公卿殿上人をして供奉せしめ、諸方の反對に拘らず、四百年來の帝都を捨てて、此地に新都を經營せんとした。

福原は瀬戸内海を扼した要地で、西國の勢力を以て天下を抑へて行かんとした平氏にとつては、最



京都還幸

大切な所であるから、清盛は和田岬に築港をしたのみならず、早くからこの地に別第を營み、多く此所に住して京都の形勢を左右して居たのであつた。然し遷都の計畫は土地の狭少と費用の莫大なため、思ふ様に行かなかつたから、途中議を變じて離宮として、内裏のみを造營することゝした。然るに十一月に内裏が落成して、主上が御移りになつて程なく、その月の中に再び京都へ還幸せらるゝことになつた。これは兩院公家等の不平、殊には高倉上皇の御病氣のための歸京の御望及び山門の要望等にもよるが、主としては東國に起つた源氏の勢が意外に強くて、これを鎮むるには、かゝる邊地に退嬰するを許さなくなつたためであつた。されば福原遷都は徒に人心の不平を大ならしめたにすぎぬ結果となり、且治承から養和へかけて饑饉疫癘が盛で、四五ヶ月の間に京都のみでも四萬餘の死者を出したことも、平家が人心を失ふ上に又影響が大きかつた。

人心離叛

源頼朝の  
擧兵

平治の亂以後二十年間伊豆の配居にあつた頼朝三十三歳は、四月の末に叔父行家によつて以仁王の令旨を傳へられたが、續いて京の三善康信乳母の妹の夫から、令旨を受けたものは悉く追討されるとの報に接したので、遂に妻の父北條時政と計り、檄を東國に於ける恩顧の武士に飛ばして、兵を擧げることとなつた。八月愈兵を起して、先づ山木判官兼隆を討取つたが、次いで石橋山に大庭景親等と戦つて敗れ、辛うじて身を以て安房へ逃れた。頼朝の旗擧は、かくて一旦失敗に歸したが、彼の檄に應ぜる東

頼朝と東  
國武士

平氏の頼  
朝追討

富士川對  
陣

頼朝の勢  
力

清盛の窮  
策

國の豪族は、相模の三浦義澄・下總の千葉常胤・上總の上總介廣常・武藏の畠山重忠等を初め來り投ずるもの漸く増して、十月には威風堂々と相模の鎌倉に入つて根據を定めることが出來た。頼朝擧兵の事は八月末に平家に聞えたので、清盛は未だ大事に至らぬ間に之を鎮めんとし、九月に追討の宣旨を得て、平維盛等を東征の途に向はしめた。この時頼朝と前後して、やはり以仁王の令旨を奉じて、信濃に兵を擧げた木曾義仲は、信濃・上野を定め、頼朝の勧誘によつて起つた甲斐源氏の武田信義は、駿河に出づるに至つたから、頼朝は安んじて足柄山を越えて平氏の軍を邀へ撃つことが出來た。かくて十月末に富士川を隔て、源平兩軍が對陣したが、平氏はもはや頼朝の勢力の固まつて容易に討つべからざるを知り、退路を斷たれるを恐れて、戦はずして退陣して終つた。これより頼朝は自ら東國の根據を確にするに努めると共に、各地の武士を煽動して平氏に當たらしめて、之を操縦して行つた。このため彼の威權は漸く強大となり、來り投ずるものも益多くなると共に、平氏に反抗して各地に蜂起せる武士僧兵等も殆全國に及び、平氏の根據たる近畿・四國・九州まで動搖するに至つた。そこで清盛は歸京後十二月には平重衡清盛五男を遣はして、園城寺・興福寺・東大寺等を焼打にして、都附近の危險物の排除を斷行し、且公領莊園一圓に兵を徴した上、兵糧米をも課して軍資に當つることとなつたが、このため王法の敵たると共に佛法の破滅者となり、亡國の怨をも買ふことになつた。清

清盛の薨去

盛はこの人心の行詰りを一轉するため、後白河法皇の院政を復して所領を増し、配流の公卿をも召還して人望を復し、朝廷の威力によつて源氏に當たらんとしたが時既に遅く、この間に肝心の清盛が病になり、遂に翌養和元年閏二月四日に死んだ<sup>六十</sup>。かく内外多難の際に大黒柱を失つたことは平氏の運命を悲境のどん底に陥れたもので、恰も幕末の長州再征に當たり、幕軍不振で進退兩難に陥つた際、將軍家茂の死んだと同様であり、且後を承けた宗盛が、慶喜とは違つて清盛の遺業を繼ぐに足らない不肖の子であつた上に、後白河法皇の辛辣な平家抑壓は、岩倉一味の倒幕運動以上であつたから、これから平家の前途は、急轉直下暗黒な破滅の谷に急ぐこととなつた。

法皇の義仲利用

法皇はこれまで平家の専横に苦しめられた反動として、これを除くために新に勃興し來たれる源氏を利用するに努められる様になり、平家を抑制してその行動を妨げると共に、源義仲の入京を促して、平家を都より驅逐せんとせられた。

木曾義仲と頼朝

義仲は義賢の子で爲義の孫に當たるが、父が頼朝の兄義平に殺されたため、木曾に育ち、頼朝と同じく以仁王の令旨を奉じて兵を擧げたが、頼朝とは全く別な勢力として對立の形であつた。源氏の嫡流を以て任ずる頼朝はこれを喜ばぬ上に、武田信義の讒訴もあり、且行家は頼朝と不和となつて義仲に奔つたため、遂に兩者の間は破裂せんとしたが、義仲がこれを避け、我子義高を人質として和睦し

義仲の京都進撃

た。かくて義仲は信濃上野から越後に出で、城長茂を破つて北陸道を徇へ、長馳京に迫らんとして居たから、法皇は關東を固むることにのみ汲々たる頼朝を措いて義仲を利用せんとせられたのである。平家はこれに對し、壽永二年四月維盛・通盛・忠度等に大軍を授けて、義仲追討に向はしめ、越前加賀を從へて越中に入つたが、五月越中礪波山で義仲の奇計のため大敗してより、戦ふ毎に敗れ、義仲は勝に乗じ、七月進で近江に入り、行家は伊賀から大和に入り、直に入京の勢を示した。

平氏の都落

茲に於て平家は百方叡山の籠絡に手を盡したがその效なく、却つて叡山は義仲に應じて二十二日には之を引き入れたから、もはや京都の保ち難きを知り、天皇・法皇等を奉じて西海に奔るに決した。然るに二十四日夜法皇が密に法住寺殿を出て叡山に入らせられたため、平治の義朝の覆轍を踏み、この最後の窮策さへ水泡に歸して、翌日六波羅の館を焼き、天皇・女院・神器を奉じて都落することとなり、翠華揺々として西に向つたのである。

法皇の失望

かくて二十六日に義仲は法皇を奉じて都に入り、法皇の平家驅逐と義仲の都入りは、同時にその目的を達するを得たが、その結果は共に甚しく豫期に反することとなつた。法皇より見れば、平家の都落はその望む所であつたが、天皇・神器を擁して行かれたことは最厄介で、如何に院政の世とは言へ都は主のない感があつて、人心を不安ならしむるを免れない。且平家を追うて義仲を迎へたのは、虎

義仲の不  
平

を以て狼に代へたと同様で、義仲の將士の不法法と狼籍とは嘲笑と憎惡の的となつたから、法皇は早くも頼朝を利用して義仲を抑へしめんと考へらるゝに至つた。義仲が非常な困難を冒し、長驅都へ入つたのは、平氏を驅逐してこれに代はることを望んだためであることは勿論であるのに、軍勢の不秩序から人氣を失ひ、法皇からは行家と同じく唯從五位下の國守に任せられたのみであり、義仲、伊豫守、行家、備前守朝廷で新主を立てることとなつたについて、豫て奉じてゐた以仁王の皇子北陸宮を推戴したのを顧みずして、高倉天皇の第四皇子後鳥羽天皇四が踐祚せられたから、その不平は甚しかつた。法皇は義仲を退京せしむるため、一方頼朝の入京を促すと共に、義仲の士卒の休養を欲するに拘らず、これに平氏の追討を命せられた。義仲は一時中國に進んだが平氏と水鳥備中國淺口郡柏島村に戦つて敗北した上、頼朝が愈弟義經をして上京の途につかしたのを聞いて、京都に引返した。義仲が敗れて歸つて兵數の少いのを見て、院の彼に對する冷遇は益甚しく、彼が頼朝追討の院宣を請うても與へられないのみならず却て事毎に義仲の行動を妨げられ、果は法皇の法住寺殿へ天皇、攝政以下をも召し、僧兵や北面の武士で警固した上、義仲の不法を責めて退京を命せられるに至つた。從來義仲は院と事を構ふるの不利を知つて、その壓迫をも忍んで來たが、茲に至つてはもはやその命を奉ずる能はず、遂に十一月十九日法住寺殿を燒打にして、法皇を幽閉し、攝政基通以下を解官して基房の子師家を攝政にし、自ら

法皇の義  
仲壓迫

義仲の法  
住寺殿燒  
討

義仲の對  
頼朝策

院厩別當となつて平氏の沒官領を賜はり、次いで翌壽永三年正月には久しく絶えてゐた征夷大將軍に任せられた。かくて頼朝追討の院宣を受けると共に、一方平氏と和を計つて入京せしめ、且奥州藤原氏と結んで頼朝を狹撃せんとしたが、何れも彼に應ぜざるのみか、却つて行家が頼朝に應ずるため河内に兵を擧げた。そこで萬一の際は平家に倣つて、法皇を奉じて北陸に奔る心算であつた。

義經の西  
上

頼朝は愈院の密旨を奉じて二弟義經・範賴をして義仲を討たしむることとなり、義經は笠置から宇治に向ひ、範賴は勢多に迫つた。義仲は兵數の乏しい上に、行家を討ちに河内へ兵を割いて居り、更に宇治勢田の要害を防がしめて、百餘騎を以て自ら院御所を守つたが、義經先づ宇治川の軍を破つて京都に入り、義仲に最後の策を施す暇をも與へず、六條川原に大敗せしめた。壽永三年正月義仲は勢多の兵と合せんとして近江に入り、今井兼平と殘兵を纏めて北國に逃れんとしたが、果さずして粟津で戰没した。

義仲の最  
期

三十義仲は野性を失はぬ田舎武士で、剛勇で情に厚かつたけれども、智略の自ら保つに足るものがないため、遂に窮境に陥り、失敗して終つたのである。かくて廟堂も舊に復し、義經等は平家追討の院宣を得て、直ちに西に向ふこととなつた。

西國に於  
ける平家

平家は京都を去つてから、一時九州に奔つたが、後去つて讃岐の屋嶋に據つた。由來西國は平家恩顧の地である上、今や一族擧つて天皇を奉じて來たこととて、來り屬するもの多く、殊に義仲を破つた

平氏の福原歸住

一ノ谷の戦

後は勢盛で、畿内以西は之に服し、瀬戸内海の制海權もその手に歸したから、壽永三年正月には福原に歸り、生田森と一ノ谷を東西の備へとし、三里の間に城邸を構へ、海上には多數の舟を浮べ、その勢力は京都を畏嚇し、上洛の風説も屢起つた位である。これに對し範頼は追手生田に向ひ、義經は丹波路を迂回して搦手一ノ谷に當たり、二月七日を期して一時に攻撃する筈であつた。義經は衆寡敵し難きを見て奇襲に決し、土肥實平等をして一ノ谷に向はしめ、自ら畠山重忠等と山路を辿つて鶴越に出で背後より平家の陣中に斬込み、火を放つて奮戦した。戦は未明に始つたが、平家は周章狼狽なす所を知らず、朝になつて全く敗れ、宗盛以下は天皇を奉じて屋島に去つた。この際平家の一門の討たれたもの忠度・經正・經俊・敦盛・通盛・業盛・知章等あり、重衡亦捕へられた。神器の歸洛を熱望せられる朝廷は、初平家に對して斷固たる處置に出ることが出來ず、戦死者の首を大路に渡すについても、義經の切望によつて僅に許された位であつたが、この時捕はれた重衡を以て天皇神器と交換せんとして宗盛の拒む所となつたため、遂にその態度の硬化を見ることとなつた。よつて四月には元暦と改元せられ、七月には後鳥羽天皇は神器の歸還を待たずして即位の禮を擧げられた。「祖父法皇のありて國の本主なれば、正統の位を傳へましまし」た譯である。神皇正統記

この間義經は頼朝の代官として畿内を管領し平氏追討の準備をして居たが、任官の事から頼朝の意

院と平家

後鳥羽天皇

範頼の無能

を損じたため、頼朝は範頼を以て追討使に任じた。範頼は九月都を出で、西國に向つたが、彼が將才に乏しい上、源氏には水軍がないため、大軍を以て山陽道を徇へたのみで、屋島に本營を置き、別に知盛が彦島に據て關門海峡を扼し、瀬戸内海の海權を握つて居た平家には、一撃を加へることも出來ず、却つて糧食窮乏の結果部下の將士は東歸を望む有様であつたから、頼朝は已むなく文治元年正月再び義經を起して之に當たらしめることとした。

義經は殊功を立て、兄の怒を解かんとして、二月十八日夜暴風中を攝津渡邊から手勢百五十騎で、三日路を二時の間に阿波に渡り、翌日不意に屋島を襲ふた。屋島は既に天智天皇の朝に築城を見た程の瀬戸内海の要衝で、前には小豆島・豊島を扣へて備前に近く、後は一條の干潟天然の堀となり、東方の壇ノ浦は水深うして大船を泊するに便である。此所に内裏・陣屋を設けて本據として居た平家は全く豫期しない背面攻撃に逢ひ、支ふる能はずして海に浮び、志度に上陸し源氏の背後を衝かんとしたが、却て再び義經のために敗れて、已むなく西走して彦島の別隊に合した。義經は伊豫の河野通信・熊野別當湛増等の兵船の來たり集まるを待つて、三月平家の追撃にかゝつた。平家も中國・四國・九州が漸く敵手に歸し、もはや退くべき所もないため、決死の覺悟で敵を邀へ撃たんとし、衆を盡くして彦島を出で海峡を通つて豊前田浦に陣した。戦は二十四日の午頃から始まり、平家もよく戦ひ、潮に乗つて源氏

壇ノ浦の戦

屋島の戦

平氏の滅亡と宋の滅亡

平家時代と清盛

を壓迫したが、漸くして潮が西流に轉すると共に、義經はこの機を逸せず迫り撃ち、壇ノ浦に追詰め、日没頃に遂に平家を全滅せしめた。この際主將宗盛・時忠等の捕へられた外、教盛・知盛・經盛・教經・行盛・有盛等を初め殆皆戰没し、二位尼も神器を奉じ、天皇八歳女院建禮門院と共に海中に投じたが、女院のみは源氏方に救はれた。天皇及び神器は朝廷も頼朝も共に無事歸洛を切望した所であり、義經も第一に意を致したが、事が水上であつたのと、平家が最後までこれを離さなかつたため、天皇は波の底に沈ませられ、神器も寶劍は遂に失せて出でなかつた。かくて義經は神器女院を奉じ、捕虜を伴つて四月京都に凱旋したが、宗盛・重衡等も程なく殺されて、茲に平家は全く滅びて終つたのである。平家の壇ノ浦に於ける最期は、百年後に於ける南宋の厓山に於ける滅亡と酷似して居る。共に國の端に追ひ詰められた最後の戰であり、潮流に支配される海峡の舟戰であるのみならず、幼帝帝九歳母后楊太后の入水まで符を合する如くであるのも一奇である。

かくして急速に勢力を張つて顯榮を極めた平家は、久しからずして果敢なく滅んで行つた。清盛が超邁な識見と果斷な性質とは、從來の因習を破つて、初めて武士であつて政權を握るの例を開いたが、餘りに功を急いで、周圍の事情を顧みず無遠慮に舊勢力者の權利を破壊したため、遂に四面楚歌を聞くに至つたことと、一族が榮達するにつれ早く第二の藤原氏と化して驕豪華奢に流れたことは、その

滅亡を早くしたのであつた。彼はまた藤原氏に倣つたことも少くなかつたけれども、その新しい試は從來舊例故格に拘はれて、沈滞し切つて居た公家に對する何よりの清涼劑であつたと共に、又頼朝のために道を開いてやつたものであり、その不人望であつたことまでが、頼朝の人心を得る上に大なる助となつた。

治承三年二月十三日、辛丑、天陰、筆博士行衡來云、入道大相國六波羅可被進唐書於内云々、其名太平御覽云、二百六十帖也、入道書留之可被獻摺本於内裏云々、此書未被渡本朝也、  
(山槐記)

## 第二十二章 平安末期の文化

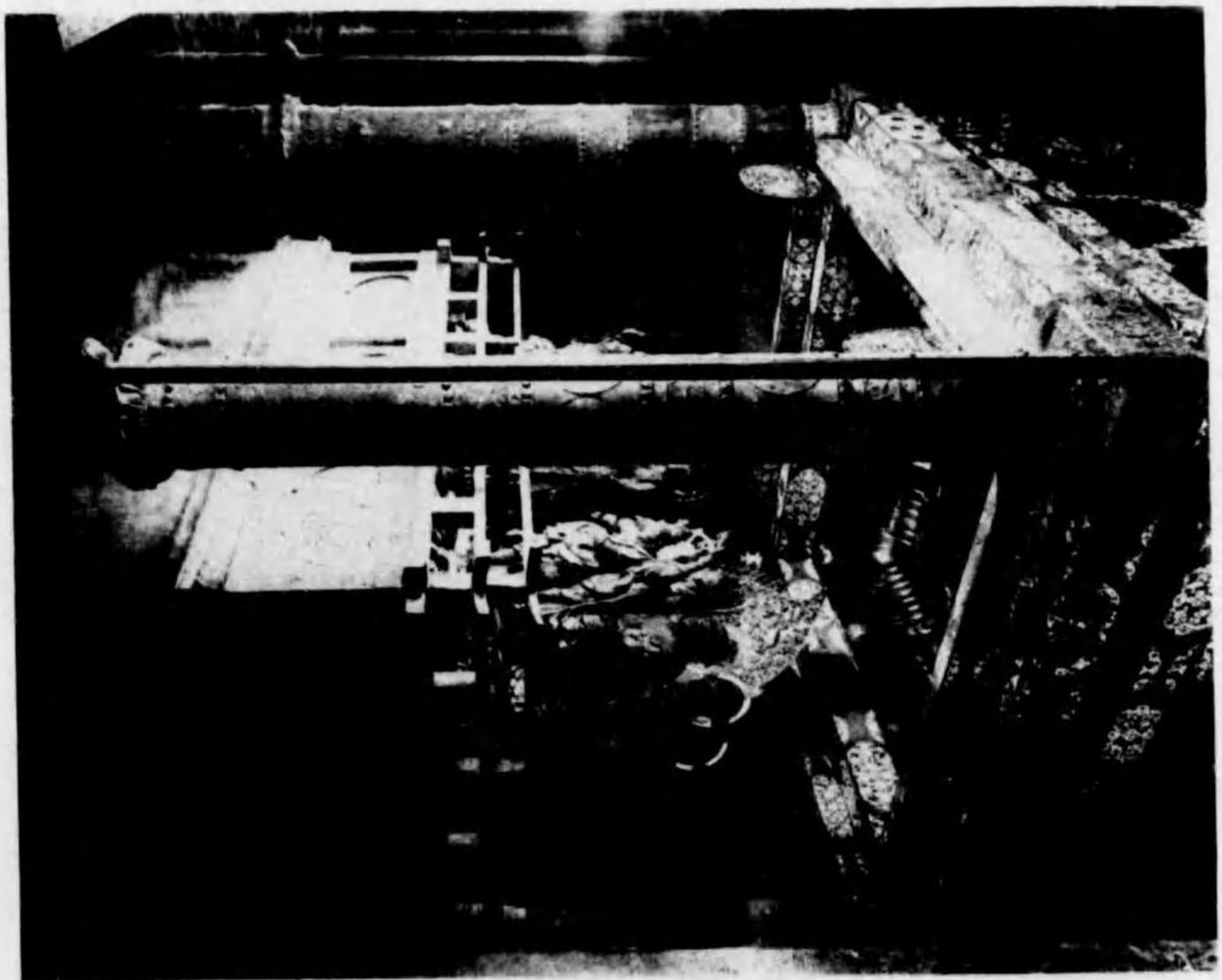
文化の過渡期

佛教

平安末期は政治上にも藤原氏の政權が武家に移る過渡期であり、そのために種々な動搖混亂を生じた時代であるが、文化に於てもこれと同じく、大體に於て藤原時代の繼承ではあるが、その間に革新の傾向が生じ、且武士の勃興に伴つて地方への普及も漸く著しく、鎌倉時代への橋梁をなしてゐる。佛教に於ては中期と大差はないか、藤原氏の勢漸く萎微し、院政の世となつただけに、寺院の建立も皇室の御願によるものが多くなり、法勝寺白河・天皇・尊勝寺堀河・天皇・最勝寺鳥羽・天皇・圓勝寺鳥羽中宮・待賢門院・成勝寺崇徳・天皇・延勝寺近衛の六勝寺が出來た。これ等の勅願寺も國家のためではなく、御一家御一族のためである所に貴族的性質を維持してゐる。

顯密の二教は依然として勢力盛で、祈禱供養の隆盛なるのみならず、僧兵の跋扈をさへ見たが、それと共に淨土教の發展は更に進んで、この時代の末に法然上人源空が出て念佛專修を唱へ、淨土宗の開立を見るに至るのである。第二十八章 參照

美術の如き優美の極漸く纖弱に流れんとする傾を見るに至つたが、地方的分布の著しいのは特に注意すべきである。建築の如き、京都附近にも日野法界寺の阿彌陀堂、醍醐寺の藥師堂、石山寺の本堂



第九、中尊寺金色堂内部及び一字金輪像

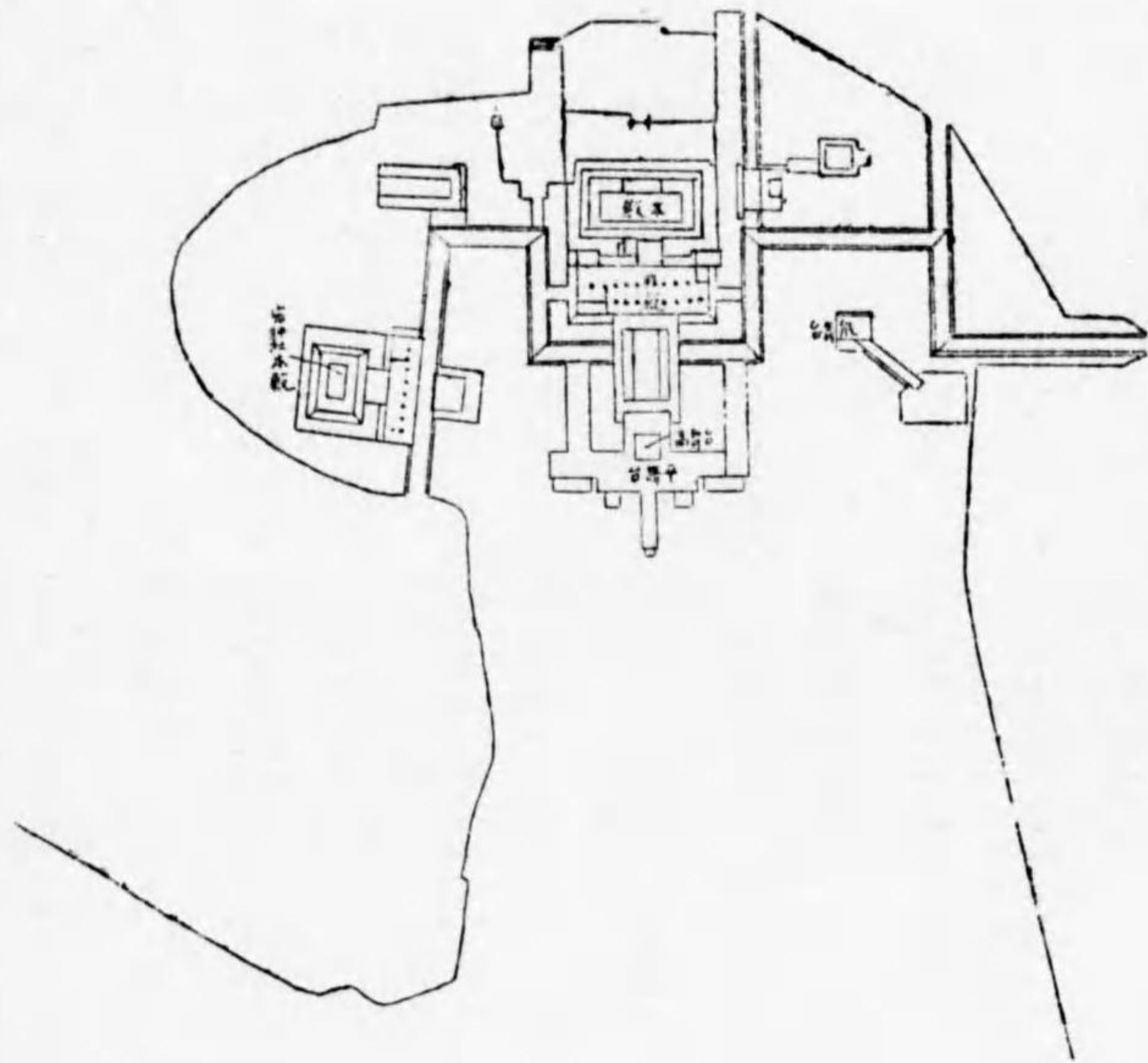
寺院建築

中尊寺金色堂

等を存するが、東北には平泉の中尊寺金色堂・經藏、陸前の高藏寺薬師堂仙臺市、木ノ下、磐城の白水阿彌陀堂石城郡、内郷村があり、山陰には伯耆の三佛寺投入堂・納經堂東伯郡、三徳村・山陽には播磨の鶴林寺太子堂加古郡、鳩里村、四國には土佐の豊樂寺薬師堂長岡郡、豊永村九州には豊後の富貴寺大堂西國東郡、田染村があつて、従前の遺構の全く山城・大和二國に限つたのは著しい相違を示して居る。殊に平泉の中尊寺は藤原清衡の建立にかゝり、その子基衡の毛越寺、孫秀衡の無量壽院と共に、後三年役後百年に互る奥羽の大勢力であつた藤原氏がその豪富に任せ、平安京の文化を奥州の果に移植したもので、何れも堂塔僧房數百宇に及んだが、今は僅に金色堂・經藏の二字に片鱗を存するにすぎない。金色堂は清衡の墳墓として營んだもので、方三間單層寶形造の小堂であるが、外部は總て金を塗り、内部は金銅・螺鈿・彩畫・珠玉で莊麗に飾られ、内陣の柱の如き七寶莊嚴の卷柱と呼ばれた位で、裝飾美に於て傑出して居る。神社建築としては春日神社の南門、神樂殿が當代の遺構と考へられ、優美な檜皮葺であるが、更に注意すべきは嚴島神社の出來たことである。嚴島神社の主なる部分は鎌倉室町期であるが、その形式は、清盛の再建した時に出來たと見るべく、屋根は種々な形を成して複雑な配置を取り、軽く海面に浮んだ有様は、全く山水と建築とが一つに融合して優美な畫面を形成して居り、佛寺に於ける鳳凰堂と相對立するもので、兩者共に寢殿造から系統を引いて居るのも面白い。

神社建築

嚴島神社



島神社

圖面平社神島殿 圖七十第

大山寺の阿彌陀像、土佐豊樂寺の薬師・釋迦・彌陀像等・何れも當代の代表作である。就中一字金輪像は最有名で、金銅に寶相花を透彫にし、無数の珠玉を挿入した精巧な寶冠・胸飾を附け、眼には玉を

中尊寺一  
字金輪像

彫刻は定朝の系統益榮え、覺

助の子に頼助、その子に康助あ

り、長勢の子に圓勢、その子に

長圓、更にその子に長俊が出て

居るが、表現は益優美華麗にな

り、纖弱に流るゝに至つた。そ

の遺物も、畿内にも法金剛院の

彌陀、峰定寺の千手觀音、三千

院の彌陀三尊等があるが、地方

にも尾張七寺の彌陀三尊、白水

阿彌陀堂の彌陀三尊、中尊寺の

一字金輪像及び大日如來、伯耆



(藏氏彦守戸關屋古名) 卷繪紙草病 甲九第



(藏寺源曹前備) 卷繪紙草鬼餓 乙九第



繪畫

入れ、肌は人肌と呼ばれる、肉色に染められ、佛の威嚴は失せて、可憐な女性の美しさを十分に現はして居る。これは佛像の女性化、彫刻の繪畫化として正道を脱しては居るが、この時代を最よく現はして居る。

繪畫では巨勢・託摩兩派の外に新に土佐派・春日派が起り、前者に藤原基光・隆能・經隆・光長・隆信等が現はれ、後者は隆能の子隆親が春日神社の繪所預となつたに初まつた。又畫僧としては鳥羽僧正覺猷が最有名であつた。富貴寺大堂・鶴林寺太子堂の壁畫、禪林寺の二十五菩薩來迎圖及び金戒光明寺の山越彌陀等は何れも前代の繼承であるが、中尊寺や嚴島神社の經卷見返繪や四天王寺の扇面古寫經等に描かれた山水・人物・佛・菩薩等は佛教信仰の藝術的表現として注意すべきものである。殊に平家一門の納めた嚴島の經卷は、見返の裝飾畫の優麗を極むると共に、各卷意匠を異にせる軸・緣金物・雲龍の金具を附したる宮等完備して工藝品としても傑出して居る。更に興味あるは繪卷物の發展で、これは普通詞書と繪とを交互にした卷物であるが、時には詞書を缺くこともある。鳥羽僧正筆と傳ふる鳥獸戲畫高山、志貴山緣起、志貴、隆能筆といふ源氏物語繪卷尾張徳川、光長筆といふ餓鬼草紙備前曹源寺、地獄草紙、備前安住院、伴大納言繪卷、酒井、年中行事繪卷等はその主なるものである。これ等の筆者は何れも紙益田氏、原氏、益田氏、原氏、伴大納言繪卷、伯耆、年中行事繪卷等はその主なるものである。これ等の筆者は何れも確證なく、或は時代もこれを鎌倉と見る人もある。源氏・年中行事には貴族生活を、伴大納言や餓鬼草

繪卷物

紙には民間風俗を寫し、地獄草子・餓鬼草子は深刻に空想の世界を描き、鳥獸戲畫は動物を擬人化して瓢逸を極め、何れも畫材活動して中期の安靜に反對して居る。

和歌  
勅撰集

更に文學を見るに、和歌は最盛に行はれ、歌合・法樂等の催の頻々たるのみならず、勅撰も相次いで出で白河天皇の後拾遺集應徳三年 藤原通俊撰は當時よりは中期の歌を多く入れたが、白河上皇の金葉集天治元年 源後賴撰崇徳上皇の詞花集天養元年 藤原顯輔撰後白河法皇の千載集文治三年 藤原俊成撰等撰者初め當代の歌人を主としてゐる。歌風も三代集の古風を格守せんとするもの、その格を破つて用語と思想の新奇を求むるもの、詞を古にとり心を新らしくせんとするもの等相並び、歌論の隆盛と相俟つて勅撰集に對して論難攻撃の最盛な時期であつた。歌人としては源經信、その子俊賴は革新派として、藤原基俊は保守派の歌學者として、六條顯季・顯輔・清輔は平易暢達を主として兩者の中間に位したが、この時期の末に出た藤原俊成と僧西行とが最傑出して居た。俊成は諸風を折衷して優麗溫雅な體を定めたが、彼の歌が深夜寒燈の下直衣烏帽子をつけ、桐火鉢を抱いて忍びやかな聲で詠吟し、遂には感涙に咽ぶを常としたといはれる程、何所までも研のかゝつた技巧の結實であるに反し、西行は妻子を捨て、出家遁世の上、一生自然を友として行脚生活を送り、古格と彫琢に拘はれた時流を脱して、自然のまゝの情懷を歌詠に吐露した人で、初期の業平、中期の和泉式部に比すべき天成の詩人であつた。

俊成と西行

物語

榮華物語  
と大鏡

物語に於ては源氏以後狹衣・濱松中納言・夜半の寢覺・とりかへばや等が出たが、何れも源氏を摸して及ばず、單に筋の變化と新奇とを以て人目を新にせんとしたのみで、「とりかへばや」が、兄妹を兄は女、妹は男として成人せしめて、葛藤を複雑にした如きは其の最甚しいものである。更に注意すべきは歴史物語の生じたことで、假名文の歴史として榮華物語・大鏡の二書が出で、共に主として道長時代を寫してゐる。これは恰も幕末の士民が御所時代を懐しがつたと同じく、過ぎにし藤原氏全盛の世の回顧に心を慰むるものともいへるが、それと共に華麗浮薄な遊戯的生活から質實素朴な實際的生活への轉向を暗示するものでもある。榮華の内容は編年體の歴史であるが、その體裁や記述の態度は物語と同じく、後の軍記物との連鎖をなして居り、大鏡は列傳體をとり、雲林院の菩提講に來合せた世繼の翁の物語に、夏山繁樹が更にその内情を穿ち、青侍がこれを批評せる形を取つて、我國に於ける批判的の歴史の魁をなせるものである。この期の末に今鏡が出来て大鏡の後をつぎ、鎌倉時代以後水鏡・増鏡が現はれたのは形式上の模倣であり、鎌倉時代に愚管抄の現はれたのは内容たる史觀の上の展開である。これと類似した傾向から天竺・震旦・本朝三國の逸事奇聞を類集したものに今昔物語六十卷がある。佛教關係の話が大部分を占めて居るが、そこに現はれる人物事件が、當時の文學歴史の共に貴族階級のみを記して居るに反し、貴賤貧富に通じて居ることは、史料として貴重なるのみならず、一

今昔物語

面從來卑められた武士階級の勃興せる時勢の反映とも見られよう。而して文章に於ても大鏡は他の物語と異り簡潔なるのみならず、當時の通用語と思はるゝ漢語も多く用ゐられてゐるが、今昔は簡勁なことも漢語の使用も一層甚しく、軍記物等の文體の由つて來たる淵源である。

漢學はこの期の初には、大江匡房・三善爲康・藤原明衡があり、末には藤原通憲・清原頼業が出た。匡房の江家次第、通憲の本朝世紀・法曹類林はその博學を見るべく、爲康の朝野群載、明衡の本朝文粹はこの頃の詩文集として注意すべく、頼業は最經學に於ける造詣が深かつたが、一般の傾向としてはこれ等も皆家業となりて、當代に大いに勢力を振ふには至らなかつた。

更にこの頃の時代相をさながらに示すものとしては田樂の流行を擧げることが出来る。貴族文化の爛熟はやがてその停頓となり、徒に溫雅中庸を尊ぶ生活は倦怠を生じ、新しい興味を卑しい庶民の行樂の上に見出だすのは自然の數であつて、既に前代から優雅な舞樂と共に、滑稽猥雜な猿樂が行はれて人の頤を解き、賤民の一種たる傀儡子の使ふ人形が人の目を喜ばしたのもそのためである。田樂もこれと同様な傾向によつて前代から行はれて居たが、この頃の流行は常規を逸するに至つた。田樂の起源は田植の勞を慰むるために農民の間に行はれたもので、笠を冠つた白衣の田植女が、足駄穿の老爺の打つ鼓につれて粗野な歌舞をする野趣が貴族に珍しがられたのであつたが、何時しか猿樂の影響

田樂の流  
行

を受けて奇抜滑稽な仕草や服裝をし、甚だしきは綾羅錦繡に過差を盡くし、或は裸體に紅巾を纏ひ、又は甲冑を着する等して人目を驚かすに努むるに至つた。更に驚くべきはこれが特殊の人々によつて行はるゝのみならず、上下貴賤の別なく一般に及んだことで、一度流行りかけると納言・參議の貴人も争つてこれに加はつて、晝夜の別なく踊り狂ひ、街路を塞いで通行を遮り、人をして百鬼夜行の態妖異のなす所と思はしめた程であつた。洛陽田樂記これ實に時勢の變動を暗示する世紀末的變態現象に外ならない。

要するにこの頃は前代を繼承し、これを仰ぐ傾があると共に、一面にはこれに慊らずして、その弊を矯め、新しい道を開かんとするものが各方面に現はれ、安靜は打破せられて動搖混亂を生じた時代で、この新傾向が更に發展して鎌倉時代の文化をなす過渡期であつた。

## 第二十三章 鎌倉幕府の創立

幕府政治

幕府とは近衛府の唐名で、將軍の陣營を意味するが、一度頼朝が將軍として天下の政權を握つてから、永く武家政府の名となつた。かくの如き幕府政治の出現は、大化改新及び後の明治維新と併せて國史上の三大變革と稱すべく、從來天皇又は院の名によつて行はれた政治が、將軍の名によつて行はれる様になり、公家の手にあつた政權は武士に移り、中流階級たる武士が、社會の中堅たる地位を確立し、これと共に國家社會の面目が一新されることとなつた。

鎌倉開府

頼朝が鎌倉に入つて此地を根據としたのは、治承四年十月で、舉兵してから五十日の後であつたが、この地を選んだのは、この時代に於て要害の地であつたにもよるが、主としては頼義・義朝等源氏重代由緒の深かつたため、彼の勢力の根柢が譜代恩顧の家人であつたことを思へば、これ亦人心を得るに確に効果のあつたことである。これより彼は勢力を全國に發展した後も此地を去らず、この後百五十年間の政治的中心となつた。彼と雖も舉兵の初から幕府創設を考へた譯ではなく、自ら平家と並んで朝廷に仕へたいと言つて居た位であつたが、平家は都を落ち、次いで朝廷は因習の情力のみで全く無氣力なのを看取したから、漸く平家の後を繼いで天下の政權を掌握せんとするに至つた。

侍所

大江廣元  
等の東下

彼は既に治承四年十一月、和田義盛の請を入れて侍所別當とし、家人の進退を司り、軍政に當らしめたが、天下の政權を占むるには、東國の武人のみでは不可能であるから、政治の經驗あり才能あるものを京都に求めた。これに應じたのが三善康信・入道大江廣元・中原親能等である。彼等は京都に於ては、太政官の屬官として、政治の實務に當つた人々であるが、先例故格を事とした朝廷では、驥足を延ばす由もないため、新興勢力の中心たる鎌倉に奔ることとなつた。康信は舉兵前から頼朝と關係があり、廣元は匡房の曾孫で、親能もその同族である。就中廣元は政治的經綸に長じ、冷靜透徹な頭腦を持つた大政治家で、幕府の成立には最功があつた。かくて元暦元年八月には攝家の政所に倣つて公文所及び問注所が設けられたが、公文所は後政所と改めた建久二年正月行政の府で、廣元が別當となり、親能等が寄人となり、問注所は裁判を司る所で、康信が執事となつた。斯様にして軍政行政司法の三大機關が成立したのである。

公文所  
問注所幕府創始  
の理由

頼朝が京都に出て、藤原氏の如く朝廷を擁して天下に號令することを企てずして、かく地方に偏在して幕府を開いたことは、東國武士を勢力の根柢としたため、京都に入れば彼等が剛健の風を失ひ、第二の平氏たるべきを恐れたにもよるが、當時朝廷の紀綱が亂れ、その政治機關が全く頽廢して無力となつたのを見て、全然別個の機關を創造せなければ、この壊敗した政治を刷新することは不可

能と考へたためであつた。されば朝政不振の因であつた繁雜と放縱とを去り、簡約嚴肅を旨として武士を統率し、秩序の保全を計り、人民を安んずるに努めた。特に人民の治安を維持し、非違を糺彈する警察と裁判の公正を期し、惡僧の跋扈濫行を禁ずると共に、社寺の所領を安堵又は寄進し、且朝廷に奏して社寺の再興を勧め、その勸進には自ら應ずるのみならず、諸國にも奉加を命じた等は、前代の反動もあるが、又人心を得た所以でもあつた。

されば彼の勢力の根柢でもあり、紀綱振肅の基でもある御家人の統制には最心を用ゐた。御家人とは公家・武家等の臣従の意であるが、幕府の御家人は特に關東御家人又は鎌倉殿御家人と稱し、幕府に屬し、幕府から給與又は安堵せられた所領により幕府から課せられる公事徭役即御家人役を負擔する武士を言ひ、これに對してその他の武士を非御家人と呼んだ。御家人役としては京都の守衛に當たる大番役を初め、六ヶ月在番鎌倉の宿衛、將軍の隨行、臨時の兵役、及び諸種の課役を含んで居る。彼等はこの他幕府の制度に従順たるべきは勿論、常に武士道を守つて、主君の恩誼のためには一死を辭せざる覺悟を持し、所領の相續・讓與・賣買等も幕府の承認を受け、官位の任叙の如きも必ず幕府の推薦によらねばならなかつた。さればこの精神に背反するものは何人といへども假借せなかつたが、その第一の犠牲となつたものは彼の弟たる義經であつた。

義經は將帥として當時卓出するのみならず、騎兵の運用に至つては、古今を通じて第一流の技倆を持つて居た。平家を一ノ谷に撃ち、屋島に破り、壇浦に戮した赫々たる偉勳は、當時朝野の瞻望した所であつたが、これが却つて彼に禍することゝなつた。頼朝は早くも彼の恐るべきを見て取り、一ノ谷の戦功に對して、範頼等を國守に推薦し乍ら彼を除外した。然るに法皇は亦、彼を利用して頼朝の勢力を削がんとして盛に寵任せられ、頼朝が武士の任官は必ずその推薦によるべきことを奏したに關せず、勝手に彼を檢非違使に任せられたために、益々頼朝を不快ならしめた。然し範頼の無能のため頼朝は忍んで彼を再び起して平氏追討に當らしめたが、平氏が滅びて、頼朝は彼を要しなくなつた上、西征中に衝突した梶原景時は、この間に讒構を逞しくしたため、文治元年五月、義經が宗盛を率ゐて鎌倉に凱旋せんとした際には、頼朝は斷然彼の鎌倉に入るを拒み、腰越狀として知らるゝ悲痛な辯疏をも顧みなかつた。義經は怏々として京都へ歸つたが、法皇の御寵任は益々厚くて伊豫守に任せられ、而して頼朝と納れない行家は彼と通ずるに至つた。頼朝は彼を除くべき名なきに苦しみ、先づ行家追討を命じたが、彼が病の快癒を待つて命を奉ぜんと言つたので、次には土佐坊昌俊を刺客として遣はし、彼を激發するに努めた。義經も遂に堪え切れず、十月十七日土佐坊昌俊が彼を襲うて敗死した翌日、遂に意を決して、行家と共に法皇から頼朝追討の宣旨を受くるに至つた。義經の離叛は頼朝の待

義經の都落

ち設けた所で、義仲平家の追討にも鎌倉を出でなかつた彼が、この報に接すると直ちに駿河の黄瀬川まで出陣した程であり、法皇も頼朝の勢を削ぐために、兩者の不和を望まれたのであつたが、義經としては固より此上もない不本意であつた。然るに追討の宣旨を受けて近畿の兵を徴しても、頼朝の牽制が效を奏して義經に應ずるもの少く、兵勢甚振はなかつたから、京都の保ち難きを見て、十一月には法皇から義經は九州の地頭に、行家は四國の地頭に任せられ、且四國・九州の住人は兩人の節度に服すべき院應の下文を得て西國に向ふこととなつた。この時彼が平家や義仲の如く、主上・法皇を伴はんとしなかつたことは、累を皇室に及ぼさぬ公正な態度として推賞すべきである。

院の不安

法皇は義經利用が失敗すると、頼朝の怒について不安を感ぜられ、前の宣旨を義經の強要に出でたものとし、新に義經等追捕の令を出して、局面を糊塗せんとせられた。この時大江廣元は頼朝に進言して、世が澆季になり謀叛人絶えぬに、その度關東の兵を遣はしては人も奔命に疲れ費用も大變であるから、この機會に朝廷に請うて國衙莊園に守護地頭を置いてこれに備へんことを勧めた。頼朝これを喜び、北條時政を上京せしめて奏請する所あり、遂に諸國莊園に守護地頭を置き、公領莊園共段別五升の兵糧米を徴收する勅許を得た。月十一守護は總追捕使ともいひ、軍事警察を司り、大番京都守衛の武士の催促、謀叛殺害人の檢斷を主としたもので、幕府の御家人が國守たる場合はこれを兼ねしめた。地頭

守護地頭の設置

守護地頭の性質

守護地頭の意義

は私に置かれた莊官の一種としては前から存し、平家の世には大抵その家人となつて居たものであるが、これを公領莊園共に幕府から任じて、土地を支配して、租税・兵糧米を徴收するを主とし、その地の治安の維持にも當らしめたのである。この守護地頭は固より幕府がその御家人を以て任ずるものだから、これが全國一般に及べば、全國の土地人民は確實に幕府の支配に歸することになる。從來朝廷では屢々、莊園の整理停止を企てられたが、當時は國衙領も地方官が單なる收人の權利と化した結果莊園と選ぶなき有様だから、莊園はそのまゝとして、この守護地頭によつて國衙領莊園共にその實權を掌握せんとしたもので、幕府政治の基礎をなすものである。然し地頭の設置や兵糧米の徴收は、直接莊園の權利者の得分に影響するため、諸方から強硬な苦情を生じたから、幕府は翌文治二年になり先づ兵糧米を廢止し、三次いで地頭も先に頼朝に賜はつた平家の没官領の外は多くこれを停止するの已むなきに至つた。月十

頼朝は更に朝廷に對してもこの機會にその施設を完成せんとし、義經に與した院の近臣を解官配流し、九條兼實に内覽の宣旨を賜ひ、彼の指名せる兼實以下十人の公卿を議奏として朝政に與らしむる事を奏請して勅許を得た。九條兼實忠通三男は學識人物共卓出して居たため、頼朝は提携して朝政の刷新を計らんと考へ、前から法皇に推舉して居たが、この度頼朝追討の宣旨に兼實の反對したことを徳と

朝廷に對する施設  
議奏と大番  
九條兼實  
との提携

して重ねて院に奏した結果、初めて内覽の宣旨を賜はり、次いで基通に代つて攝政になり、氏の長者となつた。

義經の潜伏

義經が叛いたため、幕府はかくの如く勢力を發展させる機會を得たが、義經の所在は中々知れなかつた。法皇は頼朝の壓迫を憤り、その勢力を憎まれると共に、義經の庇護に努められたから、翌二年五月行家の和泉に誅せられた後も、義經は京都附近に潜伏して居たが、幕府の搜索益々嚴重な爲め三年の春には幼時の縁故を頼つて、奥州の藤原秀衡の許へ奔つた。

奥州藤原氏

奥州藤原氏は後三年役後、清衡・其衡・秀衡相繼いで平泉に館して奥羽を領したが、その勢力はよくこの百年の間奥羽の太平を保ち、廣大な地域と砂金・馬匹の利を收めて、富強全國に比なく、盛に京都の文化をも輸入した。されば當時鎮守府將軍陸奥守に任ぜられて居た秀衡の勢力は、中央政府の一敵國であり、平家や義仲は頼朝の牽制に常にこれを利用して、幕府が全國に守護地頭を置いた際も、一指を觸れることも出来なかつた所である。このため中央で意を得なかつたものの彼に身を寄せるもの少からず、義經も幼時奥羽に赴き秀衡の保育を受けたが、今や頼朝に納れられなくなつて再び來り投じたから、秀衡はこれを厚遇しこれを擁して頼朝に對抗せんと考へた様である。秀衡は不幸にしてこの年十月病歿したが、その際その子泰衡に遺言して何所までも義經を奉戴すべきことを命じた。茲に

義經の最期

於て頼朝は義經追討の宣旨を泰衡に下されんことを朝廷に奏すると共に、盛に奥羽征伐のことを揚言した。このため泰衡もその態度を變じ、文治五年閏四月に義經を衣川館に攻めて自殺せしめ、三十一歳その首を鎌倉に送つた。

頼朝の奥州征伐

然るに頼朝はこれを見て泰衡の興し易きを知り、却てこれまで匿まつた罪を責めて之を討つに決し七月大軍を以つて出征することとなつた。千葉常胤等は海道から、比企能員等は北陸道から向ひ、頼朝自ら本軍を率ゐて山道から進んだ。泰衡はこれを聞いて大いに驚き、庶兄錦戸國衡をして阿津賀志山岩代國伊達郡に堅壘を築き、阿武隈川の水を引いて二重の堀を設けて防がしめたが、頼朝は八月白河關を越えて、國衡と戦ひ、遂に之を撃破して進んだので、泰衡も支ふる能はざるを知り、平泉館に火をかき、三代の榮華を一片の煙と化して北走したが、遂に賢柵出羽國下秋田郡仁井田で家人のために殺された。こゝに奥羽は幕府の管領となり、頼朝は葛西清重を總奉行、伊澤家景を留守職として之を治めしめ、藤原氏の遺制によらしめることとした。從來化外視せられた奥羽二國が、全く他と同様の統治を受くるに至つたのはこの時に初まるので、鎌倉開府が全國の政治を確實にした一表現と見るべきであらう。

かくて幕府の勢力は天下を統一するに至つたが、唯朝廷との間が猶圓滿を缺く憾があるから、頼朝はこの機會に自ら上洛して幕府の威容を示すと共に、朝廷に於ける勢力の基礎を固めんとした。そこ

頼朝の第一回入洛

丹後局と源通親

後鳥羽天皇と九條兼實  
兼實の征夷大將軍補任  
頼朝の得意時代

建久七年の政變

て先大江廣元をやつてその準備をなさしめ、翌建久元年隨兵千騎に擁せられて入洛し、法皇天皇に謁して權大納言右近衛大將に任せられ、九條兼實とも會見して、今は法皇の世であるが將來は互に協力して天下の政治を改革せんことを語つた。然しこの後も法皇は、或は「不<sub>レ</sub>異<sub>ニ</sub>李夫人楊妃<sub>一</sub>」葉玉といはれ、或は法皇執權女房吾妻鏡と稱せられた寵妃丹後局高階榮子や、後鳥羽天皇の乳母藤原範子の夫である源通親村上等と、院の勢力を張るに努められたため、兼實の攝政は殆有名無實であつたが、建久三年法皇が崩御せられ、六十後鳥羽天皇の親政となると共に、形勢茲に一變して、實權は初めて兼實に歸するに至つた。兼實の全盛時代は朝幕の間も最圓滿で、この年七月頼朝は征夷大將軍に任せられて、これ以後白河法皇に妨げられてゐた多年の宿望を満すことが出来、翌四年には那須野・富士野等で大規模な狩をも行つた。曾我祐成・時致さむひらの兄弟が父の敵工藤祐經を討ち取り、これに關聯して範頼が異心の疑を受けて殺さるゝに至つたのもこの際のことである。この時先に重衡に焼かれた東大寺の再建が、俊乗坊重源の奥羽の果まで全國に亘る勸進と、公武の助力で漸く落成したから、頼朝は再び六年に政子頼家等を伴つて上洛し、天皇と共にその供養に臨み、それより春夏の間優遊四ヶ月に亘り、彼の最得意の時代であつた。

然るに程なくして京都の形勢が復逆轉を見るに至つた。法皇の崩御によつて一時屏息してゐた朝權

源通親の成功

頼朝の事業

派の源通親は丹後局と計り、機を見て親幕黨たる兼實一派を除いて、朝廷の勢力を張らんと期して居たが、この年通親の養女在子承明門院の腹に、一宮が誕生になつたのに勢を得て、得意な權謀を以て幕府を牽制すると共に、天皇を擁して宮廷の勢力を固め、翌七年十一月遂に兼實の關白氏長者を止めて、近衛基通を以て之に代へ、兼實の弟太政大臣兼房、天台座主慈圓をも止めしめ、その一族を廟堂から斥けた。通親はこの成功に甘んぜず、續いて外孫を天位に即け、後鳥羽天皇の院政として、院の實權を握らんとし、建久九年正月には遂にこれを實現し、土御門天皇の御即位となり、通親は院別當として權を専らにした。その後内大臣大將に進み、時人稱して源博陸關白と呼んだ程であつた。幕府はこの間通親の術策に誤られて袖手傍觀してゐたが、茲に至つて廟堂の形勢の惡化を悟り、頼朝自ら第三回の上洛を企て、兼實を計つて挽回策を講ぜんとしたが、翌正治元年正月病歿五十したため、その意を果さずに終つた。

頼朝の活動は舉兵以後二十年に過ぎぬが、この間に彼の遂行した事業は前後に比類の尠い重大な意義を有する。王朝の政治が形式に流れ、紀綱は潰廢し、民政に當るべき地方官の如きも、全く收入の對象と化し、地方は紊亂して人民は治安の維持を託すべき機關を有しなかつた際、幕府といふ新政治組織を設け、全國に崛起した武士階級を統治すると共に、この武力を以て從來の無力不徹底な政治を



確實にし、警察と裁判の公正と徹底により、紊亂を極めた社會に條理と秩序とを與へた。されば朝家・院・宮・權門・社寺も、これによつてその權利を主張し得る威力を得、人民もこれによつて非道な暴虐から免れる保護者を見出したのである。

彼の創設した幕府政治は、我國體上一時の變態たることは免れないが、さればとて直に彼を以て朝廷を蔑にし、天皇の政權を奪取したものとすることは出来ない。謂はゞ公家である藤原氏の手にあつた政權を、平家及び義仲を経て繼承したもので、從來の如く朝廷により天皇の名をかりて政權を行使せず、全く別個の機關を創設したのは、かくせざれば當時の政治的腐敗から我國家を救ふことが出来ぬと考へたために外ならぬ。彼は草創の際にも拘らず、自ら奏請して御所及び朝廷の尊崇厚き社寺を造營して居り、世の固め、帝王の守護を以て武士の任とし、自ら常に朝命に恭順であるのみならず、家人に對しても常に清盛・義仲等の朝廷に背いたため滅亡した覆轍を説いてこれを戒しめ、假令戰に不利益でも勅命には従ふべきを命じて居る。猶彼が朝廷の力を借りずして天下の政權を握りながら、かくの如く皇室の尊嚴を明にしたことは、我皇室の神聖を事實を以て裏書したことであり、今後武家をして政治の責任を負はしめることにしたと共に、皇基の無窮を一層確立したとも言ひ得る。唯彼が業を終へずして逝いたことは、彼の事業を永久に大なる未成品として遺したため、幕府そのものにも幾多

幕府政治  
と國體

の變動を生ずると共に、朝幕の間にも悲しむべき衝突を見るに至るのである。

又八島に御座す大やけ並に二位殿女房たちなど、少もあやまちあしさまなる事なくて、向へ取申させ給へ、しかくとだにも披露せられれば、二位殿などは、大やけをぐしまいらせて、向さまにおはする事もあらむ、大方は帝王の御事、今に始ぬ事なれども、木曾は山の宮、鳥羽の四の宮討奉せて、冥加つきて失にき、平家又三條高倉宮討奉て、加様にうせんとする事なり、されば能々したゝめて、敵をもらさずして、閑に可被沙汰なり、内府は極て憶病におはする人なれば、自害などはよもせられじ、生取に取て京へぐして上べし、さて世の末にも云傳てあらば、いさ少吉事也、返々此大やけの御事おぼつかなき事なり、いかにもくして、事なきやうにさせさせ候べし、大勢共にも、此由をよくく仰含られ候べし、穴賢々々、(上  
下略、文治元年正月六日源範頼宛頼朝消息、吾妻鏡所載)

### 第二十四章 北條氏の發展と公武の抗争

頼朝薨去の影響

北條時政の野心

幕府の合議制

梶原景時の最期と幕府の動搖

頼朝が中道にして歿したことは幕府の基礎を動搖させ、幕府の實權を北條氏の手に移せしむる因となつたと共に、朝幕の間も、漸く融和を缺く様になつて行く原因となつた。

北條時政は頼朝の妻政子の父であり、彼の擧兵の最初からの第一の後援者であり、股肱であつたが、時政は頼朝のために働いたといふよりは、彼を傀儡として自ら勢力を得る手段にせんとしたにすぎぬ。但傀儡たるべく彼が餘りに偉大であつたため、彼の存命中は手を出し得なかつたが、彼の死と共に漸く鋒鏑を現はすに至つた。その上、後を承けた頼家は年少で、元老宿將等を統御する威力がなかつたため、幕府は安定を失つて來た。頼朝の後室政子は正治元年に幕府の裁決を北條時政・義時父子、大江廣元・三善康信・中原親能・三浦義澄・和田義盛・安達盛長・梶原景時・比企能員・八田知家・安達遠元・藤原行政等十三人の元老の合議制として頼家の獨裁を禁じたが、諸將の間は猶融和せず、和田義盛・三浦義村・結城朝光等六十人は、連署して梶原景時を除かんことを請ふに至つた。景時は頼朝の寵用した策士で、この時は義盛を嗚して侍所別當となつて居たが、茲に及んで鎌倉を出奔し、次いで京都に奔つて事を擧げんとして、途中で討取られた。これに續いて越後の城長茂や頼朝の弟阿野全成等の叛

北條氏の陰謀

一幡及び比企氏の滅亡

頼家の幽閉

實朝の將軍補任

亂が起り、暫くて平定したけれども幕府の動搖は明に暴露された譯である。

この間に北條時政は機を見て人心を收攬し、自己の勢力を發展せしむるに努めたが、遂に建仁三年頼家病氣の際、政子と計つてその後嗣を定め、頼家の子一幡には總守護職と關東二十八ヶ國の總地頭職を襲がしめ、弟千幡に關西三十八國の總地頭職を襲がしめることとした。これ一幡は比企氏の出で彼の代となれば、北條氏は、外戚の權の外祖父である比企能員に移るを恐れ、先んじて一幡の權を制限せんとしたものである。能員はこれを聞き、密に頼家に訴へたため、頼家は怒つて能員に北條氏の追討を命じたけれども、却つて北條氏のために誘殺せられ、一幡も比企氏の一族と共に殺されて終つた。頼家は之を聞いて激怒し、更に和田義盛・仁田忠常に命じて北條氏を討たしめんとしたが、義盛の反應のため忠常は儂い最後に終り、頼家は孤立無援、北條氏のなす儘に任す外ないこととなつた。茲に於て時政は頼家を幽閉して出家せしめ、京都へは將軍薨去と稱して弟千幡に後を嗣がしめんことを請うた。このため朝廷では千幡に實朝の名を與へられて征夷大將軍に任ぜられたが、時に年僅に十二歳で、時政の邸に養はれて居り、頼家は次いで伊豆修善寺に押込められて翌年殺されて終つたから、二十幕府の權力は今や漸く實朝の擁立者たる北條氏に歸することゝなつた。時政が廣元と共に政所別當即執權となり、女婿平賀朝雅を京都の守護として公武間の連絡に當らしめたのはこの時である。

北條氏と  
創業の元  
老  
畠山重忠  
の滅亡

然し幕府創業の元勳が多く遺つて居る間は、北條氏の専權は許されないから、機を見て漸次之を除かうとしたが、その第一の犠牲になつたのが畠山重忠であつた。重忠は早くより頼朝に仕へ、忠誠無二にして勇武絶倫、且義を重んじ情に厚く智慮に富み、最士人の仰ぐ所であつたが、彼の子重保が平賀朝雅と争論したため、時政の後妻牧氏の怒に觸れ、元久二年謀叛の名を負はせられて亡ぼされて終つた。四十  
二歳

牧氏の陰  
謀  
北條時政  
の失脚

牧氏は政子・義時等の繼母であるが、頗る權謀に富んだ女性で、夫時政を籠絡して大いに勢力を振ひ、遂に實朝を除いて女婿朝雅を將軍とせんと企つるに至つた。然しこの計劃は政子の牒知する所となつて、實朝を義時の邸に移したが、家人も皆實朝に隨つて移つたから、時政は形勢の非を悟り、剃髮して伊豆北條に出奔し、次いで京の朝雅も殺された。これより義時が代つて執權となり、益々北條氏の勢力を固めて行つた。

和田氏の  
滅亡

かく北條氏の勢力が盛になるにつれ、之を喜ばずこれを惡むものも少くなく、建保元年には反北條派の陰謀が暴露し、首謀者泉親衡は捕へられんとして逃れたが、連累者の捕へられたものが多かつた。その中に侍所別當たる和田義盛の子義直、義重及弟胤義があつたから、義盛は極力宥免を願つたが、二子の罪を報されたに止まり、胤義は面縛して一族の面前を通らしめて、陸奥國に配流せられ

た。これ義時がこの機會に強大な和田氏を亡さんとして陰險な手段で誘發したのである。義盛も遂にこの侮辱に堪へずして、三浦義村義盛の子を誘引して、五月二日兵を擧げ、不意に幕府及び義時を襲ふた。義盛の三男朝夷あさひな三郎義秀の勇戦で名高い和田合戦は、鎌倉の市中に展開せられて上下を震撼せしめたが、義時は前から準備して居たことだし、義村がその日になつて北條氏に反應したため、激戦二日の後終に和田氏の滅亡に終つた。

義時と侍  
所別當  
實朝の人  
物

これより義時は義盛の後を受けて侍所別當を兼ね、政治及び兵馬の全權を占めることとなり、將軍實朝は虚位に備はるに過ぎずして、北條氏が幕府の中心たる形をなして來た。これを助けたのは實朝の好尚が全く京風で、幕府の精神と相反したことであつて、これは彼の天性でもあるが、京都の文化の鎌倉に及ぼした影響でもある。頼朝は武士が京風に化し、剛健素樸の奢侈軟強に移ることを力めて戒めたが、時代の経過と共に京風の東漸は免れず、頼家既に公家の遊戯たる蹴鞠を好んだが、實朝に至つては殊に甚しかつた。貴公子風の彼は、その結婚に於ても、足利義兼の女の候補たりしを斥けて特に京都から坊門前權大納言信清の女を娶つたが、趣味としても、和歌・蹴鞠・觀花・賞月等を好み、頼朝の奨励した武藝・狩獵の如きは全く顧みなかつた。和歌の如きは萬葉の古調を喜び、當代歌壇の一異彩たるのみならず、その師定家さへも「更に敵ふべくも侍らぬ風骨」至愚抄と激賞した程であつた。

唯自ら好む所とはいへ、將軍たる地位を顧みず、これに耽つたのは、北條氏の専制のため自由を拘束せられ、何時かは第二の頼家たるべき運命を諦めて、不平を趣味の上で慰めんとしたためである。彼が時に政子・義時の言を納れず、後鳥羽上皇に至誠を披瀝し、人民の愛護に努めたのも、又宋人陳和卿の勸によつて渡宋の計劃をさへ起したのも、皆この諦のためである。官位の昇進も特に著しく、頼朝が官位を拜辭して子孫に佳運を残さんとした趣旨を説いて諫めた大江廣元に對して、源氏の正統も我一代で盡きるであらうから、進んで顯榮を極め、家名を輝かさん志であると語つたとさへ傳へて居る。吾妻鏡 かくて建保六年正月には權大納言に任ぜられ、三月左大將を兼ねたが、十月には父の官を越えて内大臣に進み、次で十二月には右大臣に上るに至つた。このため上皇からは拜賀の車・調度・裝束等を賜はり、翌承久元年正月鶴ヶ岡八幡宮に於て盛大な拜賀式が行はれたが、式終つて退出するに際し、社前に於て當時八幡宮の別當であつた頼家の子公曉のために義時に代つて劍を持つて従つて居た源仲章と共に刺殺せられた。八歳 公曉は實朝の首を取つて逃れ、三浦義村に持つて將軍たらんとしたが、義村は義時と計つてこれを殺した。十九歳 これ義時が公曉の年少輕燥に乗じ、人をして父の敵實朝及び義時を殺せば將軍になれる様に誘惑せしめ、自ら途中劍の役を仲章に代らしめて難を逃れ、その罪を以て公曉を殺して源氏の胤を絶やさんとしたものと思はれる。實朝の凶變は天下の耳目を聳動し

たが、北條氏にとつては豫定の計劃であるから鎌倉の秩序も亂れず、これに乗じて起つた駿河の阿野時元全成の子の叛亂も程なく平定せられた。

實朝には子がなかつたから、一時政子が簾中の政を見ることとなつたが、名義だけでも將軍がなくしては天下の人心に不安を感じしむるため後繼者を選ぶこととなつた。當時全く北條中心となつた幕府は、將軍は傀儡たるに便なるを第一とするから、頼家の子禪曉のあるに拘らず、政子及び主なる御家人から後鳥羽上皇の皇子を迎へんことを奏請し、之と共に變に備へるために、義時の義弟伊賀光季と大江廣元の子親廣とが京都守護のため上京した。然し後鳥羽上皇は幕府に好意を有せられず、皇子の東下を將來の禍根と考へられたため、朝幕の間交渉を重ねたが遂に御許にならなかつた。茲に於て幕府は議を變じ、頼朝の妹の曾孫なる九條道家の子頼經幼名三寅を迎へること、した。頼朝の妹の一條能保に嫁して生める女子全が、西園寺公經に嫁し、その間に生れた女子子倫が九條道家に嫁して、頼經を生んだのである。これより九條・西園寺兩家は幕府と密接な關係を生ずるに至つた。

京都では源通親の死後建仁二年は全く後鳥羽上皇の獨裁となり、兼實の子良經、基通の子家實等相次いで攝政になつたが、員に備はるに過ぎなかつた。上皇は壯年氣鋭文武の才に富ませられた上、和歌・蹴鞠を初め非常に多藝多能であつたが、男女の寵幸も多く、宇治・水無瀬等各地に優麗な離宮を營まれ

て、遊幸絶ゆる時なく、院政は大いに活氣を呈した。然しその財源は主として成功によられたため、除目も當を失し、女謁の盛なると共に、政治の放縱に墮するを免れなかつた。この間にあつて卿局藤原兼子は上皇の殊寵により權勢を振ひ、女流政治家として鎌倉の政子と東西に相對し、時人をして女人入眼にやびの日本國と稱せしめた。愚管抄

上皇は温順なる土御門天皇よりも、二宮の剛毅なるを愛せられたため、天皇をして二宮順徳天皇に讓位せしめられた。承元四年かくて兩上皇が在すことになつたため、本院・新院と稱したが、勿論本院の院政が續いた。かくて院政が益々活氣を得ると共に幕府を無視して專制を行はせられること多く、且院の勢力を益すため北面の外に新に西面の武士を設け、又幕府に命じてその家人を朝廷に奉らしめられたが、これ等の武士は何れも朝恩の厚さに感じて一意奉公の念を生ずるに至つた。院政の窮極の目的は幕府を顛覆せしめて全權を朝廷に復するにあるが、かく院政が盛になるに反し、幕府は頼朝の死後朝廷のため常に壓迫を蒙り、内部では動搖軋轢を事として居たから、上皇はその滅亡の遠からざることを考へられ、坊門信清の女を實朝に嫁するには朝廷が全力を盡くし、天下の經營唯この事にあると謂はれた程であつた。明月記のも、これによつて幕府を軟化する手段とせられたらしく、實朝の異常な官位の昇進まで、上皇の官打にせらるゝ御考によると思はれた位であつた。さればその實朝も殺され

院政の發展と幕府

計幕の計畫

源氏の正統の絶えた上は、愈幕府は自滅する外はないと思はれて居たのに、意外にも政子・義時等が實權を握つて依然として様子を改めぬのみか、上皇が寵妃伊賀局白拍子の所領たる攝津國長江・倉橋二莊の地頭改補を命ぜられても、幕府は頼朝より與へた所領は大罪に非ざれば沒收しない規定によつて朝命に従はなかつたから、遂にこの機會に進んで幕府を追討せられることゝなつた。この御計劃の帷幄に參したのには、順徳天皇及び本院の親近せられてゐた坊門忠信信清の子・高倉範茂同局の同胞・葉室光親・中御門宗行・源有雅の諸卿や、藤原秀康・同秀澄等北面西面の武士等であつて、新院や攝家はこれに加へられなかつた。承久三年四月になつて計劃も愈々進んだから、順徳天皇は皇太子仲恭天皇に御讓位になつて活動を自由にせられ、本院の皇子尊快法親王を天台座主として、叡山の衆徒を利用せんとせられた。遂に五月十四日に城南寺の流鏑馬揃に托して兵を召され、京都守護大江親廣を初め在京の武士も多くこれに應じ、その數千七百騎にも及んだが、守護の一人伊賀光季は應じなかつたため、翌十五日に之を誅せられると共に、全國に義時追討の宣旨を下された。京都ではこの宣旨によつて常に軋轢を事として居り、北條氏を喜ばない御家人は、群り起つて幕府を仆すものと考へられ、當時北條氏に頷抗すべき唯一の豪族たる三浦氏に對しても、在京の三浦胤義をして義村を誘はしめられ、殆出兵の準備をさせられず、關東調伏の祈禱を社寺にせしめられたに過ぎなかつた。

朝廷の舉兵

朝廷の豫想

幕府の態

幕府では伊賀光季及び西園寺公經の家司の發した變報を十九日に受取つたが、同じくこの日關東の御家人に宣旨を傳へんとして鎌倉に達した藤原秀康の家人押松丸を捕へて宣旨を沒收し、三浦義村亦弟胤義の勸誘狀を義時に示して他意なきを表した。茲に於て政子は宿將等を簾下に召して、我最後の詞であるとして、故右大將朝敵を征して關東を草創せられたのに、今逆臣の讒によつて非義の綸旨を下された。名を惜むものは早く逆臣を討つて三代將軍の跡を全うせよ。院に參らんとするものは唯今申切れと傳へた。諸將涙に咽び、命を棄て、恩に酬ひんことを誓ひ、一致して幕府の大難に當ることとなつた。吾妻鏡 その方略としては箱根・足柄を守るに決したが、廣元はこれを不可とし、斷然京都追撃を主張したため、政子も之を納れ、諸國の兵を召し、運命を賭して直に出軍することとなつた。かくて北條泰時義時時房義時の子等は東海道、武田信光等は東山道、北條朝時泰時の弟は北陸道の三道から京都に向ふこととなり、總勢二十萬騎と號せられ、これが敗るれば義時更に二十萬騎を率ゐて發する計劃であつた。かゝる大軍を動かしたのは、事を非常に重大視したためであるが、猶王師に抗する不安の念は去らず、泰時は出陣後一度引返して、錦旗を擁し鳳輦を進めらるるに會した際の處置を問ひ、義時はこれに答へて武器を捨て、命を待てと云つた程であつた。増鏡

官軍の防禦

かくて京方に應じたものは多くは所領所職を失つて不遇に沈淪して居た武士位にすぎずして、拱手

幕府の出兵

幕軍の京都占領

して功を待たんとした豫想は全く破れたから大恐慌を來し、御祈禱を盛にすると共に、西上軍を防ぐために美濃及び越中に官兵を出した。美濃は東海東山兩道の兵の合する所であるから、木曾川に據つて之を防ぐこととなり、六月六日に兩軍の會戦となつたが、官軍の全敗に終り、越中方も敗退した。敗報京都に傳はるや上下色を失ひ、三上皇は叡山に御幸せられて、衆徒をして東軍を防がしめんとせられしも應ぜず、宇治勢多の守も程なく潰えて、十五日には都も遂に幕軍の占領に歸した。後鳥羽上皇は茲に於てやむなく泰時に、今度の事は謀臣の計で叡慮でないこと、義時追討の宣旨を取返し、諸事幕府の申請に任せる旨を傳へられて、武士の狼籍を禁ぜんことを命ぜられた。泰時は六波羅の館に入りて、官軍の殘黨の追捕に努め、幕府の指令を受けて戦後の處分を行ふこととなつた。公卿の主謀者たる葉室光親・高倉範茂・中御門宗行・源有雅等は、院に申請して引渡を受け、鎌倉へ護送すると稱して途中で殺し、武士は元凶と目された藤原秀康・秀澄兄弟以下主なるものを京都で斬つたが、大體は寛大を主として輕きに從ひ、坊門忠信・源光行・大江親廣・河野通信等も死を免れた。

戦後の處分

幕府の廢立

然し皇室に對する處置は、幕府の最苦辛した所であつたが、幕府に敵意を有せらるゝ方が治世の君では、幕府が立行かぬから、後鳥羽上皇に代つて院政を見るべき方をその御子孫以外に物色することになり、高倉天皇の第二皇子持明院宮行助法親王守貞親王後高倉院に定め、天皇を廢して親王の皇子茂仁王を立て

三上皇の播遷

た。これが後堀河天皇で、親王は皇親の故を以て太上天皇となられ、院政を見られることゝなつた。先帝は御在位七十餘日て、即位大嘗會の御儀もまた行はれなかつたから、九條廢帝又は半帝と呼ばれ、御諡號もなく御歴代にも加へられぬ位であつたが、維新後仲恭天皇の追諡があつた。明治三年假令戰亂の餘とはいへ、當時東夷と卑められて居た幕府が、專斷で廢立を行ひ、治世の君を定める如きは、全く未曾有の變態であるが、然も大變はこれに止まらずして、後鳥羽上皇は御出家の上隱岐へ、順徳上皇は佐渡へ、後鳥羽上皇の皇子六條宮は但馬へ、同冷泉宮は備前へ御遷するに至つた。土御門上皇は本院の企てを諫められた位で、御關係はないが、一人京に留るに忍びずとて土佐に遷られ、次いで阿波に遷られた。幕府はこれを以て保元の先例によるとするも、兩者は事情を異にして同一視すべきでなく、武士として上皇の播遷を敢てせる如きは、前後を通じて北條氏以外に見ない所で、その不臣悖逆の甚しきは言ふまでもない。後鳥羽法皇はこれより十九年六十、土御門土上皇は十一年七十、順徳上皇二十二年六十の後、何れも配所に崩ぜられ、後鳥羽上皇の「我こそは新島守よ、おきの海の荒き浪風心して吹け」、「うらやまし、永き日影の春にあひて、いせをのあまも袖やほすらむ」等の御製は、當時の御心情が推量られて恐懼の極である。

かくの如く、承久の役は、院の勢力發展の欲求に急なるあまり、幕府の實力を違算して企てられた

承久の亂の實義

北畠親房の承久役論

輕舉に初まつて、幕府の畏多い高壓手段に終つたのであるが、實は武家政治成立に伴つて生じた、幕初以來の朝幕關係の軋轢が、此時に至つて破裂したので、北畠親房の「頼朝一臂を振ふて、九重の塵も納り、萬民の肩も安りぬ。是にまさる徳政なくして、いかでたやすく覆さるべき。たとひ又うしなはれぬべくとも、民やすからまじくば、上天よもくみし給はじ。次に王者のいくさと言は、科有を討し、きずなきを亡さず、一往のいはればかりにて追討せられんは、上の御とがとや申べき。但下の上を剋するは極たる非道なり。遂にはなか皇化に順はざるべき。」神皇正統記と言へる如く、上皇の無名の師を悲み、義時の不臣な行動を惡むと共に、かゝる時世に遭遇した兩者の不運をも察すべきであらう。

とにかくこの一舉によつて久しく蘊蓄してゐた院の勢力は根抵から崩壊して、今後は幕府の勢力が政治上絶對のものとなり、眞に幕政の確立を見るに至つた。幕府はこの役によつて京都の守備の缺陷を悟つたから、有力な機關の必要を感じ、時房・泰時を南北六波羅に留むることとした。これを兩六波羅殿といひ、京都の鎮護と共に、三河以西の行政司法を司ることとなり、その下の組織も幕府と異ならず、執権につぐ勢力を有するに至つた。又京方であつた朝臣武士の所領三千餘ヶ所を沒收して、有功の將士僧侶等をその地頭としたが、これを新補地頭といひ、これに對して従前のを本補地頭と稱し

幕政の確立

兩六波羅殿

新補地頭

新補地頭の得分は十一町に一町の免田と、段別五升の加徴米を標準とした。

義時の死  
と伊賀氏  
の陰謀

康信・廣  
元・政子  
の死

かくの如く、戦後經營に努力して居た義時は三年後の元仁元年俄に病歿したため、六十泰時時房は直に鎌倉に歸つて泰時は執權時房は連署になつた。然るにこの際義時の後妻伊賀氏は、同胞である伊賀光宗と計つて己の婿一條實雅能保の三男を將軍とし、己の子政村を執權とせんとし、三浦義村をも誘つたが、然し政子は之を知つて戒嚴し、直に實雅を追ひ、伊賀氏及び光宗を流したため事なくすんだ幕初以來問註所執事であつた三善康信信善は、これに先立つて歿したが、承久三年同じく政所別當として最功勞のあつた大江廣元阿覺は、この翌嘉祿元年六月に、七十又頼朝の死後事實上の將軍として、縦横の才略を發揮し、「若又神功皇后令再生令擁護我國皇基」給歟吾妻鏡とまで稱せられた尼將軍政子は、同七月に逝いて、六十幕府創業の遺老は悉く凋落し、これより泰時の手によつて幕府もその面目を改むることゝなつた。

## 第二十五章 北條氏の全盛

北條泰時  
の政治

鎌倉時代を通観するに、承久の亂以前の約四十年は幕府の創業期であり、北條氏の勢力發展期であつただけ、猶朝廷の政治上幕府に對抗して居た時代であつたが、この以後は、朝廷の威力の失墜と共に、北條氏の権力が確立して、元寇に至る約六十年間全盛を極むることとなつた。宗教界に於ても親鸞・道元・日蓮の出た時であり、北條氏に於ても泰時・時頼・時宗の名執權が続いて現はれた時である。泰時は聰明寡欲、よく民を憐んで政治を勵んだから、天下の人心を得て幕府の基礎を大に固くした。或は父義時の遺領配分に際し、諸弟を多くして自ら最少くせる如き、或は己が所領で凶作の續ける際、前に貸した米の證文を焼き捨て、更に米を與へ酒食を給した如き、或は寛喜の大饑饉に、自ら食膳を減じて窮民の救済に努めた如き、或は人民の煩を慮つて、その邸に堀・築垣を設けひとの勸を拒んだ等、何れも彼の態度を示すものである。彼はこの年三浦義村・二階堂行村と計つて、幕府の奉行人を集めその賢愚によつて進退することを宣して、御家人統率の權能の執權にあるを明にしたが次いで義村・行村・中原助員・町野康俊・太田康連三善康信の子以下十一人を評定衆とし、將軍の顧問として、幕府の行政司法を議せしむることとし、その所を評定所といつた。これより幕政は執權と評定衆との

評定衆



合議によつて行はるゝこととなつた。

幕府は從來裁判の公平嚴正を期したが、これを完うするには一定の成文法の制定が必要である。殊に承久の亂後は所領に關する訴訟も非常に増したからこの要求は益切になつた。泰時は貞永元年自ら太田康連と共に案を立て、評定衆の議に附して御成敗式目五十一條を定め、今後の裁決は必ずこれによらしむることとした。これが所謂貞永式目である。これは朝廷で用ゐられて居る律令によらず開幕以來の慣例と道理の示す所に據つて定めたもので、律令の外國法の移入で形式を重んぜるに反し、自然的發達により、平易簡明で實際的であることを主としたものである。この式目の施行は全國一般には及ばず、社寺・國衙・領家の訴訟はこの範圍外としたが、とにかく、幕府でかゝる成文法を定めたのは、公家法制からの獨立を意味し、今後武家法制の基本としてその影響は江戸時代まで及んでゐるから、律令に對して、「彼者海内龜鑑、是者關東鴻寶也」吾妻鏡と言はれたのも無理もない。これを實施した後、その不備を補ひ、或は變改したものを式目追加といふ。

今その規定を見るに、地頭・神主・僧侶等は神社・寺塔の修理、祭祀佛事の勤行を怠らず、守護は大犯三ヶ條を本務として、國務に干渉せず、御家人の任官は必ず幕府の推舉によるべき事等行政に關することもあるが、多くは民法・刑法・訴訟法に關する規定である。裁判は三問三答とて、原被兩告から

貞永式目の制定

式目の規定

裁判制度

刑罰

三度宛書狀でその意を陳ぜしめた上、對決して理非を糺すを普通とするが、理非の懸絶せる場合、又は召文三度に及んで猶出廷しない場合は、對決を略することが出来る。刑は斬首・流罪・追放・禁獄所領資財の沒收・職免・出仕停止・寺社修理料・火印・片鬢剃等であるが、その適用は階級によつて差異があつて、所領の沒收又は半分沒收に對し、所領なきものは流罪、又は追放とし、寺社修理に對し、無力なものは追放とし、凡下平民は火印文書偽造・片鬢剃於道路掃女事の罪が、御家人は所領沒收・百日間出仕停止とせられる如きその例である。

御家人の所領に關する規定の最多いは、幕府がこれを重んじたと共に、實際これに關する訴訟が多かつたためであつて、これは所領が幕府の御家人役を課する標準であり、御家人たる必要條件であつたからである。所領には相傳の私領と將軍から賜はつた恩地とがあるが、恩地は特に重く見て、賣買を禁じ、賴朝以來歴代將軍及び政子の時に賜はつた所領は、舊領主からこれに關する訴訟は取上げず又所領が二十年續いた上は、取得理由の如何に關せず變改すべからざるものとした。又公卿に嫁した女子の所領は夫が御家人役の負擔を肯じない時は無効であつた。かくの如き御家人所領の保護は式目後八年仁治元年の追加では、更に歩を進めて、公卿に嫁した女子には所領の讓與を禁じ、私領も非御家人又は凡下に賣渡した時は沒收又は返却させることとした。

所領制度

社會組織

家族制度

當時の社會組織は公家の外武士・凡下及び奴婢に分れ、奴婢は賤民であり、武士は幕府に直屬するか否かによつて御家人と非御家人とに分れて居り、この階級によつて刑の適用まで異にして居たが、その實力に於て、政治上社會上最重をなしたのは、武士殊に御家人であつた。御家人は一族を代表する總領があつて、或は族人を率ゐて戰に參じ、或は一族の幕府に出す公事課役を總括する等、稍上古の氏上に類する。家では親を重んじ、家督相續も、遺産相續も全くその自由であるのみならず、一度讓つて幕府の承認を経た後でも取返すことも出来た。唯長子が幕府に勤勞あり、親に不孝もないに全く所領を與へられなかつた場合に限り、嫡子相續者の五分一を與へさせることとした。親が處分を定めずに死んだ場合は、寡婦子女等に勤勞人物を考慮して分配することとした。子は親を訴へることは許されず、親の意に背けば義絶當助せられねばならなかつた。

女性の地位は頗る高まり、所領を相續して御家人たり得るのみならず、子なき時は養子をして相續せしむることも出来、父なき後母の子に對する親權は殆父と同様である。原則としては一夫一婦制が行はれ、罪なくして離別せられた際は、夫から讓られた所有權を保持することが出来たが、夫の死後再嫁する場合には夫の子に讓らねばならなかつた。再婚は婦道に背くと考へられたためである。

道德的傾向と個人の獨立

式目は君に忠、親に孝、夫に貞ならしめ、善を賞し惡を懲して、人民を安堵せしめんことを目的と

女性地位の向上

して制定せられたから、臣子妻女をしてその道を盡さしめんとする道德的傾向は少くないが、財産が分割相續を原則として居り、連座の如きも、殺人でも父子や妻さへ連座せしめない等、一般に個人の獨立を尊重して居ることは注意すべきである。

承久役後、幕府は公武合體によつて自家の安全を計り、朝廷は武家の安全を以て公家安泰の基と考ふるに至つたから、幕府に最縁故の深い九條道家・西園寺公經等が大いに勢力を得て來た。將軍頼經の父たる道家は自ら再度攝關となつた外、教實・良實・實經の三子相次いで關白となり、その女の生める四條天皇は後堀河天皇の後を受けて皇位に即かれ、藤原氏の嫡流たる近衛家の如きは、兼經が道家の女を娶つて初めて攝關の地位を得た程であつた。頼經の外祖父で、道家の外舅たる公經は、太政大臣に進んだが、その政治的手腕は源通親以來と稱せられ、勢力朝廷を傾ける程であつた。山泉輪奐の美一世を驚かした北山の西園寺を初め、各地に莊麗な別第を營んで豪奢を極めた。

然るに四條天皇は仁治三年不慮の御事で突然御崩御になつて、十二皇子は固より御同胞もないため、皇位繼承が難問題となつた。この時後堀河天皇の御流は絶え、土御門・順徳兩上皇の皇子が御在すのみであつたが、順徳上皇の皇子忠成は仲恭天皇の弟で、皇位にも近く、九條家とも縁があつたから、道家・公經等これを望んだが、泰時は三日三夜沈思熟慮の結果、承久の御企の中心人物の一人であつ

承久役後の京都九條道家の勢力

西園寺公經の勢力

四條天皇の崩御と皇位繼承問題

泰時の後  
擁立

た順徳上皇の皇子の即位を不利とし、土御門上皇の幕府に對する御好意を多として、斷然土御門上皇の皇子<sup>邦仁</sup>を擁立することにした。幕府の御返事の遅いのに焦慮して居た卿相は、その使の齎らした結果の意外に驚き、或は異域蠻類の身を以て皇位繼承の如き大事を定めるのは宗廟の冥慮も如何等憤慨したものも少くなかつたが、固より幕府の意志に抗し得るものもないから、土御門上皇の皇子即位せられて後嵯峨天皇となられた。然るに公經はその子實氏の女<sup>子</sup>を大宮院に入内せしめて、その腹に後深草・龜山の兩天皇相次いで御誕生になつたから、西園寺家の勢力は益々發展して攝家を凌ぐに至つた。

泰時の治績

泰時はこの外寺院に對しても強硬な態度を取り、その武器を帶ぶを禁じて僧兵の濫行を止め、京の町には辻に篝火の制を設けて群盜の跡を絶ち、武藏野の荒野を開墾して御家人の所領とする等、その治績極めて多く、一代の名執權と仰がれたが、後嵯峨天皇の擁立を最後の事業として、この年歿し、<sup>六十</sup>その子時氏早世のため、孫經時が代つて執權となつた。

頼朝の任  
將軍  
時頼の執  
權  
名越時  
の陰謀

寛元二年頼經は將軍職をその子頼嗣<sup>六</sup>に譲つて出家したが、同四年經時歿して<sup>三十</sup>弟時頼代つて執權となるに及んで、頼經を擁して時頼を討たんとする陰謀が生じ、北條氏の一族<sup>名越</sup>光時<sup>朝時</sup>の子が主謀で御家人の之に味方するもの多く、九條道家もこれに通ずるとも稱せられた。時頼は警戒を嚴にして

三浦氏の  
滅亡

光時を伊賀に、千葉貞胤を土佐に流し、頼經を歸京せしめたため大事に至らなかつた。然るに當時北條氏以外の最大豪族たる三浦氏もこの陰謀に關係したとの説あり、時頼の外祖安達景盛の如きは三浦氏の跋扈を悪んで討伐を勧めたから、時頼はこれを機としてこの強族を除かんとし之を挑發し、遂に兩黨の激戦を見たが、三浦泰村・光村<sup>義村</sup>の子等敗死し、一族北條氏の犠牲となつて亡んだ。このため北條氏に頑抗し得る努力は全く消滅することとなつた。

引付頭及  
び引付衆  
幕府の顛覆  
の陰謀と  
將軍の廢  
立

時頼は建長元年新に評定衆三人を引付頭とし、政所寄人五人を引付衆としたが、此より引付衆は評定衆を助けて主として訴訟の事務に當ることとなり、益々幕府の組織が整つて行つた。然るに三年の暮に再び僧了行等の勸進に托して同志を募り幕府の顛覆を企てしこと暴露し、これに關し、九條道家は一族と共に勸勤を蒙り、幕府は翌年頼朝の軍職を廢して歸京せしめ、再び皇子の東下を奏請し、後嵯峨上皇の一宮宗尊親王<sup>十三</sup>の東下を見るに至つたから、九條家と幕府との關係は全く絶え、道家もこの年薨じた。<sup>六十</sup>その後時頼は執權職を辭して出家したが、<sup>三十</sup>猶弘長三年死去<sup>七十</sup>するまで依然政務に與つて居た。彼は壯年の身を以て父祖の遺業を繼ぎ、幕府の基礎を益々固くした。彼は禪に歸しその臨終には袈裟衣をつけ、繩床に上り座禪し、偈を唱へて瞑目し、「本自權化再來也、以武略而輔君施仁義撫民、然間達天意協人望<sup>吾妻</sup>と稱せられた。世に最明寺殿といふ。但彼が出家後密

宮將軍  
時頼の出  
家

時頼の廻  
國説

綜合日本史概説 卷上

に廻國して士民の冤枉を救ひ、人國記を著したといふ話は有名であるが、これは彼の善政の影響とは言へるが事實としては信ぜられない。

宮將軍の  
廢立

時頼の後はその子時宗がまだ六歳であつたから、長時泰時の弟重時泰時の弟の子政村泰時の弟が次いで執權となつて、時宗の長ずるを待つこととなつた。この間に宗尊親王は北條氏に對する異圖の嫌疑により、文永三年將軍を廢せられて京都へ送還せられ、御子惟康王三歳が代つて將軍とられた。

北條氏權  
力の確立

かくの如く北條氏は頼朝死後に於ける幕府の動搖に乗じ、自己の權勢を張るに努め、源氏將軍を亡ぼして、攝家將軍宮將軍を迎へ、全くこれを傀儡とし、創業以來の豪族たる畠山・和田・三浦の諸氏を亡ぼして、御家人を全く自己の臣従とし、幕府の全權を握つたのみならず、承久の亂以後は朝廷に對しても、皇位の繼承は勿論、臨時恒例の除目にまで干渉し、天下は全く北條氏の世となつて終つた。然るにこの時、突如として一大警報は西海から傳はつて全國を聳動せしむることとなり、やがて北條氏の全盛を過去の夢たらしむる端となつて行つた。

## 第二十六章 元 寇

北方民族  
の雄飛  
宋と我國  
との關係

唐の時代に於て全盛を極めた漢民族はその後漸く振はず、ここに及びて北方民族の發展を見るに至つた。されば宋は契丹遼女眞金と争ひ、これに壓せられて南渡の止むなきに至つた。宋と我國との間は、僧侶商人の往來終始絶えなかつたが、國際關係は双方ともその企はあつたに拘らず實現せられず終つた。この間不見罕山麓から起つた蒙古族は太祖成吉思汗の出現以來急に勢力を得、五十餘年後の忽必烈の頃には、亞細亞の大部分を併せて、歐羅巴の一部に及び、前古未曾有の大帝國を形成し、北方民族の極盛時代を現出するに至つた。この蒙古の最盛時代に於て我國にその勢力を及ぼさんとしたのが元寇である。

蒙古の極  
盛

蒙古襲來  
の原因

蒙古の我國を招致せんとするに至つたのは、一般的の征服欲の外に、當時南宋の討滅に際し、これと通商關係ある我國の援助せんことを慮つたのと、所謂倭寇に苦める高麗が、これを脱れる策として蒙古に勧めた等が原因であらう。我平安朝に於ける海賊は、鎌倉時代に入つて國內の警備の嚴になると共に、高麗の海岸に押出し、暴威を海外に振ふものが多く、泰時の頃彼からその取締を求めて來たこともあつたが、その効の少いため、日本を蒙古に従はしめ、蒙古の力によつて倭寇を禁ぜしめんと

考へたものと察せられる。然し海戦に慣れない蒙古は、何所までも外交政策によつて我國を入貢せしめんとし、最後まで戦を避けんとした。

蒙古第一回の來牒

文永三年先づ兵部侍郎黑的等を我國に遣し、高麗に嚮導を命じたが、黑的等は海波の難を恐れて巨濟島から引返したため、更に翌年高麗をして國書を傳達せしむることとし、高麗は潘阜を遣してその副書と共に我國に送つた。潘阜は文永五年正月元日筑前太宰府に着して、國書方物の傳達を求めたから、太宰少貳資能は直に幕府に報じ、幕府から院に奏上した。彼の國書は「冀自今以往通問結好、以相親睦」として平和の通交を求めたものであるが、國威の四方に及び高麗も従へるを説き「至用兵夫孰所好」として、我國がこれを納れなければ兵力に訴へることを揚言して居る如きは、支那の外國に對する傳統的自尊主義とは言へ、國際禮義を無視したものである。されば幕府は彼の無禮を怒つて直に應戰の覺悟を定め、朝廷の決意を促して、遂に返書を與へないこととして潘阜を追返し、これと共に西國の御家人に命じて防戰の準備に當らしめ、京都では敵國調伏の御祈禱に全力を盡されることとなつた。この際時宗は十八歳の身を以て政村に代つて執權となり、幕府の決心を示すと共に、士心の統一を計ることとなつた。

蒙古第二回の來牒

文永六年九月再び高麗の使節が來て蒙古の書を傳へ、朝廷ではこの際通交の意なきと我神國の智を

幕府の態度

時宗の執權

國民の敵愾心

蒙古第三回の來牒

蒙古第四回の來牒

元の第一回來寇

以て競ふべからず、力を以て争ふべからざる旨の返書を與へられんとしたが、幕府は之さへ不用として抑へて終つた。この時朝議が軟弱で、和親に傾いたとの噂があつたため、加茂正傳寺の宏覺禪師の如きは悲嘆の餘り、神佛に敵國降伏の熱禱を捧げ、その願文の奥に「すへのよの末の末までわが國はよろづのくににすぐれたる國」の歌を記した程で、我國民の敵愾心の盛であつたことが察せられる。然るに文永八年九月には蒙古の秘書監趙良弼太宰府に來つて自ら朝廷幕府に國書方物を上らんことを求めたが、少貳資能は之を留め、國書の寫を幕府に送つた。この書は十一月までに我返書がなければ兵船を出さんことを告げたもので、朝廷は又先の返牒を改めて與へられんとしたが、幕府は再び斷然之を斥けて、使を追返した。この年蒙古は國號を立てて元といひ、翌九年にも高麗をして書を我に傳へしめ、十年には趙良弼再び太宰府に來り、都に出て自ら折衝せんとしたが固より許されなかつた。

斯の如く元は五回に亘つて我入貢を促し、その終に効なきを見て愈武力に訴へるに至つた。即高麗を督勵して日本遠征の準備に努むると共に、元主は高麗王と婚を通じて攻守同盟の實を擧げ、愈文永十一年十月都元帥忽敦、右副元帥洪茶丘、左副元帥劉復亨に一萬五千の兵を授けて日本を討たしむることとなり、高麗亦都督使金方慶、左軍使金洗、右軍使金文庇等をして八千の兵と共にこれに加はらし

九州御家人の應戦

め、戦艦併せて九百艘、十月合浦馬山浦邊から日本に向ふこととなつた。元軍は途中對馬を襲ふて守護代宗助國を敗死せしめ、次で壹岐を屠り、守護代平景高を自殺せしめ、猶肥前の諸島をも荒して、十九日博多灣に浸入して來た。この間彼は老幼となく男子を殺し、女子を舩に並べて楯とする等慘虐を極めた。我軍は少貳經資資能の子が大友・島津・菊池・竹崎の諸氏及松浦黨等九州の御家人と共に博多灣を固めて居り、二十日朝から海岸に於て敵を邀へ撃つた。我は高麗人の弱さに慣れ、初め敵を侮つて居たが、彼の歐亞の間に威を逞しくした節制ある集團的戦法は、我一騎駈を主とした個人的奮闘を無効ならしめた上に、夢にも知らなかつた鐵砲爆彈を抛つものの使用が大に我軍を脅したため、戦は激烈を極め、暮になつて漸く我軍不利となつた。敵は附近の民家を焼き拂つて進撃したが、少貳景資經資の奮戦によつて僅に之を防ぐを得、遂に太宰府に退いて水城は據るに至つた。敵も夜に入つて船に退いたが、この夜暴風玄海灘に起つて敵の艦隊に大破損を與へたため、殘餘は皆朝鮮に逃れ去つた。この役彼は劉復亨の射殺され、金先の溺死したを初め、損害一萬三千五百人に及んだといふ。これが文永役である。

役後の國防充實

かくて第一次の國難は幸にして去つたが、之によつて彼の意外に強勢であることが明になつた上、敵は必ず再舉するに違ないから、幕府は西國の御家人の大番役を免じ、且御家人以外の武士をも動員

敵艦の覆没

蒙古の使節の誅戮

し、軍功あるものは恩賞を與ふべきを告げて九州及び長門の防備を固め、全國の社寺では益盛に神佛へ祈禱をこめることとなつた。此後兵火に罹つた宮崎宮の造營に際し、龜山上皇が敵國降伏の宸筆を納められたのもこの時である。元は高麗の敗戦に力を失つて再舉の不可能を説いたを叱咤して、兵備を努めしめると共に、一方禮部侍郎杜世忠等を我國へ遣して、折衝せしめんとした。建治元年四月元使の一行は長門に着き、博多に送られたが、幕府は之を鎌倉に護送させ、龍口に斬つて、斷然たる態度を示すと共に、益々國防の充實を計り、北條實政義時の孫を九州に、同宗頼時宗の弟を長門に遣し、統率に任ぜしめた。これ後の九州探題及び長門探題の起源である。この際最善の防守は攻勢的防守でなければならぬことを考へた幕府は、異國征伐の大令を發して、この大敵に對して却つて我から進撃するに決した。即中國・四國・九州に命じて兵船水夫の準備をせしめ、進んで遠征軍に加はらんとするものを募つたが、燃ゆるが如き敵愾心に奮起した武士は争つてこれに應じ、肥後の御家人井芹秀重の如きは自ら類齡八十五歳で歩行不可能であるが、六十五歳の嫡子永秀以下を從軍せしめ、地頭尼眞阿の如きは、寡婦の身を以て、その一子光重と聲久保公重をして夜を以て日について參上せしめた等石清水文書その意氣の凜烈たる、千載の下懦夫をして起たしむるものがあつた。然し我國力は直に大舉出兵を許すには至らなかつたけれども、弘安三年には敵の根據地合浦を襲ふて彼の心膽を寒からしめて居るの

幕府の外征計畫に敵愾心の

防敵の築造

祖元の激勵

南宋の滅亡と元の對日策

元の日本遠征軍

みならず、この攻勢的態度が我將士の士氣を振起せしめたと共に、やがて彼の再度の來寇に當つても大に功を奏することとなつた。これと共に前の經驗により、敵の陸戦に長じて居り、彼を上陸せしめずには我慘害の甚しいことが解つたから、全力を盡くして敵の上陸を阻止せんとして、その爲めに博多灣の海岸一帯に石壘高さ幅共に六尺乃至十尺を築くこととし、外征軍に従はぬものを以て之に當て、前後五年を要して落成した。現今猶延長四里に亘つてその遺跡を存して居る。かく幕府は全力を盡くして攻防共に十分の準備をすると共に、時宗は新に屈請した宋僧祖元に參禪して心氣を養ひ、祖元は「勿煩惱」の三字を書して彼を激勵して居た。

元は弘安二年南宋を滅した勢に乗じて、愈々再び我國を従へんとし、我商船の南支那に往來するものには貿易を許して居り、宋の降將范文虎は、元の意を受け、周福等を對馬に送つて宋の滅亡を告げ和を促したが幕府は固より之を納れず、周福等を博多に斬らしめた。元は翌三年特に高麗に征日本行省を設けて兵船・武器・食料の準備に當らしめ、翌四年忻都・洪茶丘等をして高麗の金方慶と共に蒙・漢・鮮人四萬人、戰艦九百艘を以て朝鮮より日本に向はしめ、別に范文虎・夏貴等をして、十餘萬人三千五百艘を以て寧波より發せしめた。前者を東路軍、後者を江南軍と言ひ、兩軍は壹岐で合して博多を襲ふ豫定で、彼等は農耕具をも備へ、上陸後は屯田制による考であつた。

東路軍の來寇  
我軍の奮戰

江南軍の來寇  
再度の覆沒

神佛の祈願と神靈

東路軍は五月合浦を發し、例の如く對馬壹岐を屠り、江南軍の來るを俟たず、六月五日博多灣に襲來した。我軍は北條實政の指揮の下に石壘を利用して防戦し、彼を上陸せしめざるのみならず、一方外征計畫のため準備した兵船を飛ばして、敵の艦隊を強襲し、河野通有・大矢野種保・竹崎季長等敵艦に突入して敵將を殺し、敵艦を焼き、進んで壹岐の本據をも衝くに至つた。敵軍はこのため肥前長門等の沿岸へ侵入を試みたけれども、何れも撃退せられて成功せず、我海岸に彷徨すること二ヶ月に及び、その間高麗軍では惡疫を發して仆るもの三千人に達したが、江南軍は猶到着せず、士氣大に沮喪した。七月末になり待ちあぐんだ江南軍が漸く來着したのに力を得、兩軍は肥前鷹島に集まり、一舉に博多を衝かんとした。然るに七月二十九日夜から再び非常なる颶風が起つて玄海洋に暴威を逞くし翌閏七月一日に及んだため、敵艦は復大部分が覆没して終ひ、敵將は敗殘の舟を求めて通れ去つたがこのため元軍は十三萬餘の中十萬餘人、高麗軍は一萬餘人中七千餘人を失ひ、四千餘の船二百を存したに過ぎなかつた。我軍は鷹島に逃げ残つた敵兵を虜にすること數千人に及んだが、厚くこれを感じたのみならず、時宗は後彼我の戰沒溺死者の冥福のため、一千體の地藏を造つて供養して居る。

この役に際して時宗も血を諸經を寫して敵國降伏を祈り、一字一劃悉く化して神兵となると言はれたが、武力を有しない朝廷では殊に祈禱に全力を盡され、般若心經三十萬卷の轉讀、諸所への百度千

度の參詣を初め、有ゆる方法を以て神佛へ祈願をこめられたが、龜山上皇の如きは遂に伊勢神宮へ身を以て國難に殉ぜんと祈られた程であつた。されば再び暴風によつて敵艦の覆没したことが知れると何れもこれを神佛の靈威に歸し、伊勢神宮にては風社から赤雲が起つて大風を生じたといひ、石清水八幡にては鎬矢西に飛んだと傳へた。

かくの如く、嘗ては支那民族の最盛時代たる唐に對して、朝鮮半島に於て堂々と對戦し、和しては對等の國交を結んだ我國は、今や北方民族の極盛期たる元の來寇に對しても、再度共彼をして全敗に終らしめた。この勝利が國民的自覺の發生に偉大なる効果があつたのみならず、再度共最後の勝利の原因が暴風にあつたことは、これを神の冥護とし、我國を神國とする思想とを強めたことも著しかつた。然しこの光榮ある勝利を單に神秘的な天祐にのみ歸するは淺見の至で、主としては舉國一致の愛國の熱誠と、幕府を中心とする鎌倉武士の忠勇義烈の賜である。龜山上皇の身を以て國難に殉ぜんとせられた大御心は申すまでもなく、時宗が年少の身を以てこの國家未曾有の難局に當たり、大敵に對して終始斷乎たる決心を持し、而も禪僧等により敵情を察して機宜の處置を失はなかつた偉勳や、この國難に奮起した將士が、弘安の際の如きは二ヶ月に亘つて優勢な敵を一步も上陸せしめなかつた努力の如きは、長く國民の感謝すべき所である。思へば幕府がその初から熱心に剛健勇武な士風の養成

○國威の發揚と國民的自覺の發生

勝利の原因

鎌倉幕府の元寇

に努めて來たことも、平安朝末の潰廢した政治を更新し、紊亂した社會を堅實に改造して來たことも正にこの一舉のためであつたかの感がある。而してかくの如き鎌倉幕府の全盛期で、北條氏の勢力が確立し、他の顧慮なく全力を外敵に用ひ、十分武家政治の長所を發揮し得る時代であつたことと、このために生まれた時代の權化とも思はれる時宗によつてこれが活用せられたこととは、我國の大幸と言はねばならぬ。然し幕府は元寇のために全力を傾倒しただけに、その打撃も大きく、弘安七年の時宗の死<sup>三十四歳</sup>を一期として、漸く衰運に向ふこととなつた。

元<sup>蒙古</sup>に於ては騎馬戦は世界無敵の觀があつたが、陸上の雄は必ずしも海上の強を以て許されず、海戦に無經驗な彼は、主として支那人朝鮮人を用ひざるを得なかつたことがその主なる敗因である。然し世祖は戦敗のまま手を引くの不名譽を忍ぶ能はず、猶弘安七年には使を對馬に送り、正應五年には高麗から書を送らしめて入貢の利を説かしめたが、固よりその効なく、これと共に、高麗を督して出征の準備をさせたが、これも未だ實現し得ざる中に没し、これより元も内訌と腐敗のため國力漸く陵夷を來たし、鎌倉幕府に後ること三十五年にして亡び、<sup>正平二年</sup>高麗はその後益々我邊民の來寇に苦しみ、元<sup>元中</sup>に後ること二十四年にして滅亡した。

世祖の恢復策

蒙古の敗因



## 第二十七章 鎌倉幕府の衰亡

元寇と幕府  
精神的影響

元寇の撃退は鎌倉幕府の國家的最大功績であると共に、幕府自身に取つては衰亡の端緒であり、衰因の大部分となつたものである。かくの如き大國難は、國民の國家的自覺を促し、一致團結してこれに當たらんとする念を強くするが、それには當時の如く朝幕公武の對立し、政令二途に出づるは、何より不利であるから、我古來の國體觀念により直接皇室を中心として全國民が一つに集らんとするのは必然である。かかる思想が盛になれば、幕府は精神的にその存立を否定せらるるを免れない譯である。但この時は弘安以來再び元の來寇なく、折角緊張した精神を弛緩せしめたから、直接幕府を倒す程の大勢とはならなかつたが、暗々裡に幕府に反對する精神を培つたことは争はれない事實である。

財政上の影響

行賞問題

元寇の幕府に與へた直接の打撃は、財政の窮乏と士風の頹廢であつた。文永弘安の役に全力を盡した幕府は、其後も戦局の終止を見た譯でないから、對敵防備は一日も忽にする能ず、或は更に石壘を修理し、或は對馬に烽火臺を設くる等、新施設も少くない位で、その經費は幕府財政の上の大打撃となり、僅に經費節約で破綻を免れたに過ぎない。されば戦勝に伴ふ論功行賞に全く行詰つて終つた。

承久役には宮方の沒收地を行賞に充てたが、猶不十分を免れなかつたに、今回は戦には勝つたけれども、行賞に充つべき所領は何所からも出て來ないから、他の方法によつて財源を求めなければならぬ。又戦功に對する恩賞の如何は、幕府の信用に著しい關係があるのみならず、將來の士氣に影響するから、捨ておく譯には行かない。そこで先づ檢地を勵行して隱田を求め、これに法律上の原因から幕府に歸したものを加へて行賞の資源としたが、その數の多からずして、多數の僧祝將士の要求を満たし難さのみならず、一方檢地は從來の土地所有者の怨を買ふことを免れなかつた。かくて弘安七年社寺に對する報賽を初め、同九年に恩賞すべき人名と土地とを發表したが、その實施が容易に抄取らぬ上、行賞洩の愁訴が續出して、その煩に堪へぬため、永仁二年に至つて打切にして終つた。このため行賞洩の人々の不平は甚だしく、北條氏が人心を失ふ主なる原因となつた。

御家人の窮乏

財政難は獨り幕府のみならず、御家人たる武士も同様であつた。彼等は幕府より下賜せられた恩地や、安堵せられた私領等の所領により、幕府に對する課役に應ずる義務を有するものであるが、時代の経過と共に自然生活の向上を來たし易いに拘らず、土地による収入は増し難いから、幕府は彼等の過差を禁じ儉約を奨励して來たが、實朝の公卿の女を娶り、攝家將軍宮將軍の東下等により京風の鎌倉に入るにつれ、奢侈の風漸く甚しく、彼等の窮乏して所領を失ふものも少くなかつた。彼等が所領

永仁の徳政

を失ひ、引いて御家人たる資格を失ふことは、御家人を勢力の基礎とせる幕府に取つて、由々敷大事だから、或は法律を以て所領の賣買質入を制限し、或はその恢復を計つて來たが、元寇の防備のため長期に亘つて出征從軍の負擔を負ひ、且それに對する行賞も十分に行はれないため、御家人の窮乏は極度に達するに至つた。これが救済のため幕府は永仁五年三月徳政の令を布くに至つた。徳政とは善政と同義で、早くから朝廷で行はれ、災厄の際寺社の修理、神事・佛事の再興神領・寺領の恢復等その主なるものであつたが、この時は御家人救済が目的であるから、從來とは頗るその意義が違つて居た。即今後所領の賣買質入を禁ずると共に、從來賣却又は質流れになつたものも、それが御家人の手に入つて幕府の承認をうけ、既に二十年を経過したもの以外は、總て無償で本主に返さしめることとし、且今後は金銭貸借に關する訴訟は取上げぬこととした。これは債權を破棄して債務者たる窮乏して居る御家人を救済したものであるが、このため經濟界は大恐慌を生じ、金融の途の杜絶する恐があつたから、翌六年二月に至つてこの令を廢止した。然し一度かかる令を見た以上何時再現しないとも限らないから、貸借上の不安を來たし、徳政文言として今後徳政の令を見るも違亂なき旨を記すが普通となつたが、幕府としては、御家人の利益のために從來の施政の根本方針であつた裁判の公正を裏切つた譯で、人心離叛の因となつたことは勿論である。

徳政令の結末

長崎頼綱の陰謀

然るに北條氏の内部に於ても、漸く衰弊の徴が現はれて來た。時宗の後には嫡子貞時十四歳で執權となつたが、その家司たる内管領長崎頼綱は外戚たる安達泰盛の勢力あるを惡み、これを讒して滅亡せしめた後權を專にし、遂に我子を將軍たらしめんとする謀陰を企てて誅せられた。貞時の後は一族の師時・宗宣・熙時・基時等十六年間に四度執權の交迭があつて後、貞時の子高時がその後を受けたが猶十四歳の少年であつたから、内管領長崎圓喜が實權を握つた。かくの如くして執權も將軍と選ぶなき虚位と化し、實權は更に内管領等の手に歸したが、圓喜の子高資に至つては、高時が暗弱で都から田樂法師を招き、大名に預けて衣装の美を競はしめ、犬を全國より集めて闘犬に耽るなど、痴態を極むるに乘じ、權威を募つて惡政を事とし、幕府の威信を失ふに至つた。

北條高時の暗弱と長崎高資

京都の形勢

かく元寇以來引續いて幕府が財政に窮し、人心を失ひつゝある頃、京都では皇統に分裂を生じて、皇位繼承の争が激しくなり、その争ひの餘波を受けて遂に幕府は亡んで行くこととなる。系統の分裂は兄弟相及ぶに初まること古今揆を一にする所で、この頃生じた藤原氏の五攝家の如きも、九條兼實が忠通の三子を以て頼朝の力によりて、攝政になつたに端を發し、兼實の孫道家に至り、その三子敦實・良實・實經をして相ついで攝關たらしめ、嫡流たる近衛基實の後も、その孫家實の子兼經・兼平兄弟相受けて攝關となつたためであるが、皇統の分裂もこの例に洩れず、後嵯峨法皇の後、後深

五攝家

草・龜山兩天皇の御即位がその端緒であつた。

後深草天皇と龜山天皇

後嵯峨法皇は中宮大宮院皇子、西園寺實氏の女と共に、御虛弱温順な後深草天皇よりも、英明活潑な龜山天皇を

御寵愛の餘り、後深草天皇をして弟龜山天皇に讓位せしめられたのみならず、年長な後深草上皇の皇

子をさし置いて、龜山天皇の皇子後宇多天皇を皇太子に立てられた。されば文永九年法皇崩御の際、長講

後嵯峨法皇の遺詔に關する傳説

堂領を後深草上皇に讓られ、その代り御子孫の皇位の望を絶たしめられ、龜山天皇の御子孫に皇位を

長講堂領の由來

傳へしめられたとの説梅松論さへもあつたが、之は事實ではない。長講堂領は後白河法皇の御持佛堂たる

長講堂に附けられた御領で、百餘の莊園からなり、法皇と寵妃丹後局の間に生まれられた宣陽門院

御遺詔の真相

子に傳へられ、宣陽門院から建長三年に後深草天皇に讓られたので、後嵯峨法皇は一時これを管領せ

龜山天皇の親政、後深草上皇の御失

られたが、文永四年に後深草上皇に渡されて居るのである。法皇の遺詔は遺詔によりて配分せられた

が、龜山天皇の方が後深草上皇よりも多く、治世の君たるべき方は、新院當今の中から幕府の推戴に

任せられた位で、將來の皇位についても何等御定めになつた模様は見えない。然し時宗は専決を避け

二方の母后たる大宮院に法皇の御素志を伺ひ、その天皇にあつたことを承つてこれを翼賛し、遂に天

皇の親政となつたのである。院政の行はれて居た當時に於ては、天皇は恰東宮の如くて、皇位につか

るも、後に上皇として治世の君とならるるが目的の様に思はれて居た。されば後深草上皇はこれを

幕府の調和策

悦ばれず、殊に表面は父法皇の御遺志とせられても、上皇は實は大宮院が天皇を偏愛せられて、法皇

の遺志を矯められたものと思はれるから、御不平は一層甚しく、文永十一年後宇多天皇の踐祚となり

八條女院領

龜山上皇の院政となつた後は、益恃なく思召され、建治元年には遂に世を果敢なみ、上皇の號をも辭し

出家せられんとするに至つた。茲に於て幕府も後深草上皇の正嫡であつて、何等御過もないのに、治

世の君たるを得ない上、御子孫の皇位の望もない御境遇に同情して調和策を講じ、上皇の皇子伏見天皇

後宇多天皇の猶子として皇太子に立て、その御踐祚の際に治世の君とならるべきことを奏して御出家

伏見天皇

を止め、兩上皇の御許を得た。この際後深草上皇のため公武の間に周旋したのは、幕府の申次たる西

園寺實兼實氏の孫で、これよりその勢力一層大を致すこととなる。然し當時幕府が、龜山上皇を疎外する

意志のなかつたことは、安嘉門院薨去の際、上皇の御希望により、その傳領せられた八條女院領の既

に他に傳はつて居たのを、上皇に繼がしめたのでも察せられる。八條女院領とは、鳥羽法皇と美福門

院の間に生れられた八條女院の御領で、後深草上皇の傳へられた長講堂領に對比すべき廣大な御領で

ある。これが八條院から後鳥羽天皇の皇女春華門院昇子、八條院猶子を経て、順徳天皇に傳はり、承久亂により

一時幕府に沒收せられたのが、更に後高倉院に進められ、後高倉院から皇女安嘉門院に傳へられたも

持明院統  
大覺寺

兩統の皇  
位競望

持明院統  
の盛運

淺原爲頼  
の大逆

することとなつて、利害の衝突を來たし、暗闘が激しくなつたが、弘安十年に實兼等の運動の結果、幕府から奏上して、後宇多天皇の御讓位となり、伏見天皇の御踐祚を見て、後深草上皇の院政となつた。後深草上皇は持明院に、後宇多上皇は大覺寺に居られたため、後兩統を持明院統、大覺寺統と稱することとなり、皇統の分裂は、愈形を備へて來た。

次の立場に於ても、兩派の暗闘は益激しく、大覺寺統は大宮院の言の如く、後嵯峨法皇の意志が大覺寺統にあつたものと主張し、持明院統は大宮院の言を認めず、法皇が龜山天皇へは和歌蹴鞠等の文書を譲られたに反し、後深草上皇には政治に必要な記録類を譲られたので見ても、御本志は寧持明院統にあつたと主張したのである。然し當時公武の間に重望を負ふた實兼は、その女永福門院を伏見天皇の中宮として、益持明院統と親しかつた上、龜山上皇は幕府に異圖があるとの風説さへ起つたため、大覺寺統の形勢不利となつて、再び正應二年伏見天皇の皇子後伏見天皇が皇太子と定まつた。更に幕府では將軍惟康親王に異圖があるとして之を歸京せしめ、後深草上皇の皇子久明親王を迎へて將軍としたから、持明院統の基礎は益固くなつたが、龜山上皇はこれと前後して落飾せられ、榮枯地を易へるに至つた。翌年後深草上皇亦出家せられ、伏見天皇の親政となつたが、この年淺原八郎爲頼父子が、郎從を率ゐて宮中へ闖入し、聖體を犯さんとした怪事件が起り、これが龜山法皇の陰謀に出でた如く傳へ

伏見天皇  
と京極爲  
兼

後伏見天  
皇  
大覺寺統  
の幸運

後二條天  
皇

兩統迭立

られたため、法皇から幕府へ告文を賜はつて、僅に事なきを得たが、大覺寺統は益非運に陥られた。かく持明院統が幸運となつたのは、全く幕府の奉戴によることで、これは主として西園寺實兼の居中周旋のために外ならないから、實兼は太政大臣に累進し、全盛を極めるに至つた。伏見天皇は英明な御性質で、朝政の革新に努め給ひ、定家の後である京極爲兼の才學に長せるを見て、寵用せられたが、爲兼が偏狹で、人を納れないため、やがて諸人の怨府となり、政敵の幕府へ讒訴した結果、永仁六年陰謀の嫌疑で、佐渡へ流された。大覺寺派はこの機を逸せず、盛に幕府へ運動したため、遂に後伏見天皇へ御讓位、伏見上皇在位十一年の院政となり、それと共に後宇多上皇の皇子後二條天皇が東宮となられて、大覺寺統はまた勢を得て來ることとなつた。この形勢の變化は實兼が爲兼の勢力を惡んで、持明院統と好からず、却つて大覺寺統と親しむに至つたためであつて、續いて大覺寺統は東宮踐祚の運動に努め、正安三年後伏見天皇は、御在位僅三年、實算十四で、後二條天皇へ御讓位になり、御父後宇多上皇の院政となつた。然るに之と共に再び兩統の間に立場の争となつたが、幕府は怨をさけるため交互の立場を旨として、所謂兩統迭立の主義によつたから、持明院統の勝に歸し、伏見上皇の第二皇子花園天皇が後伏見上皇の猶子として、姑く東宮となられた。この際伏見上皇が後伏見上皇に宸翰を以て、上皇に皇子がないため、已むなく御猶子を立てたが、今後皇子出生の上は、嫡孫として必ず皇位を繼

大覺寺統  
の分裂

西園實兼  
と京極爲  
兼の衝突  
持明院統  
の不幸

花園天皇

がしむべき旨を仰せられた。これは嫡流が主張の根柢たる持明院統としては、當然なことである。その後後深草嘉元二年・龜山同三年兩法皇は相次いで崩御せられたが、龜山法皇は晩年實兼の女昭訓を御寵愛になり、その腹に恒明親王が御誕生になつたため、後宇多上皇に仰せて、立坊の事を托され、遺領の處分にも、三歳の親王に最厚くせられた。この際後宇多上皇の不平を和めんとて、後嵯峨法皇が己を惣領として、多くの領地を譲られたけれ共、兄たる後深草上皇の孝道を重んじ、一事一言の御訴訟もなかつた旨を宸翰に記されて居る。後宇多上皇はその處分に御不平で、第二皇子後醍醐天皇を立てんと御考になつたため、大覺寺統は分裂して、兩統は三流の争と化した。大覺寺統がかくの如く繼續に於ても、愛憎を主とせらるるは、持明院統の嫡流を重んぜらるると正反對である。然るに程なくして、後二條天皇が崩御になつたため、延慶元年花園天皇の踐祚となり、伏見上皇の院政となつたが、東宮は幕府の迭立の主旨から、後宇多法皇德治二年の叡慮を翼賛することとなり、法皇は第二皇子を挙げられ後嫡孫たる先帝の皇子邦良親王に譲らるる様に仰せられた。伏見上皇の院政と共に、京極爲兼は勢力を復活したが、恒明親王の外威としてその立坊が行はれぬに慊らずして、再び持明院統に近づくこととなつた西園寺實兼は、爲兼の上皇の寵を恃んで僭越の舉動あるを怒りて、軋轢を生じ、爲兼は再び幕府のため、陰謀の嫌疑で、土佐へ流された。正和四年然るにこのことが伏見法皇正和二年にまで累を及ぼ

花園天皇  
の御嘆息

後醍醐天  
皇

兩統迭立  
策の結果

後醍醐天  
皇の朝政  
振興策

し、法皇は告文を幕府に與へられて、異志なきを明にせらるるに至つた上、次いで文保元年には遂に崩御になつたため、五十例により大覺寺統はこれに乘じ、盛に幕府へ御讓位の運動をせられ、列聖中にも稀に見る學徳を備へられた花園天皇をして、「朕隨分稽古、學雖不至、勵心勤徳施仁、若此一德纔叶天意、歟、已十年在位、天道神慮可悅々々、今及如此、又天之令然也、更不怨天不咎人者也、唯多年禁中作法除波難盡、心中含悲許也。」辰との嘆聲を洩さしめたが、果して翌二年には御讓位となり、後醍醐天皇の踐祚後宇多法皇の院政となつた。この際幕府は、兩統御和談を希望したが成らず、幕府の奏請によりて、後二條天皇の皇子邦良親王が皇太子に立たれ、この次に後伏見上皇の皇子光嚴を立てることとなつた。かくの如く幕府は兩統の何れにも偏らず、寧ろ兩派の運動の煩に堪えざると、常に失敗者の怨みを買ふを避くる爲め、兩統の迭立を策し、御融和を計つたが、兩統の利害が相納れない上、これによつて權勢を得、利益を占めんことを希つて居る卿相の軋轢が激しく、一家一族の内も分争を事としたため、御争は續き、その結果は何れも御在位久しからずして不本意な御讓位に終らざるを得ない有様であつた。

後宇多法皇は元亨元年には政務を辭せられて、茲に後醍醐天皇の親政四十となつたが、天皇は性質英邁にして儒佛の學にも長じ給ひしかば、吉田定房・萬里小路宣房・北畠親房これ等の賢臣を用

討幕の計

ひられし上、日野資朝・同俊基等を他の批難を排して、破格に拔擢せられ、鋭意朝政の振興を計られ、「近日政道歸淳素」君己爲聖主「臣又多」人歎花園院宸記と稱せられるに至つた。然し天皇の地位は皇太子御成長の間の中継に過ぎず、東宮及び持明院統側では、御讓位の速ならんことを絶えず希望して居られるから、皇位の決定が一に幕府の意志にある現在の有様では、朝政の振興も、皇子に皇位を傳へんとの御希望も、到底叡慮を貫徹されることは不可能である。茲に於て承久以後に於て破天荒な討幕の企を起さるるに至つた。承久の際は漸く朝廷の盛になつて來た勢に乗ぜられたのであつたが、承久以後は朝廷も全く幕府の意志によつて左右されることとなつて居り、殊に京都には兩六波羅も置かれ、幕府の武力が盛になつて居るから、天皇の擧兵は承久に比して一層困難な立場にある。唯幕府の實力が衰へ、高時について一族貞顯・守時執權になつたが、實權は依然高時の手にあつて、弊政益甚しく、人心離叛し、威信を失つて居るから、これに乗じて討伐を決行せられんとしたのである。かくて資朝・俊基等謀主となり、無禮講又破禮講とも云を開いて、有志の公家・武士・僧侶等を會し、或は衣冠を着けず、殆んど裸形、或は蓬頭で、帶をもせず、亂遊に托して討幕の密議を凝らされ、資朝・俊基は近畿・東國を巡つて山河の形勢を探ると共に、幕府の非理と衰運を説いて、朝意を奉じ力を併せて幕府を仆すべき旨を、勸説せしめられた。美濃の土岐頼兼・多治見國長等の入京したのは、その結果

討幕の會合及び勸説

正中の變

であらう。正中元年後宇多法皇の崩御と共に、東宮及び持明院統側の讓位運動も、益激しくなつたから、天皇も危険を感ぜられ、遂に九月の北野祭に乗じて、急に六波羅を討つて討幕の軍を發せんとせられた。然るに期に先つて内應者が出たため、頼兼・國長は六波羅の兵に討たれ、資朝・俊基は主謀者として捕へられて鎌倉に送られた。禍は天皇にまで及ばんとしたが、天皇は今回の事は叡慮でない旨の告文を高時に下され、宣房を鎌倉に遣はして辨疏せしめられた結果、承久の大變を繰返すことなく、幕府は資朝を佐渡に流したのみで、俊基以下をも放免して、幸大事に至らずにすんだ。

討幕計畫の促進

この所謂「當今御謀叛」太平記の一件は、天皇の反對派が宿望を達する何よりの好機と思はれ、益運動を盛ならしめ、運動者の下向を競馬の如しと評せられた位であつた。然るに翌年には東宮が薨去せられたため、問題は益紛糾し、天皇はその皇子を、前東宮邦良親王側はその皇子康仁親王を立てんとし、持明院側は文保の約束によりて量仁親王の立場を希ひ、三統の激しい競争となつたが、遂に量仁親王に定まつたため、天皇は益幕府を惡するに至つた上、持明院側の讓位運動は、愈盛になつたから、再び討幕の計畫を進めらるることとなつた。正中の變後六波羅の兵は、一層多くなつて來たから、天皇は皇子の尊雲大塔宮・尊澄宗良親王兩法親王を、相次いで天台座主とせられた上、南都北嶺へ行幸せられ、内外應じて僧兵の心を收攬し、これを利用せんとせられた。然るに元弘元年四月、吉田定房は天皇の御

元弘の變

笠置行幸

楠木正成  
の擧兵

笠置赤坂  
の落城

光嚴天皇

企を六波羅へ密告したため、俊基等捕へられて鎌倉へ送られた。人口に膾炙せる太平記の東下りは、この時の記事である。定房は天皇の股肱で、後、建武中興の際にも用ひられて居るから、この時の密告は天皇方の權謀に出たものと察せられる。かくて鎌倉にて俊基等を糾問して居る間に、天皇は兵を召して六波羅を抜き、叡山に據らるる筈であつたが、六波羅でこれを知つて、御所を圍まんとしたから、八月廿四日夜密に、東大寺へ逃れ給ひ、それより鷲峯山を経て、笠置寺山城和樂郡笠置山上に入られた。近國の兵の召に應じて來るもの少からず、河内の楠木正成は赤坂城或楠木城、河内南河内郡赤坂村に據りて之に應じ、笠置の危急の際は、これへ行幸を仰がんとした。叡山へは花山院師賢を行幸の體で遣はされたため、六波羅では直に叡山へ兵を向け、尊雲・尊澄兩親王等之を邀へ撃たれたが、僧徒は行幸の偽を知つて、戰意がなくなつたから、兩法親王・師賢等は笠置へと赴いた。茲に於て幕府は、九月大佛貞直・金澤貞冬・足利高氏等を西上せしめ、大軍を以て笠置を攻めしめたため、支ふる能はずして天皇・尊澄法親王等は、遂に賊軍の手に落ち給ひ、續いて赤坂城も落城してしまつた。この間京都では壽永の例によつて花園上皇の院宣で、皇太子量仁親王神器なくして踐祚せられたが、これが光嚴天皇で、後醍醐天皇が六波羅に入らると共に、幕府は神器を光嚴天皇に傳へられんことを請ひ、兩統迭立の趣意により大覺寺統なる前東宮邦良親王の皇子康仁親王を皇太子とした。翌年は正慶と改元せられ、三月後

天皇隱岐  
遷幸

大塔宮及  
び正成の  
擧兵

千早籠城

天皇船  
上山行幸

醍醐天皇を隱岐へ遷し、尊良親王・尊澄法親王・花山院師賢・萬里小路藤房等を流し、日野資朝・同俊基等を斬つた。天皇は隱岐の國分寺に居られたが、御禪讓の御考は更になく、常に京都御恢復を念とせられた。

かくして天皇の企も再び蹉跌を見たが、唯大塔宮及び楠木正成が近畿に潜んで、再舉を企てて居るのが一縷の恃である。大塔宮は熊野高野邊に居られたが、後吉野に據られ、盛に令旨を四方に發して勤王の兵を募られ、正成は河内の金剛山金剛山の西腹に千早城を築いて相應じ、元弘三年正月には攝津に入り、進んで京都を突かんとする勢を示すに至つた。このため幕府は再び大軍を發し、阿曾治時・大佛高直高直・名越宗教等をして、河内・大和・紀伊の三方より吉野・千早の兩城を攻めしめ、軍令を嚴にして將卒を戒しめ、殊に大塔宮及び正成を撃つたものは重賞を與へんことを約した。戰爭は二月末から初まり、吉野は程なくして陥り、大塔宮は高野へ逃れられたが、正成は敵の大軍に圍まれながら、得意の戰略を以て何所までも千早城を死守した。かくして正成は叢爾たる千早城に鎌倉の大軍を引寄せその虛に乗じて大塔宮の令旨を四方に飛ばし、至る所に勤王の兵を擧げて北條氏を討たしめんとしたので、これが再舉の中心となり、各地に起る官軍の士氣を鼓舞する源となつた。

隱岐の後醍醐天皇はこの形勢を聞かせられ、閏二月廿四日千種忠顯等と遂に島を脱して、密に出雲

赤松則村

足利高氏の内應

兩六波羅の滅亡

新田義貞の擧兵

に御着になり、伯耆に向はれたが、名和長年又太 船上山せんじやうざんに迎へて守護し奉つたから、これより綸旨を四方に出して兵を募つて、東上を策せられた。これより先大塔宮の令旨によりて、兵を播磨に起した赤松則村は、三月に入つて京に迫るに至つたから、千種忠顯も先鋒として東上し、丹波より京に向つた。そこで幕府では更に、足利高氏・名越高家を將として、伯耆の行在に向はしめたが、高氏は途中船上山より綸旨を受けて、丹波の篠村八幡社前に至つて官軍に應じ、高家は官軍と戦つて敗死した。高氏は官軍に應ずると共に、「自伯耆蒙勅命一候之間參候、相催一族可有合力一候」との書を全國に飛ばして兵を徴し、次いで五月七日に忠顯・則村等と兵を併せて、京都に侵入したため、六波羅の兵は支ふる能はず、南方北條時益は戦死し、北方同仲時は光嚴天皇・後伏見・花園兩上皇。東宮等を奉じて、關東に奔らんとして近江に出たが、官軍に要撃せられて、番場の米山の麓で一同自殺四百三十八歳し、天皇上皇等は官軍に擁せられて歸京せられ、京師は全く官軍の手に歸した。仲時が皇室の方々を官軍に渡して自殺したことは、平宗盛が安徳天皇を入水せしめて自ら生捕になつたとは比較すべくもない。

この頃關東では新田義貞が上野に兵を擧げた。義貞は一時千早の攻圍に加はつて居たが、大塔宮の令旨を受けて歸國し、五月の初近國の源氏を駆催して、上野新田郡生品明神に旗上し、武藏の分階河

鎌倉幕府の滅亡

九州探題の滅亡

長門探題の滅亡

天皇の京都御還幸

原で幕府の大兵を撃破して、鎌倉に迫つた。この頃綸旨・令旨及び高氏の催促状により諸國から來り會したのも多く、兵勢益振つたが、高氏の子千壽義詮も亦來り會した。かくて十七日から初まつた各方面の戦は皆幕府方の不利となり、二十一日夜には義貞千潮に乗じて稻村崎を徒渉して、鎌倉に入つたため、翌日高時以下一族諸將皆葛西ヶ谷の東勝寺に入つて自殺した。高時三十一歳九州に於ては筑前の少貳貞經、豊後の大友貞宗早くも大塔宮の令旨を蒙つたが、未だ形勢を觀望して居た際、肥後の菊池武時亦綸旨を受けて、阿蘇惟直と共に九州探題北條英時を討たんとしたが、少貳・大友兩氏却つて英時を助けたため、武時の敗死となつた。後中興の功臣を論ぜられた際、正成が忠烈第一と稱したのはこの武時である。これより九州は動搖を生じ、且六波羅陷落の報も傳はつたから、少貳・大友兩氏も薩摩の島津貞久と共に官軍に歸し、五月二十五日英時を滅した。長門探題北條時直に對しては、伊豫の河野・土居・得能の諸氏、早く大塔宮の令旨を受けてこれと戦つて居るが、時直は六波羅の危難に赴かんとして途中その陷落を聞き、九州探題に合せんとして再びその滅亡に會し、少貳・大友兩氏に降つて、程なく病死した。

かくて北畠親房が「符契も合する事もなかりしに、筑紫の國々、陸奥、出羽のちくまで、同じ月にぞしづまりにける」神皇正統記と言へる如く、五月中に全國官軍に歸するに至つたが、後醍醐天皇亦都の



陥落を聞いて、船上山の行宮を發せられ、途中鎌倉陥落の報を聞かれ、赤松則村、楠木正成等の來り謁したるを從へて、六月四日京都に入られ、東寺へ行幸の後、翌日重祚の式によられず、巡狩還幸の儀を以て還御になつた。この前後に於て神器を取返され、光嚴天皇、皇太子康仁親王及び正慶の年號を廢せられ、又朝臣の官爵も元弘元年八月の舊に復せられて、光嚴天皇の施設は總て認められなかつたが、持明院統の領地は總て之を安堵せられ、光嚴天皇には特に太上天皇の尊號を贈られた。

茲に於て後醍醐天皇遷幸中の皇位が問題となる。從來の慣例によれば、幕府の推戴で定まつて居たのは事實だが、これは名分上は治世の君の承認を経ねば無意義である。この際幕府の推戴した光嚴天皇は、後醍醐天皇の認められた皇太子であつて、少くとも將來天皇たるべき資格を有せられたことは明である。又光嚴天皇に傳へられた神器が偽器であるとの説は疑はしいが、神器は傳へられたにしても、かかる非常の場合に神器の所在によつて皇位を決することは不穩當であらう。又花園上皇の院宣も、壽永の時と異り、後醍醐天皇親政の時であつた以上、絶對の權威は認められない。されば問題は天皇が御讓位を認められたか如何によつて決せらるべきで、天皇が隱岐遷幸後も光嚴天皇の皇位を認められず、京都還幸にも重祚の式を取られなかつた以上、天皇の皇位は連續せるものと見るべきであらう。

皇位所在  
問題

## 第二十八章 鎌倉時代の文化

鎌倉文化  
の特色

鎌倉時代は政治上に於て從來と全く異つた新時代であると共に、文化の上に於ても一大時期を劃して居る。政治上に於て律令政治・公家政治・貴族政治であつたのが、幕府政治・武家政治・中流政治に變つた如く、文化に於ては、彼は隋唐文化の影響を受けた、都の少數の貴族の間の文化であつたが、鎌倉以後は、從來の文化に、新に宋元の影響が加はつたといへ、我國独自の發達が主となり、全國多數の武士を加へた文化となつた。その實質に於ても、彼の優美平靜な情趣本位の女性的な浮華を去つて、雄渾な氣力に満ちた、活動的・實際的・宗教的・道徳的・男性的で、素樸な特色を發揮することとなつた。これ等の特色は當時の宗教・文學・美術等有ゆる方面に現はれて居るが、道徳的傾向の如きは、武士道の振興がその中心勢力をなしてゐる。當時の武士が忠孝・仁義・廉潔を旨とし、そのためには死をも輕んじたことは、一般社會の廓清に偉大な効果のあつたこと勿論で、女子の如きも前代の放縱な風を去つて、貞烈の美風を發揮するに至つたのである。

佛教に於て平安朝以來の舊佛教の生命の萎微せるに乘じ、新佛教の激濁たる生氣を以て掘起して來たのは、恰政界に於ける公家と、武家の關係に比すべきで、前者が舊來の壓力によつて新興勢力を壓

佛教

せんとすると共に、それに刺激せられて稍活氣を呈することも全く同様である。東大寺・延暦寺・興福寺・園城寺・東寺を中心とした舊佛教は、多くの領地を擁し、皇族及び攝家を座主・門跡に迎へて、益貴族の特色を發揮し、徒に華麗な殿堂に莊嚴な加持祈禱を修して、現世の利益を求むるに過ぎず。甚しきは僧兵を養つて名利の争に干戈を弄し、未曾有の大國難たる元寇に際してさへ、非國家的暴舉を敢てして居た程で、女犯の如き破戒も普通となり、後白河法皇も「隠すは上人、せぬは佛」と仰せられた沙石集と傳ふる位である。然し社會上政治上の激烈な變動に際した當時に於ては、現世の榮華は幻滅を感ずること多く、彼等が黄金樂土と頼んで帝都さへ、修羅の巷と化し、平家の一代を初め、眼前盛衰興亡の激しい變化に直面しては、人生の無常を感じ、この世を果敢む心の切實になり、現世を穢土と觀じ、彌陀の悲願によつて未來の極樂往生を教へる淨土教の發達を見たのも、自然の數である。淨土教の傳來は古く、その一部に行はれたことも久しいが、愈大發展を見たのは、法然・親鸞の現はれたこの時代の初期以後である。

法然源空、圓光大師は初叡山の學僧であつたが、安元元年高倉天皇の御代念佛專修に歸し、黒谷の庵室に退いて淨土宗を開いた。法然の淨土宗は無量壽經・觀無量壽經・阿彌陀經及び天親菩薩の往生淨土論の三經一論に依り、今の如き末世の凡夫は、自力の難行道にては證果を得がたいが、彌陀本願の救濟力を信じて

願淨土眞實信各類三  
愚禿親鸞集

護按往相迴向有大信大信心  
者則是長生不死之神方忻淨  
厭穢之妙術選擇迴向之真心  
利地深廣之信樂金剛不壞之  
眞心易往無入之淨信心究禪

(藏寺恩報京東) 證信行教筆鸞親 十第  
の目卷三第、はたせ載に茲、で本稿草たし受傳の位蓮弟門  
るあて始の卷信

舊宗派の  
壓迫

親鸞の淨  
土眞宗

念佛すれば、賢愚善惡によらず、淨土に往生して聖覺を得ると説き、これが釋迦出世の究竟の目的である。と教へた。選擇本願念佛集は、建久九年彼の歸依者である九條兼實のために著した彼の主著である。かくの如くその教は從來の一切の形式と學問とを捨て、現世の利益を離れて人心に安慰を與ふるに最効果があつた上、法然の學徳はよく當時に卓立して居たため、公武凡下の別なく、これに歸するもの多く、南都北嶺の學僧等も來つて教をきくもの少からず、門戸頗る榮えた。このため外には南都北嶺の壓迫漸く加はり、内には門弟の他宗を誹謗し、悪行を敢てするものを生じたから、元久元年土御門天皇御代門弟八十餘人と、他宗を誹謗せず、悪行をせぬ等七箇條の起請文を書いたが、この弊止まず、遂に承元元年同上門弟の罪によつて専修念佛を禁ぜられ、法然も土佐に流された。このため弟子も四散することとなつたが、これが却つて地方弘通の機縁ともなつた。彼は實は讃岐に居り、數年にして許されたが、歸京後程なく往生の素懷を遂げた。建暦二年彼の死後辨長の鎮西派、證空の西山派等幾つかに分れたが、後世最勢力を得たのは親鸞の淨土眞宗であつた。

親鸞日野有範の子と傳ふれど確でない、純空・善信・見眞大師はその事蹟が詳でないが、京都で法然に従つて淨土門の教を受け、法然流罪の頃から東國に赴いた。或は連座したさといふ久しく北陸、關東の間に教化に努め、元仁元年後堀河天皇の御代教行信證六を著して淨土眞宗を開いたが、晩年は京に歸つて世を終つた。弘長二年彼の教は自力の無價値を悟り



舊佛教の活動

權時頼は之を鎌倉に招いて、建長寺を建ててその開祖とした。建長寺は純粹の禪寺の始であり、弘安元年道隆入寂の際、後宇多天皇から諡られた大覺禪師は、禪師號の濫觴であつた。次いで渡來した元庵普寧禪師亦時頼の請によりて建長寺第二世となつた。時宗は人を派して祖元無學、佛光國師を招請し、圓覺寺を建ててその第一祖とした。弘安役後元の使節として來朝した一寧山の如きも、朝野の尊信を受けて圓覺寺等に住した。かくの如く臨濟禪は幕府の保護によつて勢力を得、初めて獨立の地位を得ることになり、舊佛教が公家佛教たるに對して、武家佛教たる觀を呈し、鎌倉・室町兩幕府と最密接な關係を有するに至つた。これ禪僧の簡素な生活や、剛健な宗風が、當代武士の氣風と一致せる點が多いためでもあつた。臨濟禪に次いで曹洞派の禪もこの頃道元によつて傳へられた。道元も初は天台の學僧であつたが、後、榮西及びその弟子明全に禪を學び、更に入宋して天童山の如淨禪師から曹洞禪の傳を受けて、安貞元年後堀河天皇の御代歸朝した。彼は世塵を嫌ひ、名聞を好まず、都を去つて越前の永平寺に退いた。從來の僧の權威に阿り、學問を誇り、祈禱を賣り、榮耀に耽り、俗人にも劣るを慨き、最修業を重んじ、嚴格な制規の下に僧侶の養成に努めた。建長五年寂、五十四歳さればその當時は北國の一部に行はれたにぎなかつたが、その勢力は時と共に漸く現はれ、遂に我佛教界に於ける一大勢力となつた。かく新佛教の勃興を見た時勢は舊佛教にも影響し、且は新佛教に刺戟せられて、舊佛教も稍再興の

道元の曹洞禪傳來

日蓮の法華宗開立

氣運に向つた。華嚴の明惠上人、辨高法相の解脱上人貞慶の如き高僧がこの時代の初に出で、律では殆絶えて居たのが泉涌寺の俊しゅんじやう・大悲・興正兩菩薩によつて中興せられ、眞言宗も頼瑜が根來に大傳法堂を起して、新義派を初めて居るが、殊に著しかつたのは、天台から出た日蓮の活動であつた。日蓮は叡山で天台を學んだが、その衰微を慨し、傳教の遺旨を宣揚せんとて、生國安房に歸り、釋尊の眞精神は法華經にあるを信じて、念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律國賊の四個格言を掲げて激しく他宗を排斥し、立正安國論を著して法華の正法を信ぜねば、國土は忽ち滅亡すべしと叫んだ。これが所謂元寇の豫言であるが、彼は佛典によつて邪法行はれる際起ると説かれた三難は既に現はれたから、他の一難たる他國侵逼難も將に來らんと唱へたので、具體的に蒙古を意識して言つたのではないが、偶然元寇が起つたから、己の豫言が實證されたと考へ、世人も豫言的中を感じたのである。彼の折伏のかくの如く激烈であつた結果として、他との衝突を來たし、或は他宗徒のため劍戟を蒙り、或は幕府のため伊豆・佐渡等に流される等の法難も屢起つたが、その熱烈な信仰と奮闘的な宣傳とは人心を動かすことも強く、晩年には三大檀越の一人波木井實長の招によつて、甲斐の身延山に久遠寺を開いて法華の大道場とした。弘安五年寂、六十一歳彼は天台宗から出て、天台と同じく法華經によるのであるが、天台の教理に加ふるに、眞言の事相、淨土の易行等の長所をも併せ取つて、新しき法華宗又日蓮宗を

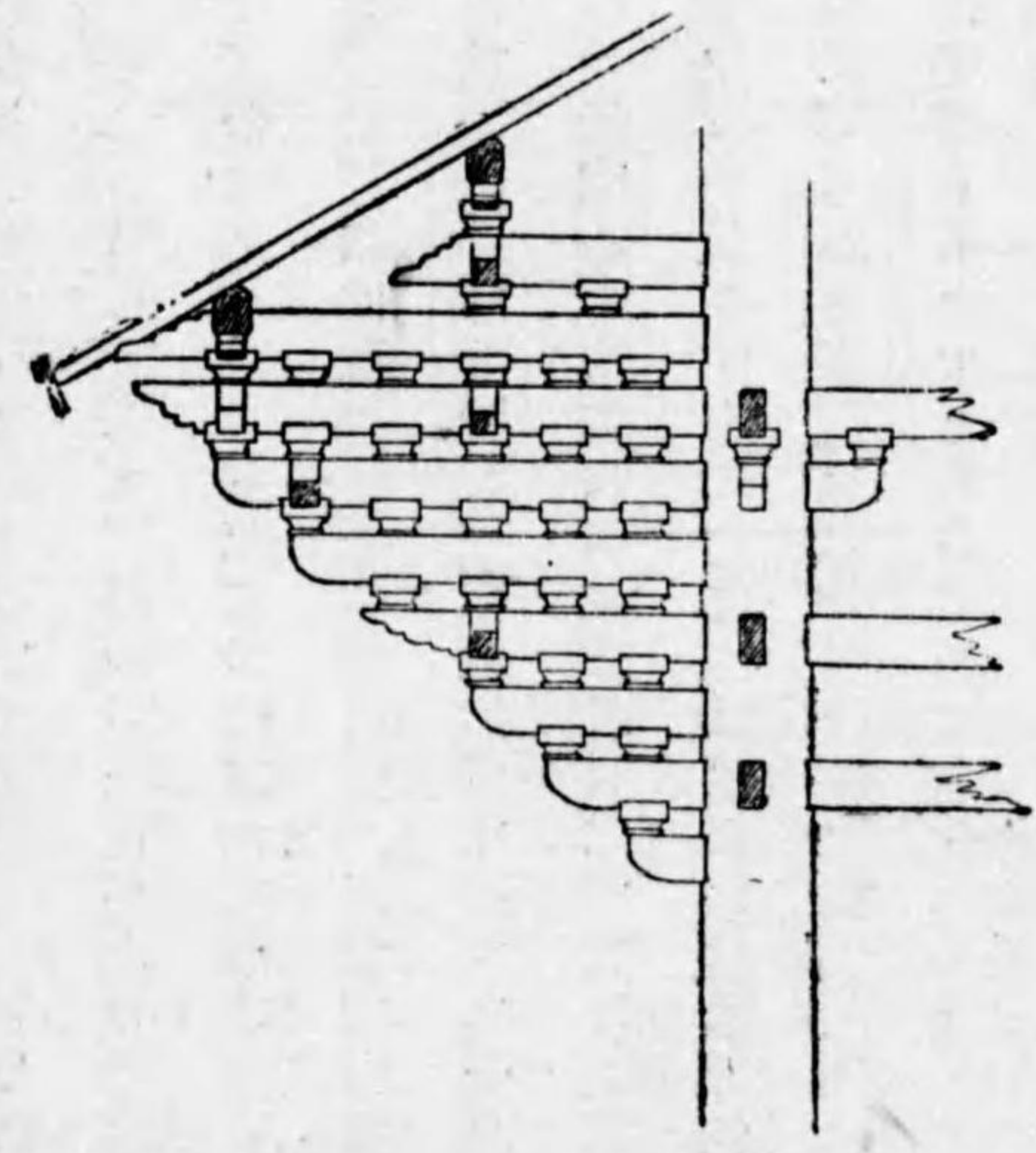
組織した。即一切經六千卷の精粹は法華經八卷にあり、法華經八卷は又妙法蓮華經の五字の題目に歸するとし、南無妙法蓮華經の唱題によつて即身成佛し、娑婆即寂光淨土であると教へた。かくの如くその法國一如の現實的・政治的佛教で、祈禱禁厭をも盛に行つたことは、舊佛教の精神の復活であるが、その形式に拘らず、精神的で活氣に富んだことは、舊佛教の弊を脱して新佛教の長所を併したもので、恰も歐羅巴に於て宗教改革の反動として生じた耶蘇會に比すべきである。

要するに新佛教も、その派により各所説を異にするが、これを舊佛教に比すれば、形式に泥み、學問に拘はるの弊を脱し、宗教の眞生命たる信仰本位となり、且或は著述文書により、或は和讃説法により、最熱心に傳道に努める様になつたことが著しい差である。更に新佛教の弘通の方面を見るに、武士又は庶民を主とし、先づ地方殊に東國北國に於て行はれた。これは畿内では舊佛教の壓迫が烈しいためでもあるが從來の貴族階級に對して新に興つて來た武士階級及びこれを助けた庶民階級の發展に相應するものでもある。かく多數を基礎とすることは、時代の一般的性質であるだけに、舊佛教にも及び、重源の東大寺造營に見らるゝ様に、勸進によつて多數の力で寺院の建立せらるることも多く、又奈良の春日版及び高野版を初め、佛典の刊行せられたことも、この時代から著しく盛になつた。

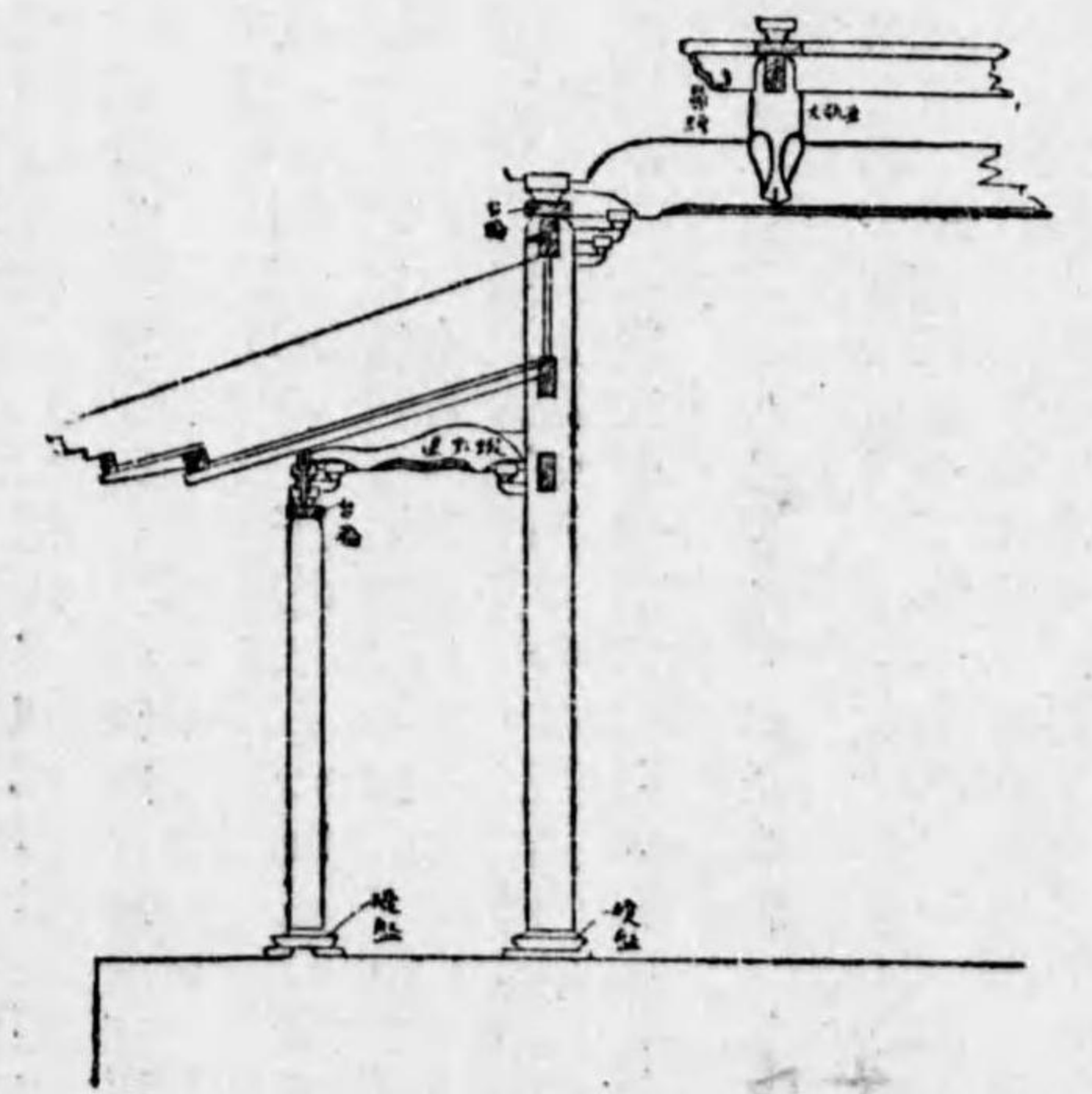
新佛教の特色

寺院建築 和様

美術も社會の新氣運に應じて、全くその面目を一新した。佛寺建築は殊に新舊兩様の存在して互に相交渉する所、時勢の潮流とよく一致して居る。優美な前代の風を繼承するものを和様といひ、多寶塔として最古く最美しい石山寺多寶塔、圓堂として法隆寺の夢殿に次ぐ興福寺の北圓堂、甚しく細長



圖九十第 扉肘木七手先組物 東大寺南大門



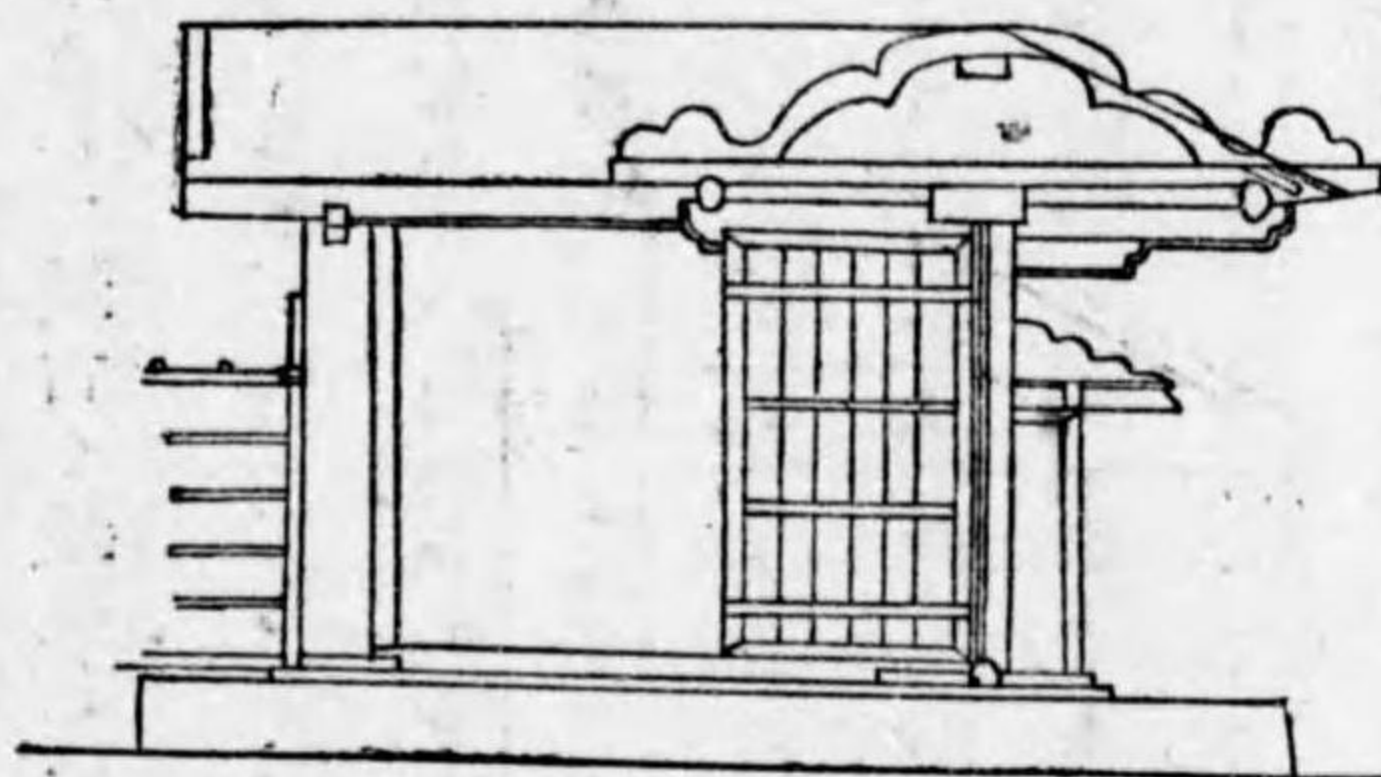
圖十二第 圓覺寺舍利殿建築圖

天竺様

い特殊な平面を持つた蓮華王院本堂<sup>三十三</sup>の如きは、その代表的遺品である。これに對して新様式としては、重源が東大寺再建の際、宋の工人を招いて試みしめた天竺様と、禪宗の傳來と共に入つて來

た唐様として、共に宋代に於ける寺院建築の直様である。天竺様は東大寺南大門、正治元年落成 五間三戸樓門醍醐寺經藏、播磨淨土寺本堂加東郡 小野村等が代表的遺物で、挿肘木さしひぢき柱に挿込や、鼻線はなぢり縦の材の外へ出た横の材に施したたいへん大瓶たいへん東つか虹梁こうりやうの上へ用ゐる等を用ゐるを特色とするが、純粹の天竺様は程なくして絶え、細部の手法が和様建築

新和様  
唐様



（形録家武）門土 上 圖一十二第

に採用せられて新和様を生じた。東大寺法華堂の禮堂・法隆寺聖靈院・伊豫太山寺本堂温泉郡 和氣村等はその例である。唐様はその配置に於て、三門・佛殿・法堂・方丈等が一直線に並び、鐘樓・經藏等が左右に配せられて、左右均齊を守つてゐることや、床が瓦敷であるのは奈良朝以前の寺院と同じく、支那風であるためであるが、柱の下に礎盤礎石との間に上にに臺輪たいりん柱と斗との間をつけ、蝦虹梁えびこうりやうの形に曲つ扇あふぎ種種程開いて並べるをいふ。鏡天きやうてん井い格格椽椽のなを用ゐる等の技巧も、唐様によつて傳へられたのである。大瓶たいへん東、鼻線等を用ゐることは天竺様と同様である。要するに曲線が著しく多くなつたので、彩色を用ゐないこと共に、洒脱な感を與へた。唐様は常時主なる禪宗寺院には何れも用ひられたが、現存するものは皆無で、近年までこの時代の唯一の遺構とせられた圓覺寺の舍利殿も、關東大震災によつて滅んで終つた。然し天竺様と異り、後世まで禪

宗寺院に行はれて居る。

武家造

住宅建築は武士の勃興に伴ひ武家造が起つた。大體は寢殿造に似て居るが、はたいた檼はたいたの築垣を廻らし、櫓門らぶもん下の門は又は上土門あひつち屋の勾勾配配を緩くし、土をのを入ると遠侍があり、警固の武士が詰める等防備に適した構造で、屋根は板葺の簡素な建築である。

彫刻家

彫刻の特色

彫刻の遺品

彫刻はこの時代の初に、定朝の玄孫康慶康助の子が出て、新様式の端を發いたが、彼の子に運慶、弟子に快慶安阿が現はれてこれを大成し、運慶の弟定覺・子湛慶・定慶・康辨・康勝等亦當代の名手であつた。その性質は前代の平靜優美を主としたに對し、活動的で、雄渾な力に富んで居り、寫生を基礎として個性を現はした點を特色とする。されば前代の佛菩薩に優作の多いに反し、仁王・四天王等の忿怒部や、人物像等を最得意とした。材料は依然木彫が主であり、彩色を施さず、刀法を示さんとするものも少くない。大さに於て奈良の大佛に次ぎ、完全に遺つた最古の大佛たる鑄銅の鎌倉大佛上總 大野五郎 右衛門作や、東大寺の石獅子宋人 六郎作の如きは寧異數である。興福寺南圓堂の四天王及び法相六祖像康慶 作は寫生によりて前代の優美な風を脱せんとするを示し、東大寺南大門の仁王運慶 快慶 合 作は、雄偉な面相、躍動せる筋肉、悉く寫生的で、二丈六尺の巨像に溢るばかりの力が盛られ、興福寺北圓堂の無着・世親像傳運 慶 作は大膽な手法で、最よく個性を現はし、興福寺の地藏菩薩、東大寺の僧形八幡像慶 共 作は強

土佐派及  
び春日派

繪巻物の  
遺品

佛畫  
託摩派

い手法を以て溫和な表現に成功して居り、興福寺の龍燈鬼・天燈鬼は意匠の秀拔を見るべきである。  
蓮華王院の二十八部衆運慶作 滋慶補興福寺の維摩・文珠像定慶作鎌倉明月院の上杉重房像作者不明等亦傑作である。

繪畫は前代既に土佐派、春日派によつて盛になつて來た大和繪が、更に著しい發展を遂げ、繪巻物  
肖像畫の全盛時代を現出した。土佐派の信實・慶忍・吉光・圓伊、春日派の長隆・隆兼等が代表作家  
であつた。藤原信實は寫生に長じ、後鳥羽上皇の御出家の際にも、俗體・法體兩様の宸影を描いて居るが  
攝津水無海宮藏繪巻としても、北野天神緣起北野神社藏繪師草紙繪巻御三十一卷歌仙繪巻佐竹侯爵藏等その筆と傳へ、圖  
樣磊落であつて、筆致に氣品がある。住吉慶忍筆と傳ふる平治物語繪巻松平直亮伯、岩崎男、ボストン博物館分藏は、筆力勇健  
て、人馬最よく活躍し、戰畫の白眉であり、高階隆兼の春日權現靈驗記二十卷は、各卷趣を異にして  
變化あらしめ、貴族の生活から庶民の風俗まで、細密に寫生し、色彩亦豊麗を極めたものである。其  
他隆兼の石山寺緣起石山寺藏藤原吉光の法然上人繪傳智恩院當麻寺藏 四十八卷其子長隆の蒙古襲來繪詞、御物法橋圓  
伊の一遍上人繪傳六條道場藏等亦傑作である。かくの如く、繪巻物は戰物語や、寺社の緣起、高僧の傳記  
等を主題とし、寫生と活動とを最よく表現したもので、初は觀賞のみであつたが、後には布教にも利  
用せられた。其他佛畫では巨勢派が依然舊態を守るに反し、託摩派では勝賀・榮賀等が出て、宋代の  
筆力を重んずる畫風を入れて新生面を開いた。東寺の十二天は勝賀の代表作である。



(藏氏亮直平松白) 卷之幸行羅波六卷繪物語治平一十第





(藏寺光喜歡都京) 繪傳人聖通一筆位四橋法 二十第

書道では藤原行成の子孫代々業を継ぎ、世尊寺流として世に行はれたが、伏見天皇の皇子入道尊圓親

王最書道に秀でられ、青蓮院流の祖となられた。一に御家流といふ伏見天皇亦上代様の假名書に傑出せられて、

後世伏見院流としてこれを學ぶものが多かつた。これに反し大覺寺統の後宇多天皇・後醍醐天皇は、禪

僧によつて傳へられた宋風の書體を能くせられ、書道に於ても、兩統は新舊對立の形を呈した。

美術工藝品としては、武士の勃興に伴つて、甲冑、刀劍等の武器製作の進歩が最著しく、刀劍銳利

甲冑の堅牢精緻は、全く他の時代に類を見ない。この時代の初に京から鎌倉へ移つた明珍増田 出雲守は、

子孫代々その名を次いで、甲冑に名作を出し、京の粟田口吉光、備前の長船長光、鎌倉の岡崎正宗等

を中心として、古刀の全盛時代を現じた。これと共に宋の影響によつて陶工が進歩し、加藤四郎左衛

門景正藤四郎は道元と共に入宋して、宋の陶法を傳へ、尾張の瀬戸に竈を開き、主に茶壺を焼いた。茶

褐色の釉に更に黒釉をにかけて、所謂鶉斑うすまじを出した雅味に富んだ作である。これより代々藤四郎と稱し

その業をついで、瀬戸焼の發達を見るに至つた。

これを要するに建築の新様式、託摩派の筆法や、陶器の發達は、宋代文化の影響であるが、繪畫彫

刻の寫實的活動的となり、雄渾な力に富むに至つたことは、武器の精銳と共に、時代精神の發現であ

り、外來様式の移入も時代の潮流に合したためでもある。然し此の時代に起つた新佛敎が、何れも從

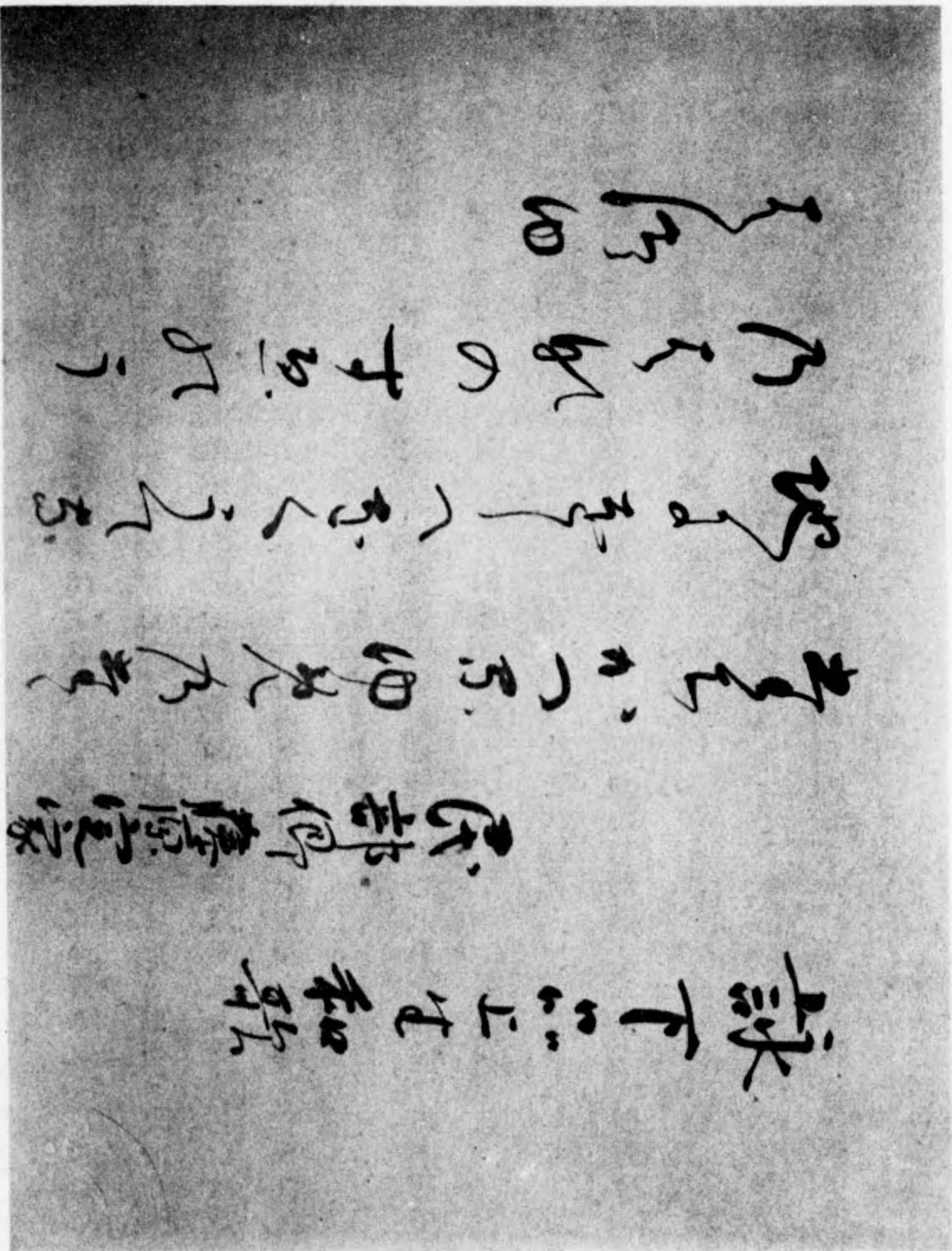
來の形式的貴族的佛教と異り、信仰本位の平民主義であつたことは、美術の上に大影響を來たし、美術の本流が漸く佛教美術から離れるに至るのである。寺院建築も、もはや著しき發展を見られず、彫刻もこの時代の中期以後漸く不振になり、この時代から端を發した建築の裝飾として餘命を保つこととなる。繪畫の如きは既にこの時代から佛畫よりも觀賞的な繪卷物が重きをなして來たが、今後は益非宗教畫に傾くこととなる。

和歌と公家

文學では時勢の反映が一層著しく現はれて居る。前代の繼承たる和歌・物語・日記等の行はれたは公家階級の猶勢力を維持せるに當たり、殊に和歌が後鳥羽上皇の院政の頃最盛であつたのは、朝廷の勢力の絶頂であつたのと時を同じくして居る。皇室に於ける後鳥羽上皇、縉紳としての九條良經兼實の子桑門の慈鎮和尚兼實の弟武士としての將軍實朝が、共に當代に傑出した歌人であつたことは、如何に一般的に盛であつたかを示して餘りある。殊に上皇の配流後の御歌には、力が籠つて居て、人を動かすものが多く、實朝の雄健な萬葉調と共に、専門歌人に見られない所である。而して當時歌壇に最重んぜられたのは、藤原定家・同家隆の二人で、彼等が上皇の勅によつて、元久二年に撰集した新古今和歌集はこの時代を代表するものである。新古今集は古今集を宗として居るが、語句の彫琢、修辭の工夫は最發達し、敘景も多く情景の立派に融合せられたものも少くない。定家は俊成の子として、將軍實

新古今集と定家

元仁元年四月天王寺聖靈院繪堂の九品往生の圖のために詠んだ和歌で、六十八歳の筆である。



第十三 藤原定家筆和歌懷紙 (白鶴酒非忠克氏藏)

二條・京極・冷泉  
三家

軍記物の  
發達

平家物語

朝西園寺實公經の子の弟子として、新古今の撰に加はつた外、更に獨力新勅撰和歌集を撰し、當代歌人の大宗であつたのみならず、歌學を大成して後世に範を垂れ、長く歌聖と仰がれ、「抑於歌道一定家を難ぜん輩は、冥加もあるべからず、罰を蒙るべき事なり」徹書紀物語と言はれた程であつた。然し彼の子爲家の三子から二條・京極・冷泉三家に分かれ、二條爲氏・冷泉爲相の間には、播磨細川莊の傳領に關する争あり阿佛尼の十六夜日記はこの時鎌倉へ下つた紀行である二條爲世・京極爲兼は大覺寺・持明院兩統に分屬して論難攻撃を事とし、互に勅撰集の撰を争ふに没頭し、歌風は舊套を墨守するに止まつた。これ亦後年期に於ける公家の不振、兩統迭立の御争に髣髴たるものである。

然しこの時期に於て最見るべきものであり、又最よく時勢を現はしたものは、保元物語・平治物語・平家物語・源平盛衰記等の軍記物で、これ等は平安朝から鎌倉時代への轉回の動因たる保元平治の亂平家の興亡を題材とし、これを寫すに漢語、佛語、俗語を交へた勁健流暢な文を以てし、その人物事件に道徳的、宗教的、批判感懷を加へたものである。就中平家物語は清盛の榮華と、その報としての平家一族の滅亡を經とし、その間に哀に優しい風流韻事を交へ、一篇無韻の悲劇的敘事詩を形成して居る。前代の物語の、作者も、讀者も、作中の人物も皆都の貴族であり、題材も男女の戀愛か宮中の行事にすぎず、その文體も貴族語たる假名文であつたに反して、これは作中の人物も、讀者も、武士

が多くなり、題材も戦争が主となり、舞臺も全國に擴まり、文體も和漢を混じた一般的通用語を主としたから、公家文學に對する武家文學の成立と見るべきである。加之、これが琵琶に合せて音符をつけて語られたことは、文字なき社會にまで普及せしめ、國民的文學たらしめるに至つた。

説話集と紀行

その他前代の今昔物語の系統を引いた説話集に、宇治拾遺物語・古事談・古今著聞集橋成・十訓抄・寶物集・沙石集無住等が現はれ、紀行文として海道記源光・東關紀行源行・十六夜日記阿佛等が出た。紀行は何れも京鎌倉の間の旅行記である。これ等の文體は十六夜日記の假名文たる外は、何れも和漢混用の新體であり、説話集は勿論紀行文に於ても、佛教思想や、道德的訓戒が著しく目につく。前代の物語の純粹の創作であつたに反し、事實に基いた軍記・説話等の盛にあつたのは、彼が情趣を主としたのに、これは實際生活を重んじたためであつて、この傾向は更に進んで歴史の編纂を盛ならしめた。大鏡の形式によりて、その以前を書いた水鏡中山忠親・高倉天皇から六代間の事を記した六代勝事記、後堀河天皇より五代の帝紀を述べた五代帝王物語もその例であるが、殊に注意すべきは慈鎮和尚の愚管抄である。これは太古から承久までの簡単な年代記を擧げ、更にそれを説明して、史實の因果關係、利害得失を論じ、世の變遷を所謂道理の現として觀察したものである。これ等の歴史の公家側の手になり、和漢混用文であるに反し、幕府の編纂になり、極めて俗化した漢文でかかれたものに、

歴史の編纂

愚管抄

吾妻鏡

吾妻鏡がある。高倉宮の擧兵から宗尊親王の送還に至る幕府の創業から全盛の間を、編年體に記したもので、大體は事實の列記にすぎないが、間々批評も加へられ、武家政治の規範として後世に影響すること最著しかつた。

文化の對立

これを要するに、かくの如き文化の著しい轉回の原動力となつたものは、中流階級の發展による武家政治の成立と、新宗教の勃興とであつた。然し猶公家及び舊佛教の勢力の遺存は、有ゆる方面に新舊の對立を免れなかつた。文化中心としても京都の外に新に鎌倉が起り、從來化外視された東國にも文化の普及を見ることとなつた。階級的には從來の貴族階級の文化が、廣く武士階級にも及ぶ様になり、近世に入つて平民階級に及ぶ一段階をなしたのである。

文化の普及

## 第二十九章 建武中興

公家政治の復興

後醍醐天皇の親政  
中央官制

地方制度

武家政治の成立に伴ひ、失はれたる権利と利益との恢復は絶えざる公家の願望であり、乘ずべき隙があれば幕府を顛覆して、公家政治に復しようとの企は、陰に陽に履行はれたが、とにかくその成功を見たのは前後を通じて建武中興の一時であつた。されば後醍醐天皇の御歸京と共に、公家一統の新政は初まり、朕が新儀は未來の先例であるとの意氣込で、關白も置かせられず、諸政を親裁せられた。この時新に恩賞方・記録所・雜訴決斷所・侍所・武者所等が設けられ、有爲の卿相、勤王の諸將を以て之に任せられた。恩賞方は王政復古の大業に關する功を論じて賞を行ふ所であり、記録所・雜訴決斷所は行政司法の府であり、侍所・武者所は軍事警察を司つた。但記録所は公家が主であり、雜訴決斷所は武士が多く、前者は大事を裁許したと傳ふるも兩者の権限は明でなく、侍所武者所も前者は足利氏後者は新田氏を中心たる外何の區別も認められない。地方は公家を國司とし、武士を守護とし、武士の國司たる場合は守護を兼ねしめたことは、鎌倉幕府の制によつたもので、足利高氏が武藏守、同直義が相模守、新田義貞が越後守兼上野播磨介、楠木正成が河内攝津守、北畠親房の子顯家が陸奥守兼鎮守府將軍、島津貞久が大隅守護、少貳貞經が筑前筑後守護、同頼尙が豊前守護、大友貞宗が豊後守

改元中興の事業

公家の驕態

武士の不平

護、同貞載が肥前守護に任じた如き、その一例である。かくて翌年は建武と改元せられ、舊來の變態たる兩統迭立を打破して皇子恒良親王の立場あり、公家政治の殿堂として久して廢絶した大内裡の造營が初まり、服制を改め、新に貨幣紙幣の發行を企てる等、王政復古の新政、中興の宏業は將に大に擧らんとした。然るに悲しいかな、一道の暗流は既にその初から漲つて居たのである。

公家は多年武士に奪はれて居た政權を恢復したのに氣驕り、文武の全權をその手に握つた勢で俄に弓馬の道をも修め、「弓も引き得ぬ犬追物、落馬矢筈に勝りける」二條河原落首と言はれた程で、朝敵の類

たる武士の如きは、此度味方した功で家を立てられるさへ厚い皇恩によることで、これに官位を昇し所領を興へられ、加之、政治にまで與らしむるは分にすぎたことだとしてこれを輕んじ、自ら權に慕つて多くの所領を取り、驕奢に耽らうとした。然し北條氏を滅亡せしめた源泉となり、導火線となつたのは、朝廷であり公家であり、二三の勤王家であつたに違ひないが、實際之を滅ぼしたのは、これを機として起つた全國の武士の力であつた。即争は朝廷と幕府の争であつても、戦は公家と武士との戦ではなくして、北條方の武士と反北條方の武士の争であつた。即北條氏のために所領を失ひ牢籠の意落魄して居たものが、これによつて舊領を恢復し、家名を擧げんとするか、又は從來北條氏の恩惠と威力とによつて、その下に服従して居たのが、幕府の政治が亂れ、威信の失墜した際、朝廷の企が起

朝政の放縱

つたため、これに應じて更に自己の勢力を擴張せんとしたものが大多数であつた。然るに初北條方であつたものも、後には多く官軍に歸したため、これが功を早からしめた所以であるが北條氏與黨の没官領は思の外少く、その上高時の遺領は内裏の御供料所となり、その他も多くは武士から見れば何等の功もない公家・女官・僧侶等に與へられて、軍忠の輩の得べき國所は殆皆無であつた。加ふるに朝政放縱で、朝令暮改を事とし、綸旨さへ内奏秘計により反覆の誹があり、朝廷も日附の後を正しとせよといふを恥としない程であるから、これに乗ずる謀論旨も少からず、士民は安き心なく「本領はなる訴訟人、文書入れたる細葛」二條河原落首を負ふて都の町を彷徨するものが多く、「今にして公家一統の天下ならば諸國の地頭、御家人は皆奴婢雜人の如くにて有べし。あはれ如何なる不思議も出來て武家四海の權を執る世中又成かし」太平記と思はしめざるを得なかつた。これ等の武士の不平に乗じ、その味方として「元弘以來收公所不可相違」と本領安堵を主張して、漸く勢力を占めて來たのが足利高氏である。

武家政治の希求

足利尊氏の勢力

足利氏は源義家の三子義國が下野足利莊に居て足利氏と稱してより、關東の名家として知られ、その子義康は義朝の妻の妹を娶り、義兼以後は代々北條氏から妻を迎へて居る位で。鎌倉時代に於ても有數の勢力家で、その一族としても斯波・澁川・一色・吉良・今川・畠山・桃井・仁木・細川等の諸氏が各地

足利尊氏の野心

に蔓延して居た。殊にこの家には義家が七代の孫に生れ代つて天下を取らんと置文が傳はり、高氏の祖父家時がこれに當つたが、時期が至らぬため、我命を縮めて三代の間に天下を取らしめ給へと八幡大菩薩に祈つて自殺したとの傳があつた位、早くから天下に望を懷いて居たのである。されば高氏は北條氏の頽勢を見て、愈宿望を達すべき時期到れりとし、官軍に應ずると共に全國へ檄を飛ばして兵を徴し、六波羅の陥つた後は自ら京都に奉行所を設けて民政を行ひ、武士の着到に證判を與へ、鎌倉の陥落に際してはその子千壽を遣はして、東國武士をして多くその門に馬を繋がしむ等々勢力を張るに努めた。次いで中興の成ると共に朝廷からは從三位に叙せられ、御諱一字をさへ賜はりこれより尊氏と稱す侍所を預つて軍政を總べたのみならず、弟直義と共に北條氏代々の受領國たる武藏・相模を賜はり、直義は成良親王を奉じ、鎌倉に據つて關東を鎮じたから、その勢力は他の諸氏を凌いで、隱然武家の統領たる觀があつた。

護良親王

新田氏の起源

當時尊氏に匹敵する勢力としては護良親王と新田義貞であつて、早く京鎌倉に於て足利方と衝突を惹き起した程であつた。護良親王は討幕計畫の初から帷幄に參せられたのみならず、諸國に官軍の起つて北條氏を亡ぼすに至つた原動力であつたから、各地の武士の軍忠狀に證判を請ふものも多く、尊氏の先を越して征夷大將軍に任ぜられ、その勢力は公家派の頭目たらしめた。新田氏は足利義康の兄

義重が上野新田郡に住して、新田氏を稱したに初まり、その一族は上野・越後等に蔓延して居たが

頼朝の擧兵の際、義重が早く應じなかつたため、鎌倉時代には餘り現はるるに至らなかつた。然し清

義貞と尊氏

和源氏の名家として一族も多く、義貞が鎌倉を陥れて北條氏の本據を覆した武勳は、尊氏の六波羅を

陥れたにも勝るから、中興と共に尊氏と競争の地位にあり、尊氏の侍所に對して彼は武者所を預るこ

とになつたため、尊氏に反對の公家方に與することとなつた。北畠親房が陸奥守顯家を助け、義良親

王を奉じて陸奥を鎮じ、義貞が越後守となつたのも尊氏兄弟の關東を固めるに對し、これを牽制する

ためであつた。かくて兩黨の軋轢は益甚しくなり、親王は義貞・正成・長年等と天皇に綸旨を請うて尊

氏を討たんとせられたが、尊氏は先んじて宮の聲望を喜ばぬ天皇の寵姫阿野簾子によつて宮の陰謀を

訴へたため、親王は建武元年十月捕へられ、翌月鎌倉二階堂谷の東光寺今鎌倉宮の地に幽閉せらるるに至つ

護良親王の幽閉

た。この事は公家派に取つては大打撃であると共に、尊氏の謀叛の豫備行動であり、中興の破れる第

一步であつた。

一方既に元弘三年の冬頃から、畿内・關東・奥羽・四國・九州等で屢北條氏の殘黨の兵を起すもの

北條氏殘黨の擧兵

が絶えなかつたが、建武二年には稍大規模な叛亂となつて現はれて來た。從來北條氏と關係の深かつた

西園寺公宗實兼の曾孫は王政に不平の士の少からぬを見、日野氏光等と計り、光嚴上皇の院宣を請ひ、畿

内の北條時興高時の子東國の同時行高時の子名越持兼等は同時に兵を擧げて京都を攻める筈であつた。公宗等

は事顯れて後誅せられたが、七月信濃に起つた時行は兵勢大に振ひ、足利氏の兵を破つて鎌倉を占領

した。このため直義は護良親王を弑し、二十歳成良親王を奉じて三河に逃れ、變を京都に報じ、親王を

歸し奉つた。茲に於て尊氏は武家政治を復興すべき時機到れりとし、自ら征夷大將軍に任ぜられて時

行を討たんことを請ふたが、朝廷亦彼の野心を疑つて計ケされず。却つて成良親王を征夷大將軍とせられ

たため、彼は意を決して勅許を待たずして東下した。然るに前から彼に心を寄せて居た武士の從行す

るものが多かつたから、兵勢盛で、直義と共に頻りに時行の兵を破つて程なく鎌倉を恢復した。これ

を中先代の亂といふは北條氏を先代、足利氏を後代とするためであり、又二十日先代の亂といふ時行

の鎌倉を保つた日數によるのである。朝廷では尊氏の東下後これを征東將軍に任じ、鎌倉恢復の後從

二位を授けてその上洛を促されたが、彼は直義の意によつてこれに應ぜず、自ら淨光明寺に入つて屏

居し、直義をして政務に當たらしめた。十一日に入り直義は全國に義貞討滅の檄を發し、尊氏亦義貞

を除かんことを朝廷に請ふに至つた。かくして公武の暗闘と新田足利兩氏の對抗は、尊氏の謀叛となつ

て破裂するに至つたから、朝廷では愈尊氏追討に決し、尊良親王及び義貞を將として、東海東山兩道

より進撃せしむることとなつた。尊氏が一味の武士と共にその根據地たる關東に來つて事を起したの

尊氏の東下

尊氏の謀叛

尊氏の追討



は、軍路上最有利なためであるが、政務を直義に譲つたのも、官軍の追討をうけて初めて防禦する形を取つたのも、官軍を防ぐにその分國たる三河以西に兵を出さなかつたのも、皆朝敵の名を避けて人心を失はざらんとしたため、後に持明院統を擁立したのと同じ趣旨である。東海道の官軍は矢矧川に會戦して以來、連戦連勝して箱根に迫つたため、尊氏も愈自ら出陣することとなり、義貞が箱根で直義と戦つて居る間に、尊氏が脇屋義助等を竹下に破つて官軍を挾撃したため、義貞は全く敗れて京都に逃げ歸つた。尊氏は直に後を追ふて西上し、官軍の宇治・勢多・大渡・山崎等の防備に努めた裏をかき、背後に廻り、手薄な八幡を撃破して、延元元年正月十日都に攻め入つたため、主上は叡山に行幸になり、京都は尊氏の手歸した。然るにその後奥州の北畠顯家・結城宗廣の軍尊氏の後を追ふて上京したため、官軍の勢漸く盛になり、遂に三十日糺森に尊氏の軍を全敗せしめた。この時尊氏は丹波から山を越えて兵庫に據つたが再び敗れ、大内弘幸等の舟に迎へられて、直に九州に赴いた。彼は常に局部の勝敗よりも大局の維持に注意し、敗走の途中にも諸將を四國中國に遣はして勢力扶植に努めたが、更に備後の鞆に着いた時三寶院賢俊から光嚴上皇の院宣を受けるに至つた。これ當時不遇な持明院統を奉じて賊名を避けんとするもので、大覺寺持明院の兩統が、公武に奉戴せられて對立せらるる初めである。九州では尊氏の叛くや、少貳・大友・島津等これに味方するもの多く、官軍たる菊

上尊氏の西

走尊氏の西

尊氏の持  
戴明院統奉

尊氏の九  
州經略

上尊氏の東

官軍の防  
禦

湊川の戦

楠木正成  
の戦死

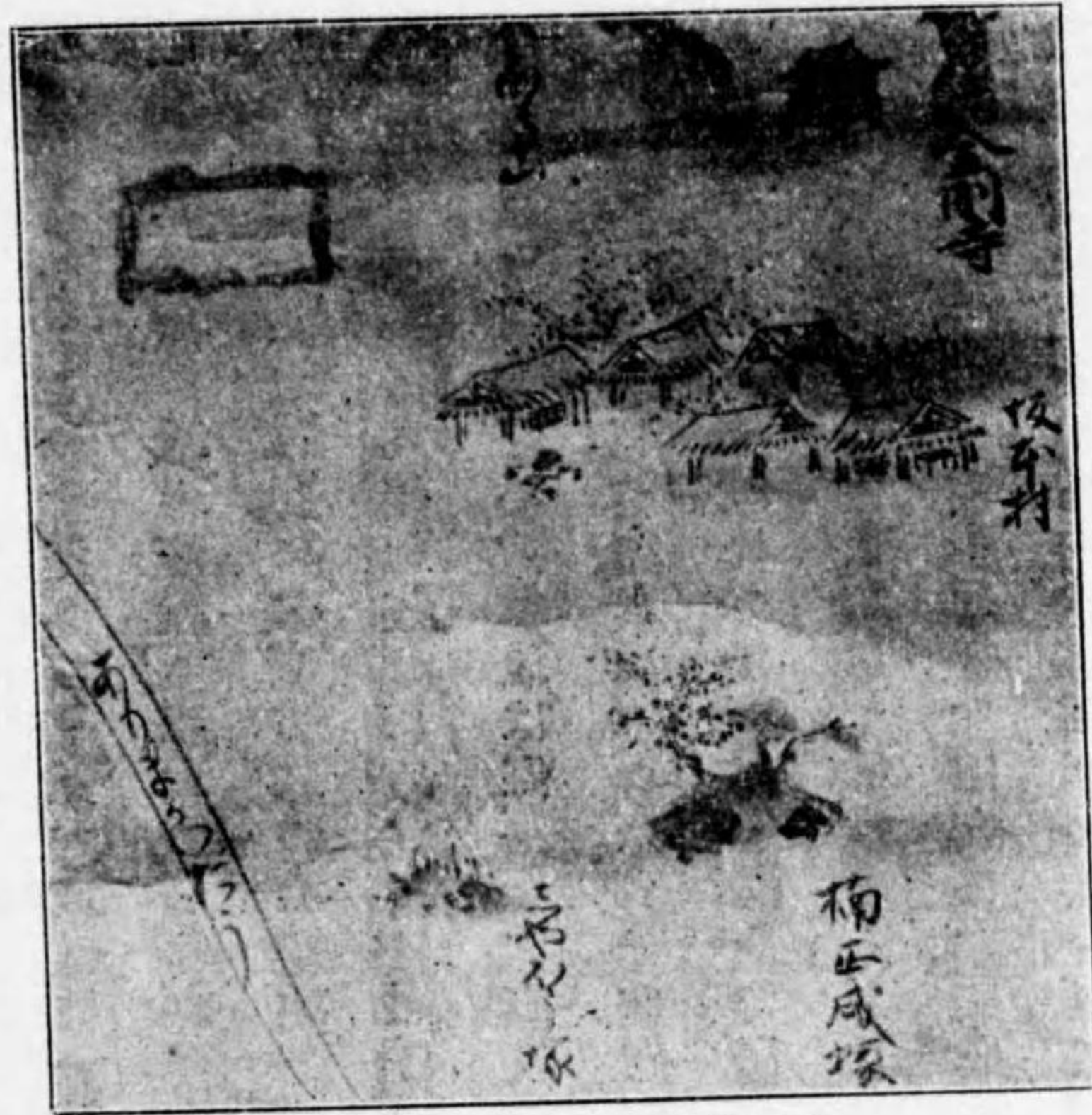
池武敏武時の子との間に屢交戦あり、少貳貞經の如きは武敏に攻められて自殺したが、尊氏の九州に入るや諸將擧つてこれを迎へるを見、武敏は一族を催して三月二日これを多々良濱に邀へ討つた。兩軍激戦して一時は尊氏・直義も死を決したが、遂に官軍の戦敗に終つたため、尊氏の威風は九州を風靡し恩威並び行ふて關東に次ぐ第二の根據地とするに至つた。彼はこの間に早くも東上の準備に努め、一色範氏を留めて九州を鎮せしめ、四月三日少貳・大友等の兵を率ゐ、博多を發して東上の途につき、備後の鞆にて議を定め、尊氏は海路を、直義は陸路を取つて並び進んだ。この間京都では再び顯家をして義良親王を奉じて陸奥に下らしめ、東國經營に當らしめると共に、新田義貞をして尊氏を討たしめ義貞は播磨の白旗城に赤松則村を圍んで居たが、尊氏の東上を聞いて攝津の兵庫に防がんとした。この時正成は敵軍を京に入れて挾撃せんとしたがその策は行はれず、義貞を赴援することとなつた。五月二十五日義貞は濱手なる和田岬に、正成は山手の湊川に陣して邀へ撃つたが、義貞の軍少貳頼尙と戦つて敗れた上、細川定禪四國の兵を以て背後に上陸して挾撃したため、義貞は敗走し、正成は敵の包圍する所となり、遂に一族と共に茲に戦死した。四十 太平記に落ちれば落ちられたが思ふ所存あつて戦死したといふは信じられない。元弘以來王事の爲に身を致したものは多いが、正成の如く何等の利害關係の伴はず、全く忠君の至誠から皇室に盡したものは稀である。その人物も智仁勇の三徳を兼

ね、賢才武略勇士武將の模範と仰がれ、敵味方から歎賞せられた所であつた。但後世太平記の流行に伴ひ、軍學兵法の一面で尊まれたが、次いで儒學の盛になると共に、忠臣義士の龜鑑として、國民的英雄の第一に崇められる様になつた。

尊氏の入京

尊氏の光明天皇擁立

後醍醐天皇の御歸京



第二十二圖 西攝所名繪卷

期を得るため、姑く之を御許になることとなり、地方に勢力を扶植するため懷良親王は征西大將軍

尊氏は湊川に勝つと共に直に京都に向つたため、天皇は再び叡山に行幸になり、これより官軍は叡山に據り尊氏は京都にあつて戦を交ふること數ヶ月に及び、互に勝敗があつたが、官軍はこの間に千種忠顯・名和長年等を失つた上、九月末に近江を侵されて後方を絶たるるに及んで勢漸く蹙つた。尊氏は京都に入ると共に光嚴上皇及び皇弟親王を迎へて擁護し、八月十五日に上皇の院宣により皇弟親王を迎へて擁護し、八月十五日に上皇の院宣により皇弟親王を迎へて擁護し、上皇の院政となつたが、神器の授受を欲して、尊氏から和睦を計つて、後醍醐天皇に還幸を請うた。天皇も形勢挽回の時

尊氏の幕府創設

中興の瓦解

として西國に、皇太子恒良親王及び尊良親王は新田義貞・洞院實世等が奉じて北國に、宗良親王は北畠親房が奉じて伊勢に赴かれた。殊に長恒親王はこの際御受禪の約あり、天皇萬一の際は直に踐祚せらるる筈であつた。かくて十月十日愈御還幸になつたが、尊氏は天皇を花山院に移し奉り、十一月二日神器の授受を請ひ、太上天皇の尊號を奉り、次いで舊例によりて皇子成良親王を以て皇太子とした。茲に於て尊氏は皇室も全くその勢力に歸したから、愈武家政治の府を開くに決し、當時政治に通ずる人々にその位置及び政綱に就て意見書を徴した結果、その他を京都と定め、その意見書を建武式目として、永く足利氏の政治の基準とした。これと共に高師直を執事とし、太田時連三善康信の子孫を問註所執事としたが、執事は後の管領で鎌倉幕府の執權に當たり、問註所は司法府で、茲に幕府の基礎が成立した譯である。

かくの如くして長年の間多大の努力によつて初めて出來た中興の大業も、早くも公家の驕奢と武士の不平とにより、未だ何等の政績の擧がるに至らずして全く瓦解して終ひ、皇室は兩統迭立の舊態に復し、世は再び武家政治の昔に歸るに至つた。

### 第三十章 吉野朝廷と南北の抗争

吉野朝廷の建設

吉野の地位

京都恢復策

北畠顯家の西上

延元元年の媾和後の形勢は鎌倉時代の復活に外ならぬから、公家一統の政治を理想とせらるる後醍醐天皇の堪えらるる所でなく、この状態を打破して新しい展開を求めんために吉野朝廷の建設を見ることとなつた。即十二月二十一日夜、天皇は神器を奉じて花山院を脱せられ、吉野へ行幸になり、暫く此所を行在所とせられた。これから吉野の朝廷を京都に對して一般に南朝といひ、京都を北朝と稱することとなつた。この吉野の地に朝廷を建設したのは、大和・紀伊・伊勢の三國が山岳連亘して居て、騎馬戦を主とする當時に於ては、守り易く攻め難き天然の一大城郭をなして居る上に、伊勢・紀伊の港灣を利用して、遠く奥羽・九州等の南軍と連絡を保ち得るの利があつたため、當時伊勢にあつて京都恢復を策して居た北畠親房の議によられたことと察せられる。

然し吉野は固より京都を恢復する爲めの根據地として選ばれたのであるから、天皇は吉野行幸と共に、豫て勢力扶植に務められた東國・北國・西國の南軍へ勅して、東西より京都を挾撃せしむる策を取らるることとなつた。北畠顯家は五月陸奥に下つてより、磐城國 伊達郡靈山伊達郡に據つて陸奥・常陸・下野の經營に當たつて居たが、延元二年九月勅により義良親王を奉じて、結城宗廣・伊達行朝等と共に奥州

を發し、途中鎌倉の足利義詮を破つた。翌三年近江に入り、義貞の北越軍と合して京都に進まんとしたが、義貞の來ないため、道を轉じて伊勢から奈良に出て、不幸にして奈良の戦に敗れたから、親王を吉野に歸した。これより河内攝津に出で、八幡に據つた弟顯信と相應じて北軍に當たつたが、五月高師直と戦つて敗れ、五月二十二日和泉石津に戦死した。二十歳顯信も七月に敗退し、之を助に来る筈であつた義貞も北越で戦没したため、京都恢復策も全く失敗に歸した。

新田義貞の戦死

南軍の地方勢力扶植

これより先義貞は越前の金ヶ崎城に據つて一時勢が盛であつたが、延元二年正月から高師泰に圍まれ、三月に至つて糧盡きて落城し、尊良親王及び新田義顯義貞の子は自殺し、恒良親王は北軍に捕へられて殺された。十七歳義貞は逃れて越前國 南條郡杣山城越前國 南條郡に據つて形勢を恢復し、顯家と應ずるため、先づ脇屋義助をして先發せしめたが、その間に閏七月藤島越前國 吉田郡で足利高經と戦つて戦死してしまつた。七十三歳又曰三十九歳

このため南朝では京都回復策を中止して、再び地方殊に東國に勢力を扶植せんとし、親房は其子顯信・結城宗廣と共に義良・宗良兩親王を奉じて東國に向ふこととなり、九月伊勢の大湊から舟出したが海上風波のため一行散亂し、義良親王・顯信・宗廣等は伊勢に吹寄せられ、宗良親王は遠江に、親房は常陸に着いた。かくて親房は關東に勢を張り、宗良親王は井伊谷城に入つて東海・東山兩道の間に活

動せられることとなつた。

かかる間に不幸にも翌延元四年八月、後醍醐天皇の御病重らせ給ひ、十五日義良親王後村上に御讓位あり、四方の南軍に遺書を賜はつて、假令不慮のことあるも吉野は心配に及ばないから、各地の朝敵追討に努むべき旨を仰せられ、翌十六日崩御になつた。五十天皇は資性英邁、加ふるに深く儒佛の道を修め給ひ、御在位二十一年の間、常に堅忍不拔の精神を以て、萬難を排して皇權の振興に努められたが、中興の大業も一度成らんとして破れてから南風復競はず、京都の恢復も成就せずして崩御せられたのは千秋の恨事であつた。然し南朝がこの後五十年の命脈を保つたのも、天皇の感化に基くことが最大である。

後醍醐天皇の崩御

尊氏の哀悼

天龍寺

北畠親房の東國經營

尊氏は個人としては常に天皇の知遇に感泣し、公武政局の趨勢から、遂に天皇に抗敵するに至つたことを甚だ恐懼して居たが、今やその崩御を聞いて哀悼に堪えず、七日間政務を廢し、盛大な法會を營んで冥福を祈り、遂に天皇の菩提のために、反對者の多かつたに拘らず、天龍寺造營の大土工を初めその費用のためには元に貿易船まで出した。これを天龍寺船といひ、足利時代の寺院貿易の起源である。されば尊氏の南朝に對する態度はこの後大に強硬になつたことも明である。

この頃東國では北畠親房が常陸の小田城常陸筑波郡小田村に據つて關東の足利方と對抗して居たが、興國元年

には顯信が鎮守府將軍として吉野から來、奥州に入つて勢力振ふこととなり、次いで興良親王護良親王の皇子

亦小田城に入り、相應じて東國の北軍を一掃せんとした。これに對して北軍の高師冬は大舉して小田城を攻めて城主小田治久を降したから、親房は關常陸眞壁郡關館村大寶常陸の二城に據つて之に當つたが、四

南軍の京都恢復策

楠木正行の戦死

賀名生行幸

年になり白河の咽喉を扼せる結城親朝の態度が怪しくなり、親房は或は名分を論じ、或は利害をとき勸説に努めたけれども、尊氏の本領安堵を以て誘ふに對し、親房はこれを治平の後にせんとしたため、遂に北軍に歸し、奥羽の連絡が茲に絶えて關・大寶二城も陥つたから親房は吉野へ歸つて再び京都進撃を策することとなつた。このため正平二年から近畿・東國・西國の南軍は相呼應して活動を初め、畿内では楠木正行が紀伊・和泉・攝津・河内の間に盛に北軍を破つて京都を脅した。このため尊氏直義は北軍の衆を盡して一舉に之を撃破せんとし、翌三年正月高師直等を先鋒として河泉に向つた。これに對し親房は和泉に、四條隆資は河内に向ひ、正行は決死の覺悟で天皇に訣別し、五日四條畷で師直と會戦した。南軍よく戦つて屢敵を撃破したが、遂に衆寡敵せずして正行は弟正時以下一族と共に四條畷の露と消えた。二十このため南軍の策は破れ、師直は勝に乗じて吉野に迫り、行在所を焼き、天皇は賀名生大和吉野郡賀名生村に避けさせられ、南朝の運命も且夕に迫つたかと思はれたが、その間に足利氏に内訌を生じて、形勢を一變せしむるに至つた。

足利直義  
と高師直  
との争

尊氏は初め政務を直義に譲つて表面に立つをさせたが、やがて又政務を見ることとなり、兄弟兩立した上、尊氏の執事にして武勳第一の高師直と、政略に長じた直義とは相納れず、久しく暗闘を續けた。正平四年になり、直義は養子直冬尊氏の庶長子を中國探題として外援とし、師直の職を奪つて誘殺せんとしたから、師直は弟師泰と共に先んじて兵を擧げて、直義を討つに至つた。直義は尊氏の許に脱れ、師直は直義の執事上杉重能・畠山直宗を得て甘心し、直義は政務を捨て薙髮し、鎌倉に居て關東を管領して居た義詮が之に代はり、基氏義詮の弟が關東管領になつた。この時直義に應ぜざる直冬は中國から逃れて九州に入つたが、少貳頼尙等に迎へられて漸く勢力を恢復し、之に應ずるもの九州・中國・北陸に及び、悔るべからざる勢を示した。尊氏は翌五年直冬追討の院宣を受けて西征することとなつたが、直義は之に乗じて河内に逃れ、畠山國清によつて兵をあげ、南朝に降るに至つた。尊氏は引返して、翌六年直義と攝津に戦つたが、却つて大敗したため、師直兄弟を薙髮させる條件で和睦した。然るに此の際師直・師泰は上杉顯能重能の子のために殺され、直義が義詮を補けて政治を見ることとなり、直冬は鎮西探題に任ぜられ、直義方の大勝利に歸した。

直義の兩  
朝媾和策

師直兄弟  
の死

直義の失  
脚

直義の南朝へ降つたのは、尊氏や師直に對抗するためのみでなく、寧これを機會に兩朝の媾和を計らんとしたが、南朝は足利氏の政權を朝廷に返上せしめんとし、彼は公家政治の到底人心を安んじ難

尊氏直義  
の衝突

尊氏の降  
伏と北朝  
の廢止

直義の毒  
害

南朝の京  
都恢復

南軍の鎌  
倉占領

きを唱へ、意見の一致を見ない上、光嚴上皇や尊氏も媾和に不同意なため、成功を見るに至らなかつた。されば尊氏直義の間もやがて不和となり、直義は越前に奔り、次いで十一月鎌倉に據つたが、諸將のこれに應ずるもの頗る多く、尊氏も形勢の容易ならざるを見て、自ら東征しなければならぬため南朝に降を請ふに至つた。その結果、北朝の崇光天皇光嚴天皇皇子は廢せられて、尊氏は南朝の政令を奉ずることとなり、これと共に直に直義追討に向つた。直義方敗れて、尊氏は翌七年正月鎌倉に討入り、次で直義は毒害されてしまつた。四十直義は最政略に長じ、尊氏の擧兵以來之を助け政治上の畫策には頗功があつたが、兄弟兩立せずして不幸な最期を見た。

尊氏の歸降が一時の便宜に出たことは明なるに拘らず、南朝がこれを許されたのは之に乗じて勢力を復し足利氏を滅ぼさうとの考に外ならなかつた。崇光天皇の廢せられると共に、前に後醍醐天皇の光明天皇に傳へられた神器も南朝に歸り、洞院公賢は京都へ行つて政治に當つたが、更に閏二月には後村上天皇八幡に行幸になり、北畠顯能親房三子楠木正儀正行弟京都に討入つて義詮を近江に奔らしめ、京都は初めて南軍の手に歸した。之に應ずるため諸國の南軍は同時に活動を初めたが、殊に東國では宗良親王征夷大將軍に任ぜられて、信濃より上野・武藏に出動せられ、新田義興・義宗義貞の子等は上野に起り、尊氏の兵を破つて鎌倉に討入つた。かくて京鎌倉は共に南軍の手に歸し、尊氏・義詮をして一時

北軍の京鎌倉恢復

後光嚴天皇踐祚

京都の爭奪

北畠親房の薨去

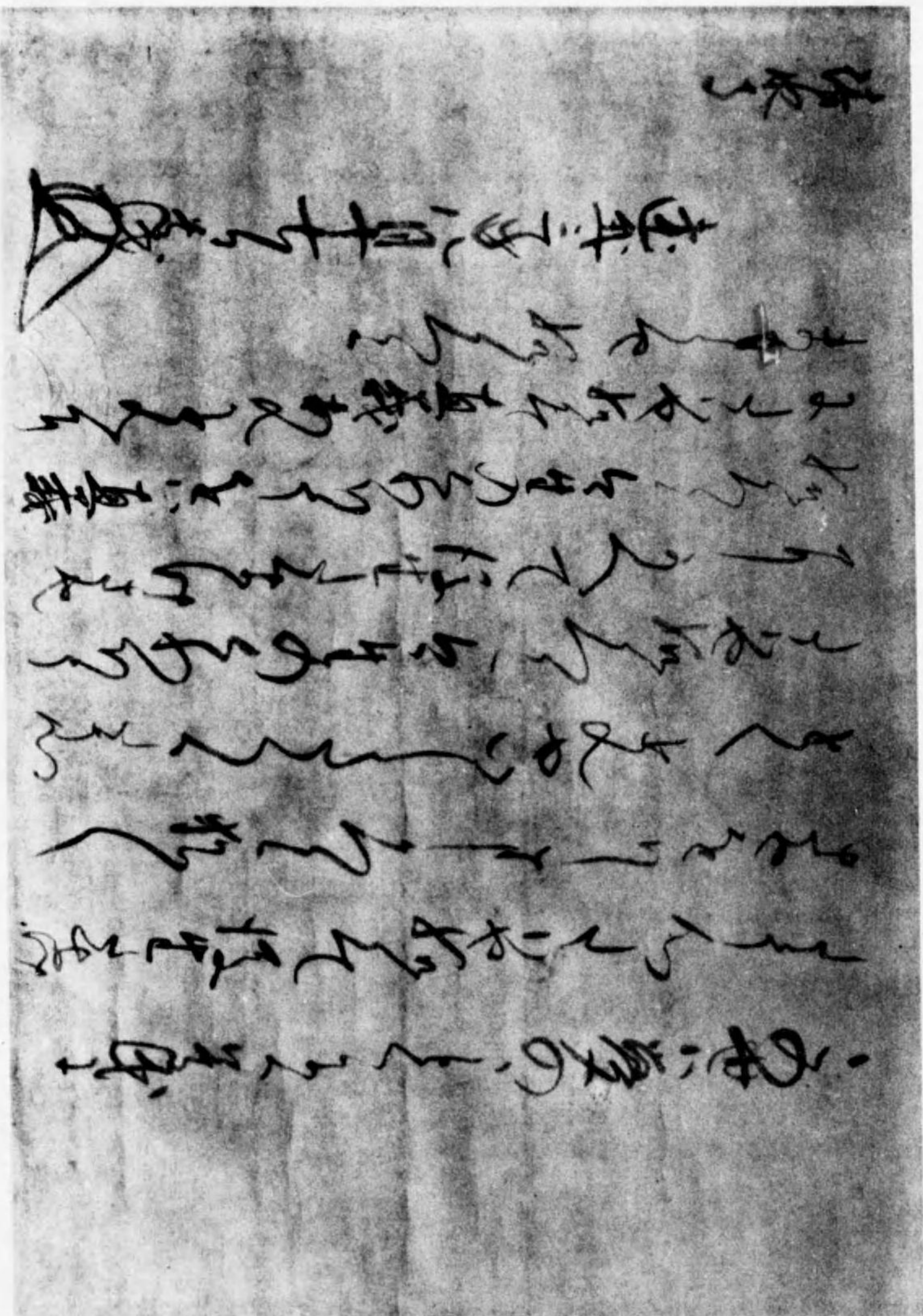
據る所を失はしめたが、程なく鎌倉は尊氏のために恢復せられ、京都も義詮に取返されたのみならず、八幡の行在も保ち得ずして、再び賀名生へ御歸になつた。

南軍の退却と共に、北朝の三上皇光嚴・光崇・光明も賀名生に伴はれたから、義詮は女院廣義門院、後伏見天皇中宮、西園寺公衡女、寧子の院政を請ひ、その院宣によつて皇弟後光嚴天皇の踐祚となつた。固より神器もないから南朝の捨て去つた内侍所の唐櫃をこれに代へたといふ。此所に於て形式の不備も亦極れりといふべきである。

直義の死後も直冬後を承けて尊氏に抗し、山陰の大勢力たる山名時氏を初めこれに黨するものも少くないため、足利氏の内訌は依然として續き、尊氏に背くものは南朝に歸するが多く、南朝亦これを利用して怠らなかつた。このため正平八年・同十年の二回尊氏は直冬のために京都を追はれて近江に走り、京都は南朝に歸したが、何れも長く保つことが出来ず、程なくして尊氏のためにとり返された。かかる間に北畠親房正平九年六十三歳足利尊氏正平十三年五十四歳相次いで没し、兩軍共中心人物を失ふこととなつた。

親房は或は吉野朝廷を建設し、或は東國に根據地を造り、或は大規模な計畫で京都恢復を策し、流石の尊氏をして一日も意を安んずるを得ざらしめたのみならず、後村上天皇の御即位の初には、戦陣中にありながら神皇正統紀及び職原抄を著して、或は皇統の神聖正大を説いて君主を誡め、或は官職

光明天皇擁立の翌々日尊氏が京都清水寺に納めた願文で、道心を給つて後生を助けられんことを願ひ、現世の異報を弟直義に興へられんことを祈つたもので、自己の罪障を恐れたためであらう。



第十四、足利尊氏筆願文 (男爵益田孝氏藏)

の性質を明にして政治の資に供した等、文武政教を兼ねた南朝の柱石であつただけに、その薨去は南朝の大打撃であつたことは言ふまでもない。

尊氏は彼が恩遇を蒙つた後醍醐天皇に叛き奉つてから、絶えず天皇に抗敵して宸襟を安んぜしめなかつた上に、北朝を擁立して永く天下紛亂の因を成した罪は許すことが出来ないが、これも天皇の理想たる公家一統の政治では、到底治平の見込なきを信じ、頼朝・泰時の跡に倣つて武家政治を布く外ないと考へた政見の差が、根本的原因であつたことも認めなければならぬ。彼の長所は武略に長じ、常に大局の維持に注意した上、性格が極めて温雅寛容で、何人をも悪まず、何物をも惜まなかつた點にある。漢學歌道にも通じ、書畫も巧で、且佛教の信仰も頗る深かつた。彼が後醍醐天皇のために天龍寺を立て、元弘以來敵味方戦死傷亡者の亡魂を弔ふために、各國に安國寺・利生塔を設け、一切經を書寫せしめて自ら署名して居る等も、己の罪障を恐れたためであつたと共に、その自責の念の強かつたことを示して居る。

尊氏の後を受けた義詮は寧凡庸な人であつた。正平十四年には關東の兵を徴し、關東の執事畠山國清が大兵を率ゐて西上すると、細川清氏・仁木義長等の宿將と共に大舉して南朝を討ち、後村上天皇は河内觀心寺に避けらるるに至つたが、その中に諸將の不和を來たし、國清は關東に歸つて叛き、義長

清氏は相次いで南朝に降つたため、却つて正平十六年には一時京都も南朝に歸した程であつた。然し翌年清氏は讃岐で同族頼之と戦つて敗死し、ついで、山名時氏仁木義長・以下の降將は多く北朝に歸したため、南軍は亦振はなくなつた。

懷良親王  
向の九州下

南軍の不振に向つた際最目覺しい活動をせられたのは、征西將軍宮懷良親王であつた。親王は延元元年五條頼元等と叡山を出てから、三年の間伊豫の忽那島に居て、四國の南軍や瀬戸内海の海賊即當時の軍等に聲援を與へられつつ、九州下向の準備を整へられ、興國三年薩摩に渡られ、熊野及び瀬戸内の兵船を利用して島津貞久等の北軍に當たられたが、正平三年愈九州南軍の本據たる肥後に入られた。これより菊池武澄・武光武時の子等之を奉じて勢力を張り、正平十年の頃には九州北軍の重鎮たる大友氏時・少貳頼尙・島津氏久等を降し、探題一色範氏を敗走せしめて、將軍宮の勢九州全土を風靡するに至つた。後大友・少貳・島津等は皆叛いたけれども、宮の勢力は猶盛で、太宰府を保たれ、探題として赴任した斯波氏經・澁川義行を追返された。當時元に代つた明の太祖朱元璋は使を四方の國に送つてその即位を告げ、我國へも趙秩を遣して彼に従ひ倭寇を禁せんことを求めて來た。親王は彼を引見して、我國の古來支那へ従つたことなく、蒙古の臣服せしめんとして十萬の水軍を失つたことを説き、その使節の共に趙姓なるはこれ亦蒙古の裔かと擲論し、その後彼の再三の威嚇に屈せず、彼

懷良親王  
の勢力

の暴漫を折いて、國威を宣揚せられた功績は著大であつた。第三十二 章參照

義詮・基  
氏の死  
後村上天  
皇の崩御  
兩朝和平  
の議

かくて正平二十二年には基氏二十歳義詮三十歳相次いで没し、義滿が十歳で後を承け、細川頼之が基氏の推薦と義詮の遺命により之を補佐して行つたが、その翌年には後村上天皇も住吉の行宮で崩ぜられ四十歳長慶天皇の踐祚となつた。南北兩朝の間には直義・尊氏の降參の頃から屢和平の議は起つたが、南朝は公家一統の政治を固持して足利氏の降參を求め、足利氏は何處までも武家政治を維持せんとするため、何時も途中で破裂し、唯野心家に利用せられるに過ぎなかつた。南朝では楠木正儀常に講和に盡力し、北朝の細川頼之との間に一時交渉が進んだ如きも、南朝の硬派の勢盛なため成立しなかつた。このため正平二十四年には正儀は北朝に降り、文中二年には頼之の助を得て天野の行宮を陥れ、天皇吉野に避け給ふに至つた。これ南朝の硬派に大打撃を與へて講和を促進するための策であつた。この後再び正儀は南朝に復歸した。この頃南風復競はず、最後まで優勢を保つて居た九州も、建徳二年に今川貞世了俊の鎮西探題となつて來てより漸く振はず、征西將軍宮も肥後に退いて、將軍職を良成親王後村上天皇の皇子に譲られたが、菊池武朝武光の孫等の奮闘も報いられず、菊池城肥後菊池郡も陥り、懷良親王も薨ぜられて、五十餘歳南軍殆んど一掃せらるるに至つた。これに反して足利氏の勢力は義滿に至つて漸く固くなり、或は諸將を率ゐて奈良に遊び、和歌浦を見、富士・嚴島・氣比宮に詣でて、各地に將軍の

南軍の不  
振



一 兩朝の合

威風を示し、或は美濃の土岐氏、中國の山名氏の如き強大な豪族をも、内訌に乗じてこれを討伐して、益幕威を振張した。されば長慶天皇の後を受けられた後龜山天皇は、公家政治が實現の可能性なきを見、兩朝の分立が長く國民を塗炭に苦しめるを慨かせられ、元中九年終に義滿の請を納れさせられて閏十月二日長慶上皇と共に京都へ御還幸になつた。北朝では後圓融天皇後光嚴天皇の皇子を経て後小松天皇後圓融天皇の皇子の明德三年に當たることで、五日に御讓位の式によつて、神器は後小松天皇に傳へられ、延元元年以來五十七年の久しい間分立して居た兩統は、茲に全く合一することとなつた。この際南朝で御讓位の式を取られたのは、本來の主張である正統を明にするためであつたが、其他の條件であつた從來僞朝と卑めて居られた北朝との兩統迭立や、國衙領を後龜山天皇の收入とする等は、足利氏の誠意のないため遂に實現を見なかつた。初から聖運を天道神慮に任せ、國民の憂を休めるために和平を決せられた後龜山天皇は、これを忍ばせられたにしても、南朝の遺臣はこれに平かならず、機會ある毎に兵を擧げて條件の履行を迫つたが、却つて足利氏をして南朝の皇胤を絶滅せしむる機會を與へた外に何の効果もなかつた。

この間の皇位については、大日本史が三大特筆の一として南朝を正統とし、北朝を閏位に下し、これを後小松天皇の紀に合敘した以後に於ても種々な説が行はれて居るが、延元元年に於ける光明天皇

合一の條件その不履行

論 南朝正統

の即位を後醍醐天皇の認められず、依然として自ら天子と稱せられたことと、南北合一の際讓位の儀によられたのは、北朝も南朝の正統を認められたものと見らるることによりて、南朝の正統は動かすべからざるものであらう。光明天皇の傳へられた神器も偽器であると傳へらるるが、崇光天皇が女院の院宣によつて立たれた如きは、最形式の不備なるもので、從來院宣に權威の認められたのは上皇たる先帝又はそれに準ずべき皇統の方の命であつたためであり、太后の即位を見たのは皇室の出であつたためであつて西園寺氏の出たる廣義門院の院宣による即位の如きは、變態中の變態といはねばならぬ。北朝の閏位たるべきは當然であらう。

要するに南北の抗争は、尊氏の不臣から起つたことに相違ないが、猶深く淵源する所に遡つて考ふれば、皇室に於ては持明院、大覺寺兩統の御争であり、政治上に於ては王政復古の革新主義と武家政治維持の保守主義との争であり、社會上では公家と武士との争の連続でもあつた。唯公家は平安末期の戦亂の際に、その政權を武士に移動せしめた如く、武力の競争が續けば、その勢力の武士に移るは自然の數であるから、この間に從來の餘勢をも全く消滅せしむることとなり、事實は足利方の武士と非足利方の武士との争に伴つて、公家も亦分裂して加はつたに過ぎなかつた。然し南朝は大覺寺統の皇室が總ての中心で、各地の南軍亦諸皇子を戴いて活動したのであり、これに屬した人々は假令壽永に

南北抗争の真相

於ける平家方、承久に於ける宮方等、鎌倉幕府に納れられなかつたものや、足利氏に屈するを屑としなかつた北條氏の一門等、利害關係の伴ふものがあつたにしても、主として皇室に對する忠誠から來て居ると見らるる。これに反し北朝は、足利氏の賊名を避けんために擁立したに過ぎないから、何所までも足利氏中心であつて、これに従ふものも、足利氏の恩誼と威力によるものに過ぎない。尊氏・直義・直冬等すら自己の便宜のために南朝に降るを敢てして居るから、諸將の足利氏に平かならざる際は、南朝に降るを普通としたと見らるる位である。これに比すれば南朝には節を二三にせるもの少く、殊に楠木・新田・北畠・菊池等の中心勢力たる諸氏の、子々孫々まで一族を擧げて南朝のために盡した忠烈なる事蹟は、古今東西の史上に類を見ない所である。後世是等の事蹟が勤王の志士を感奮せしめ、明治維新の大業を成就して、南朝の理想であつた王政復古を實現することになつたのも偶然でない。今日別格官幣社に列せられる二十餘社中、南朝の忠臣を祀るもの八社淡川、藤島、菊池、名和、阿を、郡野、結城、靈山、四條、數ふるのも亦この關係による。

南朝の忠臣と明治維新

### 第三十一章 足利氏の盛世

足利氏が勢力を占めたのが尊氏に初まるのみでなく、室町幕府の起源も尊氏の時にあることは勿論だが、尊氏義詮の間は、兩朝對立して天下歸する所を異にし、部下も叛服常なく、統制頗る不十分であつたが、三代義満に及び、天下も一統し、幕威も振ふと共に、幕府の組織も完備して來た。幕府が室町に定まつたのも、彼が此所に莊麗な花御所を營んで以來の事である。

室町幕府の成立

室町幕府の中央官制

足利氏の武家政治が鎌倉幕府の繼承である如く、幕府の組織も前代に倣ふ所多く、管領・評定衆・引付衆・政所・問註所・侍所が主要機關であつた。管領は初執事といつたもので、昔の執權にあたり、將軍を輔けて幕政の主腦たるものである。斯波・細川・畠山の三氏の任であるから三管といふ。共に足利氏の同族で創業の元勳の後である。評定衆は幕府の顧問に預り、引付衆は訴訟裁決に當る。政所は財政のみを總べる所となり、伊勢氏が代々執事であり、問註所は記録を司る所となつて、太田・町野の二氏共に三善康信の後が執事であるが、何れも昔の如き勢力はない。侍所は軍事警察を司るため勢力強く、その所司は赤松・一色・山名・京極の四家の任で、これを四職といふ。この他各種の奉行があつてこれを分擔して居る。地方では兵權のあつた守護が大に勢力を得て來て、地頭も多くはその驅使に甘ん

地方制度

ずる有様であつた。重要な地には特に關東管領・奥州探題・鎮西探題等を置いたが、就中關東管領は鎌倉に居り、關東十ヶ國甲斐、伊豆、相模、安房、上總、下總、常陸、武藏、上野、下野を管する重職で、尊氏が次子基氏を任じてより、その子孫これを世襲し、頼重以來上杉氏が代々執事となり、後には管領を公方、執事を管領と稱し、組織も全く幕府と同じであつた。

義満の豪族討伐  
土岐康行  
山名氏清  
大内義弘

尊氏が部下に對して極めて寛大で、部下の跋扈を見たのは、彼の性質にもよるが、又南朝を敵として居たためでもあつた。されば義満が兩朝の合一を企てたのは、一はその弊を除き、諸強族をして幕府の節度に従順ならしめんためであつて、これにより彼一代の間に、その勢力を打破せられた強族が頗る多かつた。美濃の土岐氏の如き、濃・尾・勢三國の守護として東海の要地を占めて居たため勢力強大で、諸將と共に義満に迫つて、細川頼之の管領を止めさせた事すらあつたから、元中六年一族の内訌に乗じ、康行を討つてその勢力を削いだ。山名氏もその一族山陰・山陽十一ヶ國の守護を兼ね、六分一殿と稱せられたが、勢力を恃んで叛服常なかつたため、義満は元中八年その内訌に乗じて壓迫を加へ、氏清の安んぜずして叛するに及び、これを誅し、山名氏をして但馬・伯耆の二國を保つに至らしめた。大内義弘はこの時の功で紀伊・和泉を得、六國周防、長門、豊前、石見の守護となつた上、外國貿易の利を占めて富強に誇つて専横が多かつた。このため義満の忌む所となつたが、自ら亦第二の山名氏たらんこ

關東管領  
足利氏滿

同 滿兼

今川了俊

義満の榮華

とを恐れて叛を計るに至つた。乃先今川了俊を讒して鎮西探題の職を止めしめ、大友氏と結び、關東管領足利氏滿と通じ、更に南朝の皇子師成王を奉じて、應永六年十月泉州堺に據つて兵を擧げたが、義満は自ら出征してこれを誅した。關東管領は基氏の時既に義詮との間に猜疑を免れなかつたが、その子氏滿は勢力を恃んで幕府の命に服せず、一時は兵を京都に出さんとし、上杉山内憲春の自殺して諫めたため、僅に事なきを得たが、大内義弘の叛するに及んで、再び之と通ずるに至つた。然し氏滿は義弘擧兵の前年に没したため、その子滿兼が志をついでこれに應ぜんとしたが、義弘の敗亡のため兵を擧ぐるに至らずして終つた。この後も滿兼は遠江の今川了俊と結んで幕府に抗せんとする念を絶たなかつたが、執事上杉大懸朝宗が義満の意を受けて抑制したため事なくすんだ。今川了俊は鎮西探題たること廿七年、これまで失敗續きであつた九州經營に初めて成功し、殆九州を統一したに拘らず、大内義弘の讒に逢つて職を免ぜられ、次いで所領をも奪はれたため、滿兼と結んで事を起さんとしたが、滿兼の動かなかつた爲め幕府に降つた。

かくて義満は南北の合一、強族の抑壓に成功し、その威權並ぶものなくなると共に専横矯慢になり豪奢に耽り、僭上な沙汰が多くなつた。彼は室町に花御所を造つた外、西園寺氏の北山邸を譲受けて別邸を營み、林泉の美殿閣の麗、時人をして西方淨土にも換へ難しと呼ばしめた。死後寺として鹿苑

後小松天皇  
北山行

寺といひ、金閣はその一部である。官位に於ても合一以前既に父祖を越えて従一位左大臣に任ぜられ、従來村上源氏たる久我氏の世襲した淳和奨學兩院別當・源氏長者となつて居たが、合一後には清盛以後例のない太政大臣に進んだのみでなく、その子女は多く皇族の入らるるを例とせる門跡寺に入れ、その儀多く上皇に擬し、その夫人日野康子は後小松天皇の准母となつた。されば皇室とは殆一家の如く親しみ、關白以下の公家は全く彼の家人と等しく、常に役使せられ、或は參内に供奉し、或は遊行に従ひ、彼の出家の際にもこのため剃髮するもの數十人に及んだ。應永十五年三月後小松天皇の北山行幸は彼の榮華の極で、二十日の間天皇と對座して遊樂を盡したが、その後程なくして病を得、この年五月六日に薨じた。五十

義滿の驕  
僧と公家

彼は將軍又は前將軍として政權を握ること四十餘年、豪奢驕僭を極めたのみならず、その薨去に際しては朝廷からは太上法皇の號を贈られんとしたが、これ或は彼の生前より計畫した所であらう。義滿の驕僭のかくの如く甚しく、皇室に迫るに至つたことは、威權の極盛を示すものであると共に、公家の無氣力を暴露したものに外ならぬ。公家は南北抗爭の間に全く實力を失つた上に、北朝の君臣は足利氏の勢力に屈し、これによつてその地位を保つて來たため、自然足利氏の對する阿諛屈從の風を馴致したが、義滿は權威を以て彼等を押へると共に、盛に財を散じて彼等を籠絡した結果、滿廷の卿相

義持の襲  
職

彼の意を迎へるに汲々たる有様であつた。二條家の如きは良基以來殊に義滿と結び、代々將軍の一字を貰ふ例を開くに至つた程であつた。「愚身偏以諂諛爲先荒もの。一條經嗣二條良基一人ではなかつた。

義持の不  
遜

義滿の長子義持は、應永元年に父の讓を受けて將軍となつたが、義滿の生前は政治がその手に決したのみならず、後、義滿は弟義嗣を嬖愛して義持を疎外したため、父子の間も面白くなかつた。義滿が死ぬと義持は管領斯波義將の勸めにより、法皇の尊號を辭し、義滿の結んだ明との交をも斷つた。次章これは父に對する反感が主なる動機であつたけれども、我國の大義名分上の美舉であつたことは參照不まれぬ。然し彼の皇室に對する態度は益不遜無禮で、彼は己一代三十五年の間應永の年號を用ゐ、稱光天皇の如きは御在位十六年に亘るに年號のない不始末を來たした上、常に院及び朝廷で多數の男女と共に酒宴遊樂を恣にし、宮廷の風儀ために紊亂の極に達し、公卿女官の出奔するもの相次ぎ、遂に公卿一統老若によらず、今後女宮に通じない告文を上らしめられた程であつた。かく彼が酒色に沈溺したに拘らず、猶父祖の遺業を墮さなかつたのは、斯波義將・同義重義將の子・細川滿元・畠山滿家の如き學識ある名宰相が、相次いで管領となつて庶政を處理し、三寶院滿濟亦黒衣宰相としてこれを助けたためであつた。

義嗣の謀

山内上杉氏の勢力

上杉禪秀の亂

然るに義持の弟義嗣は父の愛によつて兄に代らんとして果さなかつた上、父の死後兄の態度の冷酷なのに平かならず、遂に鎌倉の上杉禪秀憲と通じて大亂を惹起すに至つた。上杉氏は扇谷・詫間・犬懸・山内の四家に分かれて居たが、山内顯憲は直義・義詮・基氏・氏滿四代の執事であつたため、その勢力他を壓し、詫間及び犬懸の兩流も山内家の子を養つて家を嗣がしめたからその勢力に歸し、扇谷家は初より勢力なく、犬懸家の傍流たる禪秀の僅に之に對立するのみであつた。禪秀はこの形勢を挽回せんため、義嗣に應じ、先づ關東公方持氏と山内上杉を滅し、京に上つて天下の權を占めんと企てた。持氏の叔父である鎌倉の滿隆や奥州篠川の滿貞を初め、常陸の山入・小栗、下總の千葉、下野の那須・宇都宮、上野の岩松、甲斐の武田等關東の豪族の之に應ずるもの多く、京の義嗣黨と通じて愈應永二十三年十月兵を擧げた。初は禪秀の兵力優勢で鎌倉もその手に歸し、持氏は駿河へ逃れて今川氏に依り、管領山内上杉憲基は、越後に奔つて同族上杉氏の救を請ふた。幕府は關東公方の強大を喜ばず、常にその勢力を牽制するに努めて居たから、禪秀の亂の如きは寧望む所であつたが、事が義嗣から起つては捨て置き難く、今川範政及び關東の諸氏に命を傳へてこれを討たしめたから、翌年正月滿隆・禪秀等は自殺して持氏・憲基等は鎌倉に歸り、次いで義嗣も義持に殺された。然しその後も禪秀の與黨は各地に兵を起して持氏に抗し、幕府は却てこれを利用して持氏を討たんとしたため、騷亂久

禪秀義嗣の最期

義教の襲職

永享の亂

結城合戦

しく止まず、京・鎌倉の衝突は僅に免れたが、これより關東の公方の勢力は漸く衰へて行つた。義持は應永三十年職を子義量量に譲つたが、程なくして義量が死んで、他には子なく、弟は皆僧であつたから、嗣を定めずして正長元年に薨じた。四十この時畠山滿家等滿濟と詢つて、弟義圓を還俗せしめて將軍とした。これが六代義教教である。義教は性質英明果斷で、嚴肅な人であつたから、公武の風紀を振肅し、幕威を張るに努めた。かくて前代の淫靡放逸な風に慣れた卿相の處罰せられたものも多く、強豪な諸將の誅罰せられたのも少くなかつた。關東公方持氏は自ら義持の嗣たらんことを期したに、義教の立つたため、還俗將軍には従はずと稱して踐祚・任將軍をも賀せず、密に兵備を修めた。これに對し義教は威壓を加へんとして、富士遊覽とて公家諸將を率ゐて駿河に行き、奥州の滿貞は自ら關東公方たらんとして屢持氏追討を慫慂する等、久しく暗闘を續け、執事上杉憲實は常に持氏を諫めて調停を計つたが、却つて持氏憲實の不和を來たし、永享十年遂に持氏は憲實を討たんとするに及び、義教は憲實を助けて持氏を討ち、持氏破れて翌年二月自殺した。然るに下總の結城氏朝は翌十二年持氏の遺兒春王安王を奉じて恢復を計り、關東・奥羽・北越に亘つて上杉黨、結城黨の衝突となり、篠川の滿貞はこのために殺されたが、結城城も半年の攻圍の後陥り、遂に上杉黨の勝利に歸したため、これより上杉氏が關東公方に代つて勢力を得て來る

こととなり、關東の形勢茲に一變した。

その他若狹・丹波・三河の守護一色義貫、伊勢の守護土岐持頼の二人も、勢を恃んで屢命に抗したから、義教は絶えずこれを抑へた後、永享十二年に遂に誅滅した。又鎮西探題澁川氏の威力が足りないため、少貳・大友等その命に服しないを見、中國の大内氏をして之を抑へしめ、大内盛見はこのため戦没したが、持世後をついて遂に少貳・大友兩氏を平げるに至つた。南朝の殘黨伊勢の北畠滿雅は、後龜山天皇の皇孫小倉宮を奉じて兵を起し、大和の越智惟通は、義教の弟義昭と共に亦後村上天皇の皇孫圓滿院圓胤を擁して、兵威頗る盛であつたが、遂に是等を平らげると共に、南朝の皇胤は總て寺入を請うてその絶滅を計つた。叡山の如きも嗾訴を起したに對し、兵力を以て徹底的に主謀者の糾彈を行ひ、終に彼等をして根本中堂を焼いて自殺するに至らしめた。

かくの如く彼は強硬な態度を以て賞罰を嚴明にし、幕初以來弛緩して居た幕府の紀綱を振肅し、その基礎を固くすると共に、皇室に對しては從來の將軍の不遜な態度を改め、特に尊崇の意を表した。稱光天皇嗣なくして崩ぜられた際も、皇嗣については私意を出さず、一に後小松上皇の叡慮を翼賛し奉つて、後花園天皇伏見宮から入つて大統を繼がせられたが、天皇行幸の際彼が一右大將として供奉した如きは、全く前後の將軍に類を絶した所である。かく大義名分に明であるため、明との國交恢復

一色義貫  
土岐持頼

少貳氏・  
大友氏  
南朝殘黨  
の絶滅

叡山の抑

義教の朝  
廷尊崇

惡御所

赤松氏の  
勢力  
赤松滿祐  
と義持

義教と滿  
祐

山名持豊

に際しても、有司の日本國王の號や、彼の年號を用ゐんとするのを許さなかつたのである。然し彼の嚴正な政治は放縱に慣れた人々の却つて喜ばざる所となり、惡御所とまで呼ばれたが、その結果嘉吉の變を生じた。

赤松氏は則村以來中國の大勢力となり、一族の領土播磨・美作・備前・攝津・因幡の五ヶ箇に及び、則村の三子則祐、二兄の早く歿したため總領となつたが、その孫滿祐の家をついだ時則村の二子貞範の孫持貞は、義持の愛を恃んで總領たらんとした。義持は滿祐に播磨を獻せしめて持貞に管せしめんとしたが、滿祐は怒つて京の邸を焼き拂ひ、播磨に歸つて白旗城赤穂郡に據つた。その際は持貞が他の事によつて自殺したため、滿祐は罪を謝し、諸將救解して許された。然るに義教亦持貞の甥貞村を愛し滿祐をして播磨・美作を獻せしめて貞村に管せしめんとし、滿祐を壓迫したから、彼は不安の餘り自衛策を取り、嘉吉元年六月關東の平定を賀する爲めと稱し、義教を自邸に招いて不意に之を弑するに至つた。四十これより滿祐は播磨に歸り城山城攝津郡に據つて防備を固め、足利冬氏直冬の子孫を奉じて諸將を招いたが、管領細川持之綸旨を請うて之を討ち、貞村及び細川・畠山二氏の兵は攝津より、山名氏は但馬より播磨に迫つた。山名持豊は前から滿祐と不和であつたから、奮戦して敵を破り、城山城を圍んで滿祐を自殺せしめた。六十かくの如く山名氏の戦功最著しかつたため、播磨・美作・備前を得

將軍威力の失墜

從來の但馬・因幡・伯耆・備後・安藝・石見・伊賀に之を加へて一族十國を領する大勢力となつた。

義教が中道で殺されたことは、幕府中興の業を挫折せしめたのみならず、其後幼主相次いだに乘じ彼に抑へられて居た豪族の勢力は反動的に増大し、將軍の威力は全く失墜するに至つた。義教の子義勝嗣立したが、病弱で嘉吉三年に夭折し<sup>十</sup>、弟義成<sup>三</sup>僅八歳で後を嗣いだ。後名を改めて義政といふ<sup>二年</sup>。

南朝の神器奪取

南朝の殘黨は從來も機會ある毎に兵を擧げたが、この幕府の危機に乗じて復蜂起し、河内の楠木・大和の越智等、この年九月尊秀王を奉じ、義教に所領を奪はれて出奔した日野有光と計り、不意に皇居を襲つた。後花園天皇は身を以て逃れ給ふたが、彼等は神器を奪つて逃れ、鏡劍は取返されたため、神璽を奉じて叡山に據つた。然るに僧兵が朝廷の命を受けて襲つたため、尊秀王は自殺せられ、有光及び楠木・越智等も此所に戦死したが、餘黨は猶神璽を奉じ、圓満院圓胤及び尊秀王の皇子を擁して久しく大和に據り、長祿二年赤松氏の舊臣がその主家の罪を贖はんため、これを奪ひ返すまで、十二年間宮中に歸らなかつた。

義政の驕奢

義政は長じて後夫人日野富子、側室今參局、相國寺の僧季瓊、日野勝光、伊勢貞親等嬖寵の言に聞き、批政百出し、勘當に科なく赧免に忠なき有様であり、且つ常に郡國社寺に費用を課して驕奢に耽

應仁の亂の原因

り、或は室町の邸を再造して莊麗を極め、或は諸國の遊行、糺河原の勸進猿樂、花頂山大原の花見に行粧華美を盡くして世人を驚かしめた。かくの如く彼が榮華を恣にして居た間に應仁の大亂は醸成せられて居たのである。この亂の原因は複雑であるが、主としては權力の向下と諸家の相續問題とであつた。將軍の威力乏しくして諸將を制し得なかつたのは尊氏以來幕府の禍根であつたが、義政に至つては殊に甚しく、諸將亦その家臣の跋扈を抑へることが出来ず、これが相續争の起る所以でもあつた。斯波氏は義健が歿して養子義敏が嗣いだが、老臣甲斐常治と權を争ひ、相攻伐するに至つたから、幕府は義敏を廢して澁川義鏡の子義廉をして斯波氏を嗣がしめた。然るにその後義敏は管領細川勝元の周旋で許されたから、義廉と對抗することとなり、義廉は山名持豊の娘を娶つてその助を得、家中兩黨に分かれて相争ひ、斯波氏の勢力を失墜せしめた。畠山氏は持國が庶子義就を嗣としたが、家臣遊佐長直等はこれを悦ばずして、持國の猶子政長を擁立せんとし、細川勝元亦政長を助けて久しく争つたが、勝元は勝國の死後勝元は義就を退けて政長を立てたため、義就は山名持豊と結ぶに至つた。かくの如き相續問題のため、斯波・細川兩氏は勢力振はず、三管領中細川氏獨り勢力を張り、一族の領地は和泉・攝津・淡路・阿波・土佐・讃岐・丹波・備中・三河の九國に及び、細川勝元は久しく管領の地位を占めた。然るに山名持豊<sup>全</sup>は赤松氏の亂を討つてから大に勢力を得、驕傲甚しかつたから、勝元は機

細川勝元と山名宗全

畠山氏の相續問題

斯波氏の相續問題

將軍家の  
相續問題

を見て之を抑へんとし、赤松の遺族を助け、義政に請うて其家を再興して山名氏に當たらしめた。このため宗全は大に憤り、兩者の間互に相納れないこととなり、事毎に軋轢するに至つた。將軍義政も初子がなかつたから、弟義尋を還俗させて二嗣とし、名を義視と改め、勝元を後見としたが、寛正六年に至り、夫人富子の腹に義尙よしむねが生まれたため、富子は山名宗全の力を借りて義尙を嗣とせんとした。

細川山名  
兩黨の對  
抗

かくて應仁元年正月義政は宗全の言を聞いて畠山政長の管領をやめて、斯波義廉を以てこれに代へたが、宗全は更に義就を以て畠山氏を嗣がしめんとし、一味の諸將を集めて勝元・政長を討たんとしたから、勝元・政長等亦兵を集めてこれに備へた。義政は大亂の生ぜんことを憂ひ、政長・義就の手兵を以て勝敗を決せしめ、諸將の助勢を禁じた。これ既に將軍に威力のないことを表白したものである。かくて義就・政長は十八日御靈林で戦つたが、勝元の令を奉じたのに反し、宗全は部兵及び斯波義廉をして義就を助けしめたため、政長の敗北に歸した。山名黨はこれに勢を得て益専横を極め、勝元の領地を奪はんとしたから、勝元亦兵を集め、兩軍京都に對陣することとなつた。細川方は京の東北部に陣し、斯波義敏・畠山政長・京極持清・赤松政則・富樫政親・武田國信等之に屬し、兵約十六萬に達し、山名方は南西部に陣し、斯波義廉・畠山義就・一色義直・土岐成頼・六角高頼等兵數約九萬

兩軍の兵  
勢

兩軍と皇  
室及び幕  
府

に及んだ。義政はこれに對し、戦を開いた方を逆臣とすると宣して亂を防がんとしたが功なく、五月二十九日愈開戦となつた。初は東軍稍優勢であつたが八月になり、大内政弘が河野通春と共に三萬餘の兵を率ゐて西軍に來たり應じたため、西軍は大に勢を得て、これより常に東軍を壓するに至つた。

勝元は西軍に先んじて將軍一族と共に室町第も陣中にとりこみ、後花園上皇・後土御門天皇を此所へ迎へて名を正しくせんとした。然し義視は日野富子と共に居るを好まず、室町邸へ行幸の混雜に乗じ、伊勢に奔つて北畠氏に依つた。翌年義政の懇請で東陣に歸つたが、面白からずして再び叡山に脱れ、西軍に迎へられて主將となつた。このため細川・山名の争であつたのが、今や義政・義視兄弟の對抗となり、且寧西軍に好意を有した義政、富子が東軍に擁せられ、勝元に親しい義視が宗全に奉ぜられる奇觀を呈した。これより東軍では義視追討の綸旨を請ひ、西軍諸將の官爵を削つた。茲に於て西軍では、更に文明三年に大和に兵を擧げられた小倉宮の皇子を迎へて之を奉戴することとし、東西兩軍は再び持明院・大覺寺兩統對立の形を呈するに至つた。

勝元の西  
軍の領地  
擾亂

京都に於ける戦は初一二年にして持久戦になり、兩軍共に壘を高くし堀を深くして相對峙したが、勝元はこの間に西軍主力の領地を荒らしてその勢力を削がんとし、赤松氏をして山名氏の播磨・備前美作を奪はしめ、大友・小貳・菊池等九州の諸豪をして大内氏の領地を襲はしめ、斯波義廉の部將朝倉



孝景を越前の守護を餌として降らしめた。かくの如く宗全の剛勇は常に東軍を歴したが、勝元は智慮

畫策に於て遙かに宗全を凌駕して西軍の人心を動搖せしめ、勝敗久しく決せず、戦に倦んで和平を望

むもの多く、文明四年には勝元・宗全も共に和議に賛したけれども、赤松政則等の反対のため成らな

かつた。文明五年三月宗全先づ歿し<sup>七十</sup>同五月勝元亦その跡を追つた。<sup>四十</sup>四歳けれども、形勢は依然と

して變せず、西軍では大内政弘・畠山義就が中心となり、東軍では細川政國・畠山政長主となつて相

對持すること文明九年に及んだ。この間西軍の諸將は或は官爵を削られ、或は所領所職を奪はれたた

め、漸く國に歸り、又は東軍に降るもの多く、斯波義廉は早く領國の亂れたため歸國したが、畠山義

就もこの年九月國に下り、大内政弘も十一月東軍に降つて國に赴いたため、西軍は主力を失つて消滅

し、義視は美濃の土岐氏に據ることになつた。

京都の荒

義政の數

かく十一年の久しい間市街戦が續いたため、御所幕府以下の殿閣、天龍相國以下の寺院を初め、京の町は全く焼き盡くされて、都は一の焼野原と化し、歴代の重寶記録も烏有になつて終つた。天皇はこの間室町邸に寄居せられ、公卿は所領家財を失つて衣食に窮し、多く難を避けて地方に離散した。關白一條兼良及び近衛房平は奈良へ、一條教房は土佐へ、三條公教は周防へ赴いた。當時幕府は貢稅收らず、財政窮乏の極にあつたに拘らず、義政は常に奢侈風流を事とし、戦後人民の疲弊をも顧みず、文

四 數奇の原

明十一年には室町の御所を再築し、十四年には東山に別邸を營んでこれに住まつた。東山殿の名はこの時朝廷から賜はつた所である。この別邸は十數字の殿閣に園池を配し、數奇を凝したもので、彼は此所へ和漢の書畫骨董の粹を集め、君臺觀左右帳記は絶えず連歌・茶湯・花香等の遊を催した。今日存する銀閣及び東求堂はその一部で、銀閣は義滿の金閣に倣つて銀をぬらんとして果さなかつたものであり、東求堂の同仁齋は四疊半の茶室の濫觴と傳へられて居る。彼が幕府の窮迫せる際に猶かく驕奢優遊に耽つたのは、天下の事日に非にして、諸將は彼の命を奉ぜずして天下の大亂を惹起し、夫人日野富子及び日野勝光等は専横を極めて、彼の威令少しも行はれないため、政務に倦き、既に文明五年に將軍職を義尙に譲つて優遊を事とした。然るに其後富子の専横は益甚しく、收賄・金貸・米の賣買のみならず、禁裏修理に名をかり、京都の七口に新關を設けて通行稅を取り、「御台一天御計之間、料足共不知<sup>三</sup>其數<sup>二</sup>御所持、一天下之料足は此御方に有<sup>レ</sup>之様に見畢<sup>大乗院寺社雜事記</sup>」大乗院寺社雜事記と言はれた程で、義政・義尙の間も離間し、義尙をして酒色に溺れしめてその賢を掩ひ、己の専横を恣にせんとした。されば文明十三年には義政は長谷の山莊に隠れ、朝廷から歸洛を諭されても容易に應じなかつた事さへあつた位である。これが彼が一切政治上の責務を抛棄し、自己の趣味を恣にすると共に、足利氏の最盛時であつた義滿の時代を回顧し、その遺風を模して僅に心を慰めて居た所以であつた。

將軍義尙

。下列上

義尙は酒色に沈湎し乍らも、學を好み、幕威の恢復を念とし、延徳元年には自ら出征して近江六角高頼を討つたが、不幸にして陣中に歿し、二十歳義政亦翌二年に世を去つた。五十一歳室町時代を最よく現はす詞は下剋上で、當時「我國風俗君弱臣強」と言はれた如く、朝廷は幕府に幕府は大名に壓せられ、大名亦部下や土民に制せられた時代であつた。上持明院統の皇室は、將軍の擁立によるだけに將軍の意のまゝであり、公家も將軍の家臣同然に裾沓の役をも勤め、或は裝束を缺いて出仕の叶はず、或は天子より拜領の御衣さへ朝食の代に典物としたものがあつた程窮迫して居た。將軍の権力も頗薄弱で、管領等諸將の権力が増大し、常に諸將の反抗のため動搖されたが、その諸將の権も亦漸くその家臣の手に移つて行つた。義政の専政主義の失敗もこの大勢に逆行した爲であり、應仁亂の原因たる管領家の相續争も、その家臣の横暴に因つて起つたものに過ぎぬ。武士の中でも最下級の足輕が應仁の亂より跋扈し、戰陣中武具馬具をかけて賭博し、寺社町人の倉まで賭物にした程である。土一揆は更に進んで土民の跋扈となつたもので、正長元年に畿内に蜂起して徳政を唱へ富豪を襲ひ、債權質物を蹂躪奪回したのを初めとして、その後度々起り、嘉吉元年の如く幕府も後には彼等の要求を入れて、徳政令を發したことも少くなかつた。義政の如きは一代中に十三回も徳政令を出したといはれて居る。このため賈買貸借には徳政の際にも異議なき旨の所謂徳政文言を記せば、

足輕  
。土一揆と  
徳政

一方ではこれを無効にする徳政令を出さしむるに至つた。彼等の要求は徳政に限らず、或は租税の免減を求め、或は軍勢の徹退をさへ強要した。かくて單に土民のみでなく、下級武士の之に投ずるものも多く、甚しきはこの一揆が守護を殺して一國の政權を掌握したことさへある。寺院の衆徒・神社の神人等が常に武器を取つて横暴を働いたり、都會の町人が團結して守護に抗するもの出來て來たのも同一傾向である。この下剋上の趨勢は全く社會の秩序を破壊し、遂に群雄割據の戰國時代となるのである。

### 第三十二章 足利時代の外國關係

外國關係  
の變態

國內に於て動搖と紛亂に終始した足利時代は、外國關係に於ても變態たるを免れなかつた。即我邊民は國家の統制の緩むに乗じて、盛に支那朝鮮の海岸を荒らし、彼はこれの防禦に窮して、我國との通交により、これの禁壓を求めんとし、足利氏はこの事情に乗じ、更に卑屈な態度を辭せずして、交易の利を占むるに努めたのである。

所謂倭寇

眞倭と從

支那及び朝鮮で倭寇と稱せられた我海賊は、元寇以後反動的に盛になつたが、元弘以來の國內の騷亂は益之に投ずるものと増さしめ、足利時代を通じて支那朝鮮に取つての一大脅威であつた。當時我國の海賊の語は一般水軍の意味にも用ゐられたが、彼の倭寇と稱したのも必ずしも掠奪のみ目的としたものに限らず、彼が海禁を行つて貿易を許さないか、或は彼の官吏商人等の姦曲のため不利益を蒙らされた如き場合に、初めて勃發して焚掠を恣にしたのも少くない。彼等が殆裸體に等しい輕裝で長刀を揮ひつゝ進む際は、殆無人の境を行くが如くで、至る所人は殺され、財は奪はれ、家は焼かれ數十里の内肅然として人煙なきに至つた。然し倭寇と呼ばれても、實は支那人のこれを裝ひ、これに混じ、これを利用するものも多く、大抵眞倭十の三、從倭十の七と謂はれた位である。その規模の最

寺院貿易

征西將軍  
宮の對外

大きかつた嘉靖の大倭寇天文末年から永祿に亘る間の如きも、明の海禁に乘じ、明人汪直の邦人を誘導して起さしめたものである。而して瀬戸内海や九州の島々が海賊の根據地であり、中には因島の村上氏等を初め、自ら海賊大將軍と號して朝鮮と書信を通じて居るものも少くなかつた。

元寇以後も支那との貿易は依然として行はれ、中には利益を寺院に納めるため、幕府から特に渡唐船を警護したこともあつた。北條氏の建長寺船、足利氏の天龍寺船の如きその一例で、天龍寺船は利損に拘らず、渡唐船の一艘につき五千貫を寺納したのである。この間所謂倭寇も屢支那沿岸を荒らしたから、正平二十三年長慶天皇立たれ、義満將軍に任ぜられた年元に代つた明の太祖洪武帝朱元璋は、使を我國に送つてその即位をつけ、我をして正朔を奉ぜしめ、倭寇を禁ぜしめんとした。當時九州に居られた征西將軍宮は之に應對せられ、彼の無禮を怒り、再三の威嚇に屈せず、或は古來我國の支那に従つたことなく、蒙古の我を小國と侮つて從へんとし、十萬の水軍海に没した例を告げ、或は天下は一人の天下でない、我は封疆二千里に足らぬ小國でも足るを知るに、明は封域百萬里に及ぶも足るを知らずして我を攻めんとする、然し明王股肱の將を選び、國を擧げて攻め寄せても、我にもその備があるから何ぞ懼れようと述べて、彼の暴慢を挫き、彼の使者を抑留すること數年に及んだこともあつた。然し彼も元の覆轍を踏むを恐れて、來り侵さないのみならず、その祖訓に於て我を不征不通の國の一つとした程であつ

た。西征將軍宮が九州の一部を保つに過ぎずして、猶且大義名分を固持せられたのは、正義の主張によつて立たれる南朝の美點であると共に、足利義滿が天下を統一して權威に誇りながら、卑屈な態度を取るを辭しなかつた所に、その功利主義が明かに見られる。

義滿の稱王

義滿は應永八年肥富こぶつの勸めにより、彼を使節として、僧祖阿素阿と共に明に遣し、彼の漂民を送り返し、方物を上つて通交を求めしめた。翌年肥富歸朝の際、彼亦道彝、一如を使として我國に遣したが、その國書には義滿を「爾日本國王源道義」と謂ひ、彼の遣使について「朕甚嘉焉」「非篤於君臣之道「疇克臻茲」と言ひ、「班示大統曆」俾奉正朔」を告げ、よく倭寇を禁歴すれば忠義の邦として日本の名永く傳はらうと記されてあつた。善隣國 寶記 これより義滿は日本國王源道義と稱し、彼の年號を用ゐて書を送り、日本國王の印を受け、彼の送れる冠服をも着け、彼の國書を受けるには三拜の禮を以てした。かくの如き卑屈な態度は當時に於ても批難少からず、義持の如きは彼の死後明から弔問の使を遣し、恭献と諡したに拘らず、これに答へず、明の更に朝貢を促すに及んでは、言を神靈と義滿の遺言に託して、通問を絶つを告げ、「昔元兵再來、舟師百萬皆無功而溺干海」所以者何、非唯人力、實神兵陰助以防禦也」「用兵來伐」「除路而迎之而已」といひ、倭寇の禁止については、邊民の所爲であるから、捕へて戮すべく、我に求むるに及ばないと諭して、使節を追返した。上 このため義持一

義持の斷交

義教義政の外交

代は通交を見なかつたが、義教になつて再び彼の使聘に應じ、通好の復活を見た。唯義教は日本國王の號を避け、彼の年號を用ゐず、彼の國書に對する拜禮をも廢せんとしたが、更に義政に至つては、再び王號を稱し、全く義滿の舊に復して、彼の意を迎へるに汲々として居た。

明の倭寇防歴策

かくの如く明の執拗に通交を求めたのは、倭寇に苦しんで、その禁歴を望むためであり、通交の成立せる際は、彼の求に應じ、西國の諸將に其取締を命じて居り、義滿の如きは明の弔詞に於ても「殄寇盜於海島」の功を頌し、「自日本有國以來、其士賢明未有如王盛者」矣」と言つて居る位である。上 同然しこれも幕威の盛な間はとにかく、その衰弊してからは、固より禁歴する力なく、明に於ては北

幕府の功利的外交

虜南倭と併稱して外患の最たるものであり、やがて明室の衰亡の原因でもあつた。幕府の卑屈な態度を敢てして彼の要求に應じたのは「本朝御興隆大事」滿濟准后日記 と謂はれた如く、貿易の利を得んためて殊に義政の如きは「抑弊邑久承禁蕩之餘」銅錢掃地盡、官庫空虛、何以利民、今差使者入朝、所求在此耳、聖恩廣大、願壹拾萬貫、以滿其所求、則賜莫大焉善隣國寶記 と露骨にその意志を直言して居る。されば國家のための外交といふよりは、一己の利益のための私の關係とも見られ、古代に於ける九州の土豪の倭王と稱して支那と往問したのと同じで、鎌倉幕府以來の先例たる朝廷への奏問を経ないのも、禪僧が使節となり、外交を司つたのも、「大將軍爲利國故、竊通書信」上と謂はれ